

丸亀市地域防災計画

資 料 編

令和 7 年 3 月

丸 亀 市 防 災 会 議

目 次

I 条例、規則、要綱等	4
1 丸亀市防災会議条例	4
2 丸亀市災害対策本部条例	5
3 丸亀市災害対策本部運営規程	6
4 災害対策本部組織図	14
5 地震・津波防災対策目標（香川県策定：平成19年3月策定 令和7年2月修正）	15
II 災害対応基準等	20
1 配備基準（第8条関係）	20
（1）警報（風水害等）等に伴う基準	20
（2）地震発生等に伴う基準	21
（3）風水害時、地震・津波時の初動対応	21
2 災害・事態別の所管課	22
（1）被害が広範囲に及ぶもの、あるいはその恐れのあるもの	22
（2）被害が限定的なもの	22
3 避難に関する責務及び避難行動（安全確保行動）	23
（1）市の責務、居住者の基本姿勢及び施設管理者等の責務等	23
（2）避難行動（安全確保行動）の考え方	24
（3）平坦地と平坦地以外の区分	25
（4）建物の構造と災害毎の危険の程度と避難行動の違い	26
（5）避難情報の発令基準の基本的考え方	26
（6）避難情報により居住者等がとるべき行動	27
4 避難情報の発令基準	28
（1）水害（河川氾濫）	28
（2）水害（内水氾濫）	32
（3）土砂災害	33
（4）高潮災害	36
（5）津波災害	37
5 気象予警報の基準	38
（1）特別警報	38
（2）警 報	38
（3）注意報	39
（4）別表	40
（5）キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等	41
6 予警報の伝達系統図	42
（1）気象警報等の伝達系統図	42
（2）土器川洪水予報の伝達系統図	43
7 被害状況等情報収集伝達系統図	44
8 伝達系統図及び情報伝達通信系図	45
（1）伝達系統図	45
（2）情報伝達通信系図	45
9 香川県地方通信ルート	46
10 災害時通信連絡系統図	47
11 津波警報等の伝達系統図	48
12 地震及び津波に関する情報の伝達系統図	49
13 避難情報の実施	50
14 自衛隊の活動	51
（1）自衛隊の自主派遣	51
（2）派遣部隊の業務	51
15 自主防災組織の現況	52
16 非常通信の基礎知識	53
III 地区防災計画一覧	55

IV 協定、覚書等一覧	56
V その他	62
1 火災・災害等即報要領	62
2 災害報告取扱要領	79
3 丸亀市防災会議委員名簿	87
4 参集途上における被害状況報告書	88
5 災害報告詳細系統図	89
(1) 人的被害、住家	89
(2) 道路施設被害	89
(3) 河川施設被害	89
(4) 砂防施設被害	90
(5) 海岸施設被害	90
(6) 港湾施設被害	90
(7) 都市施設(公園)被害	90
(8) 下水道施設被害	91
(9) 農産物等被害	91
(10) ため池、農地、農業用施設被害	91
(11) 治山・林道・林業施設、林産物被害	91
(12) 漁港・漁業施設、水産物被害	91
(13) ライフライン等被害	92
(14) 公共交通機関等被害	92
VI 資料	93
1 災害に関する記録等	93
(1) 過去における県下の主な風水害等一覧	93
(2) 過去における県下の主な地震一覧	100
(3) 過去における主な林野火災一覧(丸亀市)	102
2 防災上注意すべき区域等	103
(1) 河川重要水防区域	103
(2) 海岸重要水防区域	106
(3) 港湾重要水防区域	107
(4) 漁港重要水防区域(担当水防管理団体：丸亀市)	107
(5) ため池重要水防区域	108
(6) 主要水門	112
(7) 山腹崩壊危険地区	113
(8) 崩壊土砂流出危険地区	114
(9) 土砂災害警戒区域と警戒避難体制の整備	115
(10) 洪水浸水想定区域内の地下街等施設一覧	122
(11) 洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設一覧	123
(12) 土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設一覧	128
3 危険物等施設関係	129
(1) 危険物施設	129
(2) 高圧ガス関係事業所	129
(3) 火薬類関係事業所	129
(4) 毒物劇物営業者	129
4 気象関係	130
(1) 雨量、水位、潮位、震度観測所	130
(2) 土砂災害と前兆現象の種類	131
(3) 気象庁震度階級関連解説表(平成21年3月31日)	131
5 消防水防関係	135
(1) 消防本部現勢	135
(2) 消防団現勢	136
(3) 消防団分団区域表	136
(4) 消防水利の現況	137

(5) 消防通信施設の現況	137
(6) 市の管理する水防倉庫及び備蓄資材一覧（令和3年4月1日現在）	138
(7) 水防倉庫以外の備蓄資材（令和3年4月1日現在）	138
6 通信施設関係	139
(1) 香川県防災情報システム	139
(2) 香川県防災行政無線施設	140
(3) 市防災行政無線	141
7 医療救護関係	151
(1) 大災害時の医療救護体制	152
(2) 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図	152
(3) 救護病院一覧表	153
8 保健・衛生関係	154
(1) 精神科医療機関	154
(2) 一般廃棄物処理施設	155
(3) 一般廃棄物収集車両	155
(4) 緊急時トイレ兼用マンホール設置状況	156
(5) 火葬場一覧（公営）	156
9 交通・輸送関係	157
(1) 緊急通行車両の標章及び確認証明書	157
(2) 緊急輸送路	158
(3) 自動車の保有状況	160
(4) 広報車・無線搭載車の状況	162
(5) 緊急用車両一覧表	162
10 災害救助車両	163
(1) 災害救助車両	163
(2) 災害派遣等従事車両証明書の発行手続き	163
11 避難施設等一覧表	168
(1) 全般	168
(2) 指定避難所及び指定緊急避難場所(令和6年4月1日現在)	169
(3) 津波避難ビル	172
(4) 福祉避難所	172
(5) 予備的避難所	172
12 災害対策用ヘリポート（令和5年4月1日現在）	173
13 災害用物資の備蓄状況	174
14 耐震性貯水槽	175
15 その他	176
(1) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	176
(2) 被災者生活再建支援制度の概要	179

I 条例、規則、要綱等

1 丸亀市防災会議条例

平成 17 年 3 月 22 日 条例第 178 号

改正 平成 24 年 9 月 24 日条例第 32 号 平成 26 年 3 月 28 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、丸亀市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 丸亀市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
- (3) 香川県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 香川県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 市長がその部(公室を含む。)内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項各号の委員の総数は、35 人以内とする。

7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、香川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 24 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日条例第 5 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 丸亀市災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 22 日 条例第 179 号

改正 平成 20 年 3 月 26 日条例第 22 号 平成 24 年 9 月 24 日条例第 32 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、丸亀市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策司令部長は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の指揮を執る。

4 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 26 日条例第 22 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 24 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 丸亀市災害対策本部運営規程

平成 17 年 3 月 22 日訓令第 75 号

改正	平成 18 年 3 月 27 日訓令第 9 号	平成 19 年 3 月 26 日訓令第 3 号
	平成 19 年 3 月 26 日訓令第 35 号	平成 20 年 3 月 26 日訓令第 11 号
	平成 26 年 3 月 24 日訓令第 26 号	平成 26 年 3 月 28 日訓令第 48 号
	平成 26 年 6 月 30 日訓令第 52 号	平成 28 年 3 月 29 日訓令第 19 号
	平成 29 年 3 月 28 日訓令第 16 号	平成 30 年 2 月 28 日訓令第 2 号
	平成 30 年 10 月 12 日訓令第 29 号	令和元年 12 月 27 日訓令第 7 号
	令和 2 年 3 月 30 日訓令第 9 号	令和 3 年 3 月 29 日訓令第 4 号
	令和 4 年 3 月 29 日訓令第 4 号	令和 6 年 2 月 20 日訓令第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、丸亀市災害対策本部条例(平成 17 年条例第 179 号。以下「条例」という。)に基づき、丸亀市災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し、必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図るものとする。

(組織)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)には、副市長、教育長及びモーターボート競走事業管理者の職にある者を充て、同項の規定による災害対策本部長の職務を代理する者は副市長とする。

2 条例第 2 条第 3 項に規定する災害対策司令部長(以下「司令部長」という。)には、市長公室長の職にある者を充てる。

3 条例第 2 条第 4 項に規定する災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、丸亀市行政組織規則(平成 17 年規則第 9 号。以下「行政組織規則」という。)第 4 条に定める部長及びこれに相当すると認められる職にある者を充てる。

4 本部に置く部及び部に置く班は、別表第 1 に定めるとおりとする。

5 本部長は、予想される災害の規模又は災害が発生した場合の被害の程度によって、一部の部の活動を停止させ、又は合併させることができる。

(部長等の指名)

第 3 条 本部長は、条例第 3 条第 2 項に規定する部に属すべき本部員及び同条第 3 項に規定する部長の指名と併せて副部長並びに班長及び副班長を指名する。

(所掌事務)

第 4 条 本部事務局及び各部の所掌事務は、別表第 2 に定めるとおりとする。

2 各部長は、部の所掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めておくとともに必要簿冊を備える等体制を整備しておかなければならない。

3 本部長、副本部長、司令部長、本部員、副本部員、班長、副班長及び班員は、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、腕章を着用するものとする。

(会議)

第 5 条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長、司令部長及び本部員をもって構成し、災害予防、災害応急対策の実施その他防災に関する主要事項について協議する。

(本部室の場所及び本部事務局)

第 6 条 本部室は、市庁舎 4 階災害対策本部(会議室)又は本部長の指定する場所に置くものとする。

2 本部室には、「丸亀市災害対策本部」の表示をするものとする。

3 本部室には、原則として本部事務局を置く。

4 本部事務局長は、危機管理課長の職にある者を充てる。

5 本部事務局の職員は、市長公室危機管理班、政策班、秘書班、デジタル活用推進班、職員班、総務部庶務班、財務班、人権班、税務班及び市民班に所属する職員から市長があらかじめ指名した職員で構成する。

6 本部事務局は、各種情報の管理、各部の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務等を行う。

(本部の設置及び解散)

第 7 条 本部は、災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合において、別に定める設置基準に該当したとき、又は市長が必要と認めたとき、活動を開始するため設置する。

2 本部長は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めるとき、本部を解散する。

(非常配備体制)

第 8 条 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害を最小限に防止するため、別に定める配備基準に基づき、配備体制を整え職員の動員配備を行うものとする。

2 市長公室長は、毎年度配備体制に対する動員計画を調整する。

(本部設置前の措置)

第 9 条 災害の状況により本部が設置されない場合は、別に定める配備基準又は行政組織規則等に定めるところによりそれぞれ関係部課等が災害対策に当たるものとする。この場合、災害の種別状況

等により、担当部課等では対処できないとき、又はできないおそれがあるときは、市長公室長に応援出動を要請することができる。

- 2 市長公室長は、前項の応援要請があったときは、速やかに動員配備に基づき、関係職員を出動させるものとする。

第10条 市長公室長は、予警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるとき、又は必要と認めるときは、別に定める配備基準に基づき、配備体制を指令することができる。

- 2 市長公室長は、前項の指令をしたときは、速やかに市長に対し、その旨を報告しなければならない。この場合、市長が必要と認めるときは、災害対策本部設置の準備を指示するものとする。

- 3 本部設置準備の指示があったときは、各部の部長は所掌事務に係る活動が円滑に実施できるよう必要な措置を整えるものとする。

(災害情報の取扱い)

第11条 本部が設置されない場合において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、関係部課長等は、その情報を整理し、市長公室長に報告するものとする。

- 2 本部が設置されない場合において市長公室長は「災害報告取扱要領」に基づき報告が必要と認めるときは、関係部課長等に災害の情報及び被害の状況の報告を要請することができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか本部の運営に関し必要な事項については、本部長が決定するものとする。

附 則

この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日訓令第9号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日訓令第35号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日訓令第11号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月24日訓令第26号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日訓令第48号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月30日訓令第52号)

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日訓令第19号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日訓令第16号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月28日訓令第2号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月12日訓令第29号)

この訓令は、平成30年10月12日から施行する。

附 則 (令和元年12月278日訓令第7号)

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日訓令第9号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日訓令第4号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日訓令第4号)

この訓令は、令和4年3月29日から施行する。

附 則 (令和6年2月20日訓令第12号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

部	班
市長公室	政策班、秘書班、デジタル活用推進班、職員班、危機管理班、会計班
総務部	庶務班、財務班、人権班、税務班、市民班、綾歌市民総合センター班、飯山市民総合センター班、選挙管理委員会事務局班、監査委員事務局班
協働推進部	地域づくり班、まなび文化班、図書館班、スポーツ推進班
健康福祉部	福祉班、子育て支援班、高齢者支援班、健康班、保険班
都市整備部	都市計画班、建設班、建築住宅班、下水道班
産業生活部	産業観光班、文化班、生活環境班、クリーン班、農業委員会事務局班
消防本部	総務班、予防班、防災班
ボートレース事業局	経営班、営業班
教育部	総務班、学校教育班、学校給食センター班、幼保運営班、文化財保存活用班
議会事務局	議会事務局班

別表第2(第4条関係)

本部事務局及び各部の所掌事務

本部事務局	所掌事務
本部事務局 (市長公室、総務部(綾歌市民総合センター班、飯山市民総合センター班を除く。))の職員の一部)	(1) 災害対策本部の運営に関する事。 (2) 本部長の命令及び指示の伝達に関する事。 (3) 避難情報に関する事。 (4) 情報の受領及び伝達に関する事。 (5) 本部会議に関する事。 (6) 災害通信指令に関する事。 (7) 現地災害対策本部の開設に関する事。 (8) 自衛隊派遣要請及び受入調整に関する事。 (9) 国・県及び防災関係機関等に対する連絡及び応援要請に関する事。 (10) 災害応急対策の総括及び調整に関する事。 (11) 関係官庁との連絡調整に関する事。 (12) 各部及び各班との連絡・調整に関する事。

部	班	所掌事務
市長公室	政策班	(1) 庁内の総合調整に関する事。 (2) 部内各班との連絡・調整に関する事。
	秘書班	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 (2) 国の機関、国会議員等の視察及び応接に関する事。 (3) 市民に対する広報・情報の伝達及び人心の安定に関する事。 (4) 情報提供その他報道機関への対応に関する事。 (5) その他防災広報及び災害記録に関する事。 (6) 広報車による広報活動に関する事。 (7) 他班への応援に関する事。
	デジタル活用推進班	(1) インターネットによる情報収集に関する事。 (2) 情報通信機能体制の維持及び復旧に関する事。 (3) 他班への応援に関する事。
	職員班	(1) 職員の動員及び配置に関する事。 (2) 職員の健康管理及び厚生に関する事。 (3) 被災職員の調査に関する事。 (4) 他の市町職員の応援要請に関する事。 (5) 職員の食料の確保に関する事。 (6) 他班への応援に関する事。
	危機管理班	(1) 災害対策本部の設置及び閉鎖に関する事。 (2) 災害応急対策用の船舶に関する事。 (3) 救援物資の受入れに関する事。 (4) 市防災会議に関する事。 (5) 気象情報及び災害情報の収集・伝達に関する事。 (6) 水防活動に関する事。

部	班	所掌事務
市長公室	会計班	(1) 災害応急対策等に伴う資材の緊急調達の支援に関すること。 (2) 他班への応援に関すること。
総務部	庶務班	(1) 災害に関する法令、条例等に関すること。 (2) 来庁者の避難誘導及び保護安全対策に関すること。 (3) 緊急通行車両の届出に関すること。 (4) 仮設電話、ファクシミリの設置及び申込みに関すること。 (5) 公用車の配備に関すること。 (6) 電話交換に関すること。 (7) 市庁舎及び所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (8) 保存文書の保全に関すること。 (9) 部内各班との連絡・調整に関すること。 (10) 他班への応援に関すること。
	財務班	(1) 災害の応急費及び復旧費その他災害関係の予算及び財政措置に関すること。 (2) 各部の予算調整に関すること。 (3) 義援金の受入れに関すること。 (4) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (5) 他班への応援に関すること。
	人権班	(1) 避難所の設置に関すること(文化センター、児童館等)。 (2) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (3) 他班への応援に関すること。
	税務班	(1) 避難の伝達に関すること。 (2) 避難者の誘導及び安全確保に関すること。 (3) 避難所での事務に関すること。 (4) 避難所収容世帯の調査に関すること。 (5) 避難所の災害時要援護者情報に関すること。 (6) 被災者の調査及び証明に関すること。 (7) 建築物の被害状況の調査及び報告に関すること。 (8) 災害に伴う市税の減免に関すること。 (9) 他班への応援に関すること。
	市民班(各班から要員派遣)	(1) 市民等の要望事項の把握及び被災者の安否等各種問い合わせに関すること。 (2) 被災した外国人の援護に関すること。 (3) 災害相談に関すること。 (4) 応急食料の確保及び配給に関すること。 (5) 被災による身元不明の死者の収容及び埋火葬に関すること。 (6) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (7) 他班への応援に関すること。
	綾歌市民総合センター班及び飯山市民総合センター班(各班から要員派遣)	(1) 管轄区域における情報収集及び災害対策本部との連絡・調整に関すること。 (2) 管轄区域における市民に対する広報活動支援及び情報の伝達に関すること。 (3) 市民総合センターにおける公用車の配備に関すること。 (4) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (5) 市民総合センターの保存文書の保全に関すること。 (6) 部内各班との連絡・調整に関すること。 (7) 他班への応援に関すること。
	選挙管理委員会事務局班	(1) 選挙管理委員会との連絡に関すること。 (2) 他班への応援に関すること。
	監査委員事務局班	(1) 監査委員との連絡に関すること。 (2) 他班への応援に関すること。

部	班	所掌事務
協働推進部	地域づくり班	(1) 島しょ部を含む避難所の設置に関すること(コミュニティセンター、手島自然教育センター)。 (2) 自治会活動に関すること。 (3) 市民活動団体・NPOに関すること。 (4) ボランティアの活動の受入れ及び支援に関すること。 (5) 島しょ部の災害応急措置に関すること。 (6) 島しょ部避難者の誘導及び安全確保に関すること。 (7) 島しょ部の情報収集及び伝達等に関すること。 (8) 市民センターの保存文書の保全に関すること。 (9) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (10) 部内各班との連絡・調整に関すること。 (11) 他班への応援に関すること。
	まなび文化班	(1) 避難所の設置に関すること(綾歌総合文化会館、飯山総合学習センター)。 (2) 美術作品の管理・保全に関すること。 (3) 青年団体の協力要請に関すること。 (4) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (5) 他班への応援に関すること。
	図書館班	(1) 図書の管理・保全に関すること。 (2) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (3) 他班への応援に関すること。
	スポーツ推進班	(1) 避難所の設置に関すること(市民体育館、土器川体育センター、飯山総合運動公園)。 (2) 物資拠点の設置及び運営に関すること。 (3) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (4) 他班への応援に関すること。
健康福祉部	福祉班	(1) 避難行動要支援者との連絡及びその救護に関すること。 (2) 災害救助法の適用に関すること。 (3) 災害対策用物資の保管及び配給に関すること。 (4) 被災者に対する生業資金の融資等に関すること。 (5) 日赤奉仕団との連絡に関すること。 (6) 被災による身元不明の死者の収容に関すること。 (7) 社会福祉協議会とボランティアの受入体制に関すること。 (8) 義えん金品等の配分に関すること。 (9) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (10) 部内各班との連絡・調整に関すること。 (11) 他班への応援に関すること。
	子育て支援班	(1) 避難所の設置に関すること(東小川児童センター)。 (2) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (3) 他班への応援に関すること。
	高齢者支援班	(1) 避難行動要支援者との連絡及びその救護に関すること。 (2) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (3) 他班への応援に関すること。
	健康課	(1) 避難所の設置に関すること(綾歌保健福祉センター・飯山総合福祉センター)。 (2) 救護班派遣及び応急救護所の設置に関すること。 (3) 被災者の健康・栄養指導に関すること。 (4) 被災者の精神保健に関すること。 (5) 協力医療機関との連絡に関すること。 (6) 医師会及び薬剤師会との連絡・調整に関すること。 (7) 感染症の防疫に関すること。 (8) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (9) 他班への応援に関すること。
	保険班	(1) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (2) 他班への応援に関すること。

部	班	所掌事務
都市整備部	都市計画班	(1) 現地の救援、出動に関する事。 (2) 現地災害対策本部に関する事。 (3) 現地の状況調査に関する事。 (4) 交通関係機関との連絡・調整に関する事。 (5) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事。 (6) 公園、緑地等の被害状況の調査に関する事。 (7) 部内各班との連絡・調整に関する事。 (8) 他班への応援に関する事。
	建設班	(1) 交通規制に関する事。 (2) 建設資材の調達に関する事。 (3) 災害現場での救出、救助活動及び緊急輸送路の確保に関する事。 (4) ライフライン関係の連絡・調整に関する事。 (5) 山崩れ、がけ崩れ等の応急対策に関する事。 (6) 障害物の除去に関する事。 (7) 道路、橋りょう等の使用に関する事。 (8) 道路、橋りょう等の被害状況の調査及び応急対策に関する事。 (9) 港湾・漁港施設、海岸等の被害状況の調査及び応急対策に関する事。 (10) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事。 (11) 山崩れ、がけ崩れ等の予防応急対策に関する事。 (12) 河川の被害状況の調査及び応急対策に関する事。 (13) 他班への応援に関する事。
	建築住宅班	(1) 災害救助用仮設住宅の建設及び建築物の災害復旧の技術指導に関する事。 (2) 被災建築物の調査(応急危険度判定等)に関する事。 (3) 市営住宅の住民の安否確認に関する事。 (4) 住宅確保に係る関係機関との連絡調整及び入居相談に関する事。 (5) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事。 (6) 他班への応援に関する事。
	下水道班	(1) 市街地の排水対策に関する事。 (2) 下水道の管路の保全に関する事。 (3) 下水道応急資材の調達確保に関する事。 (4) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事。 (5) 排水ポンプ場及び下水処理場に関する事。 (6) 他班への応援に関する事。
産業生活部	産業観光班	(1) 商工業関係団体との連絡調整及び応急対策に関する事。 (2) 商工業関係被害状況の調査及び応急対策に関する事。 (3) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事。 (4) 部内各班との連絡・調整に関する事。 (5) 他班への応援に関する事。
	農林水産班	(1) 現地での救出、救助活動に関する事。 (2) 農業、漁業関係団体との連絡調整及び協力要請に関する事。 (3) 農作物の被害状況の調査及び応急対策に関する事。 (4) 農業施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事。 (5) 漁業施設、水産物、漁船の被害状況の調査及び応急対策に関する事。 (6) 山林の被害状況の調査及び応急対策に関する事。 (7) 家畜等の防疫に関する事。 (8) 農用地、土地改良施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事。 (9) 他班への応援に関する事。
	生活環境班	(1) 水質汚濁その他大気汚染等に係る調査及び防止対策に関する事。 (2) 仮設トイレの設置に関する事。 (3) 仮設ふろの設置に関する事。 (4) 消毒剤の配布その他防疫に関する事(健康班に属する事項を除く)。 (5) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事。 (6) 他班への応援に関する事。

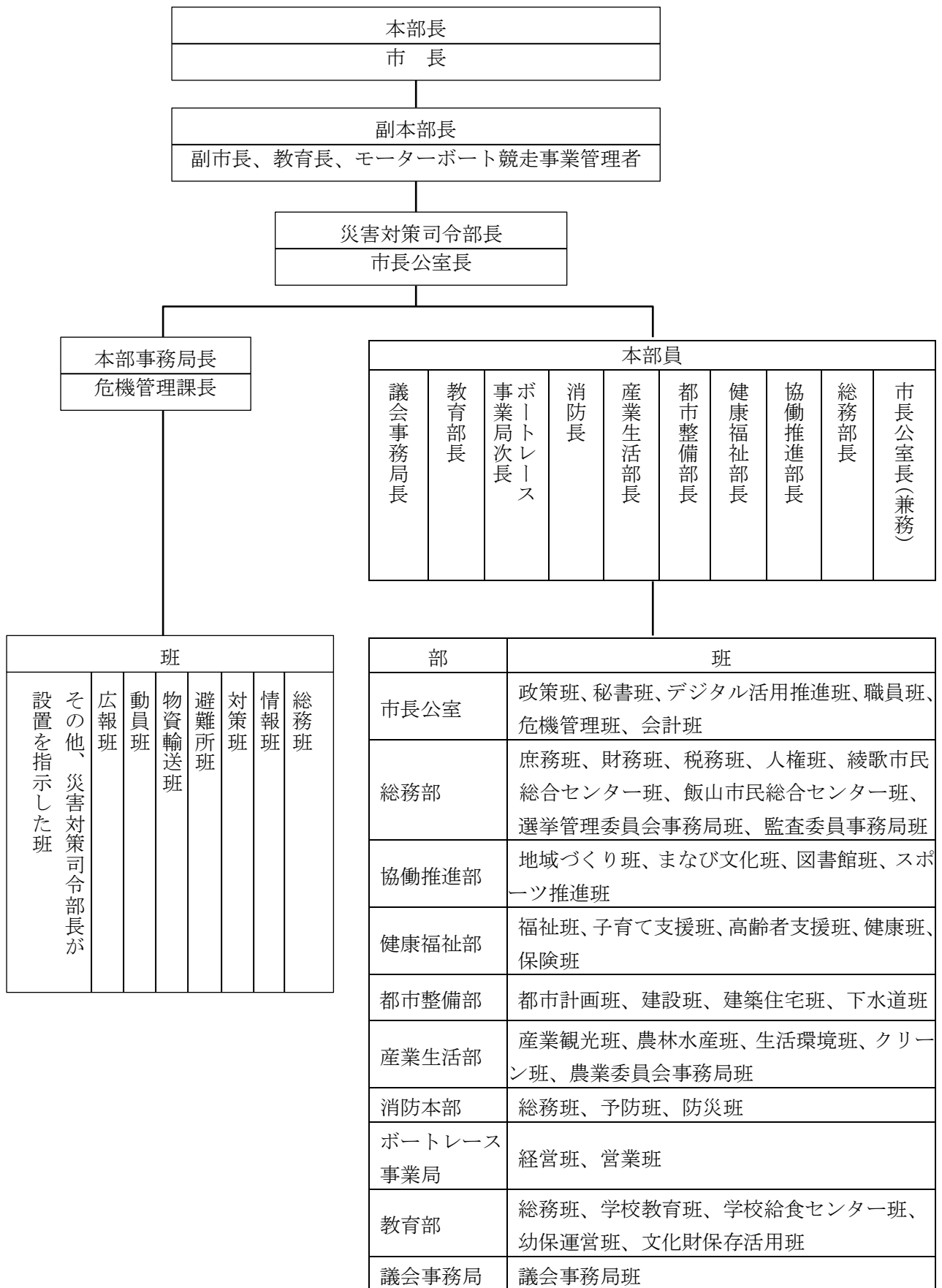
部	班	所掌事務
産業生活部	クリーン班	(1) じんあい、汚泥等の収集及び清掃に関すること。 (2) し尿、汚水等のくみ取りに関すること。 (3) 倒壊建物のがれき等の処理に関すること。 (4) 臨時のごみ集積場の確保に関すること。 (5) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (6) 他班への応援に関すること。
	農業委員会事務局班	(1) 農業委員会との連絡に関すること。 (2) 他班への応援に関すること。
消防本部	総務班	(1) 消防団との連絡・調整に関すること。 (2) 消防関係機関の協力要請に関すること。 (3) 死体の捜索に関すること。 (4) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (5) 部内各班との連絡・調整に関すること。
	予防班	(1) 危険物等施設の被害状況の取りまとめ及び応急対策に関すること。 (2) 災害危険場所の巡視警戒に関すること。 (3) 災害の調査に関すること。
	防災班	(1) 消防及び水防活動に関すること。 (2) 救急救助活動に関すること。 (3) 被災者の救出及び搬送に関すること。 (4) 災害情報等の受領及び伝達に関すること。 (5) ヘリポートの確保に関すること。
ボートレース事業局	経営班	(1) 海上救援に関すること。 (2) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (3) 部内各班との連絡・調整に関すること。 (4) 他班への応援に関すること。
	営業班	(1) 来場者の保護安全対策に関すること。 (2) 他班への応援に関すること。
教育部	総務班	(1) 避難所の設置に関すること。(市立学校)。 (2) 教育関係救助見舞金品等の受付け及び配分に関すること。 (3) 児童及び生徒の就学援助に関すること。 (4) 児童及び生徒の保健衛生に関すること。 (5) 教育委員会関係の被害情報及び災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。 (6) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (7) 部内各班との連絡・調整に関すること。 (8) 他班への応援に関すること。
	学校教育班	(1) 児童及び生徒の避難及び救護に関すること。 (2) 被災学校等及び児童及び生徒の教育対策に関すること。 (3) 児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。 (4) P T A 等教育関係団体の協力要請に関すること。 (5) 他班への応援に関すること。
	学校給食センター班	(1) 炊出しに関すること。 (2) 災害時における学校給食に関すること。 (3) 食品衛生の指導に関すること。 (4) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (5) 他班への応援に関すること。
	幼保運営班	(1) 避難所の設置に関すること。(幼稚園、保育所及びこども園)。 (2) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (3) 園児の就園・入所援助に関すること。 (4) 園児の保健衛生に関すること。 (5) 園児の避難及び救護に関すること。 (6) 園児の被災状況の調査に関すること。 (7) 他班への応援に関すること。
	文化財保存活用班	(1) 文化財及び資料館収蔵物の管理・保全及び被害状況の調査に関すること。 (2) 所管する施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 (3) 他班への応援に関すること。

部	班	所掌事務
議会事務局	議会事務局班	(1) 市議会との連絡に関すること。 (2) 他班への応援に関すること。

備考

- 1 各班の構成員は、所属する市行政組織各課・かいの職員とする。
- 2 この表に定めのない市職員(本部員である者を除く。)については、その所属する本部員の指示に従う。
- 3 本部長は、必要に応じ、本部職員の所属及び所掌事務を変更することができる。

4 災害対策本部組織図



- 備考 1 各課の職員は、課長が所属する市行政組織の職員とする。
- 2 この表に定めない市職員（本部員である者を除く。）については、その所属する本部員の指示に従う。
- 3 本部長は、必要に応じて本部職員の所属及び所掌事務を変更することができる。

5 地震・津波防災対策目標（香川県策定：平成 19 年 3 月策定 令和 7 年 2 月修正）

（1）目的

南海トラフ地震等大規模地震の発生を防ぐことはできないが、事前の備えを行うことにより、その被害を最小限にすることは可能である。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効率的かつ効果的な地震・津波防災対策を講じなければならない。

そこで、将来発生する大規模地震による人的・物的被害の軽減を目指し、効果的かつ効率的な地震・津波防災対策を講じるため、香川県の地震・津波防災対策の目標と対策をとりまとめたものである。

また、こうした減災は、県民・市町・県の連携と協働があつて、はじめて実現できるものであり、地震・津波防災対策におけるそれぞれの役割分担について、併せて整理を行った。

なお、この目標は、平成 19 年 3 月に策定したものであり、新しい知見、達成状況等に応じて、随意見直すこととする。

（2）背景

○ 大規模地震発生の切迫性

香川県においては、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフ全域を震源域とする南海トラフ地震は、今後 30 年以内に M8～9 クラスの地震が発生する確率は、80%程度（令和 7 年 1 月 1 日現在）と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。

○ 県民・市町・県の協働による防災対策の必要性

上記の大規模地震では、未曾有の被害が想定されており、被害軽減のためには、県民・市町・県が役割を分担し、協働して防災対策を行う必要がある。

香川県も自らの役割である防災対策を行うものであり、その計画的な推進のため、県の防災対策の数値目標を定め公表することとしている（香川県防災対策基本条例第 46 条）。

（3）位置づけ

この目標は、「地震防災対策の実施に関する目標」（地震防災対策特別措置法第 1 条の 2）であり、「香川県の防災対策の数値目標」（香川県防災対策基本条例第 46 条）の地震・津波対策部分を構成するものである。

（4）想定される被害と対応

本県において実施した「香川県地震・津波被害想定調査」は、南海トラフ、中央構造線、長尾断層の 3 ケースを震源域とするものであり、その結果は、第 4 節の被害想定で記載したとおりである。

特に、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフの地震・津波の場合、本県においては、広い範囲で強い地震動や津波による浸水が想定されている。こうした被害の軽減のためには、これらの強い地震動や津波に対する備えとともに、住民一人ひとりの防災意識を高め、地震や津波に強い地域づくりを行なう必要がある。

【強い揺れに対する備え】

・ 建物の耐震化、家具の固定化等

建物倒壊は死者発生 の 主要因であり、出火・延焼、避難者発生 の 要因と想定されている。また、救助活動の妨げ、がれき発生など被害拡大の要因であり、建物の倒壊防止対策を進める必要がある。併せて、家具の固定化、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス、壁、屋根、つり天井等（以下「窓ガラス等」という。）の落下防止等の対策を講じる必要がある。

・ 火災対策

建物倒壊に伴う出火が想定されており、出火予防、初期消火体制を準備する必要がある。

・ 斜面崩壊対策

新潟県中越地震に見られるような地震に伴う斜面崩壊に備え、土砂災害警戒区域等の周知、防止施設の整備等を行う必要がある。

・ 液状化対策

埋立地等で建物倒壊の原因となる液状化が想定されており、必要な液状化対策を講じる必要がある。

・ ため池の耐震化対策

貯水量 10 万 m³未満のため池で、防災上重要な中小規模ため池のうち、耐震性が不足するた

め池について、耐震化整備を行う必要がある。

- ・ 老朽ため池対策
ため池のほとんどが築造後 200～300 年経過しており、老朽化が進行していることから、決壊を未然に防止するため、老朽ため池の整備が必要である。
- ・ ライフライン、公共施設の耐震化
県民生活の基礎となっている上・下水道、幹線道路など公共施設の耐震化を確保する必要がある。

【津波に対する備え】

- ・ 津波ハザードマップの作成促進
津波からの避難には浸水範囲や浸水深を示した津波ハザードマップは不可欠であり、その作成を促進する必要がある。
- ・ 津波避難計画の作成促進
津波による人的被害の軽減は早めの避難である。円滑な避難のため地域ごとに避難計画を作成する必要がある。
- ・ 海岸保全施設の整備
「香川県地震・津波被害想定調査」では、「比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」いわゆる「L1 津波」が発生した場合、志度港で T. P. +2.9m の津波が予測されるなど、広範囲で甚大な浸水被害が発生すると想定されている。このことから、津波・高潮からの県民の生命・財産を守るため、平成 27 年 3 月に策定された「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」（令和 6 年 3 月第 4 回変更）に基づき、整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行う必要がある。

【地震・津波に強い地域づくり】

- ・ 地震・津波に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発
一人ひとりの防災意識を高めることが地域の防災力を高めることになる。地震・津波に関する正確な知識や日頃の備え（食料や水などの備蓄物資、自宅の耐震補強、家具の固定など）、津波からの早期避難等について、普及啓発する必要がある。また、防災教育を充実し、子供の頃から防災意識を持つようにしておくことが必要である。
- ・ 自主防災活動の促進・強化
避難誘導、救助、初期消火など災害時における被害の拡大防止のため、地域住民による自主的な防災活動の果たす役割は大きい。自主防災組織の結成促進・活動強化を進める必要がある。
- ・ 事業所と地域との連携
事業所は、災害時、来客者等の安全を確保するとともに、地域住民の生活を支えるため事業を継続することが必要である。また、地域の構成員としての防災協力活動が期待されている。
- ・ 避難行動要支援者への対応
高齢者、障害者等避難の際、支援が必要となる人々、いわゆる避難行動要支援者の避難体制の整備が必要である。
- ・ 複合災害への備え
南海トラフでは、大きな地震が時間差で発生する可能性があり、また、揺れと津波の組み合わせだけでなく、地震の前後に台風などによる洪水、高潮、土砂災害が発生する場合もある。

（5）被害軽減の目標（減災目標）

今後 5 年間（令和 7 年度まで）で大規模地震による人的・物的被害をゼロに近づける。

（6）減災を実現するための目標と対策

人的・物的被害の軽減につながる具体目標（数値目標又は定性目標）と目標実現のために県の関係部局が実施する対策等については、次のとおりである。

I 強い揺れへの備え

◇ 建築物・住宅の耐震化

- 住宅の耐震化率を令和 7 年までに 91%にする。（平成 30 年 82%）
 - ・ 市町と連携し、「県民が気軽に耐震改修を実施できる体制づくり」、「『住宅の耐震化』の重要性を認識してもらうためのきっかけづくり」、「耐震診断をした住宅を耐震改修工事に確実につなげるための仕組みづくり」の 3 つを柱として普及啓発や耐震補助制度の活用を図り、住宅の耐震診断・改修を促進（土木部）
- 家具、給湯設備、自動販売機等の転倒、ブロック塀等の倒壊、窓ガラスの落下・飛散等を防止する。
 - ・ 市町等と連携して、家具の固定化、ブロック塀の安全対策等を促進（危機管理総局、

- 土木部)
- ◇ ライフライン、公共施設の耐震化
 - 県内水道施設（基幹的な水道管）の耐震化率を令和 7 年度までに 33.0%にする。（令和 2 年度末 23.9%）
 - ・ 水道事業者（香川県広域水道企業団及び直島町をいう。以下同じ。）による水道施設の計画的な耐震化や国庫補助制度の積極的な活用を促進（政策部）
 - 緊急輸送道路の橋梁のうち、道路防災総点検で耐震補強が必要とされた橋梁の整備率を令和 7 年度末までに 100%にする。（令和 5 年度末 98%）
 - ・ 緊急輸送道路の橋梁の耐震化を推進（土木部）
- ◇ 土砂災害の防止
 - [土石流対策]
 - 保全対象人家5 戸以上を有する土砂災害警戒区域（土石流）における砂防施設の整備率を令和 7 年度までに24.5%にする。（令和5 年度末24.2%）
 - [地すべり対策]
 - 保全対象人家5 戸以上を有する土砂災害警戒区域（地すべり）における地すべり防止施設を令和 7 年度までに1 箇所整備し、9 箇所にする。（令和5 年度末8 箇所）
 - [急傾斜地崩壊対策]
 - 保全対象人家5 戸以上を有する土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）における急傾斜地崩壊防止施設の整備率を令和 7 年度までに 29.9%にする。（令和5 年度末29.7%）
 - 令和 7 年度までに 3,651 箇所のため池整備(全面改修)を目指す。（令和 5 年度末 3,583 箇所）
 - ・ 老朽ため池の整備を推進（農政水産部）
 - 液状化災害を予防する。
 - ・ 液状化危険予測図の周知（危機管理総局）

II 津波に対する備え

- ◇ 津波避難対策
 - 沿岸を有する市町において、津波避難計画に関するの充実を図る。
 - ・ 市町津波避難計画の見直しを支援（危機管理総局）
 - 沿岸を有する市町において、津波ハザードマップに関する取組みの充実を図る。
 - ・ 津波浸水予測図の周知、市町による津波ハザードマップ作成を支援（危機管理総局）
- ◇ 河川・海岸堤防の整備
 - 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行う。
 - ・ 地震・津波対策海岸堤防等整備事業のⅠ期計画延長に対する整備率 65.7%（R2）→ 100%（R6）（農政水産部、土木部）

III 地震・津波に強い地域づくり

- ◇ 地震、津波等に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発
 - 県民一人ひとりが高い防災意識を持ち災害に対する備えを行う。
 - ・ 防災啓発パンフレットを作成、配布等（危機管理総局）
 - ・ ハザードマップ（津波、高潮、洪水、土砂災害）の作成を促進（危機管理総局、土木部、環境森林部）
 - ・ 学校における防災教育を推進（危機管理総局、教育委員会）
 - ・ 自治会等へ県職員が訪問し防災対策を説明する県政出前懇談会を開催（危機管理総局）
 - ・ 災害の疑似体験等ができる香川県防災センターを運営（危機管理総局）
 - 防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード件数及び防災情報メールの登録件数を令和 7 年度までに 100,000 件にする。（令和 5 年度末 71,891 件）
 - ・ 県民の早期の避難などを図るため、登録を促進（危機管理総局）
- ◇ 自主防災活動の促進・強化
 - 自主防災組織の活動カバー率を令和 7 年度までに 100%にする。（令和 5 年度 4 月 1 日現在 97.2%）
 - ・ 自主防災組織による実践的な防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に係る市町事業を支援（危機管理総局）
 - ・ 自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を開催（危機管理総局）
 - NPO 法人日本防災士機構が認定する防災士数を令和 7 年度までに 4,250 人にする。（令和 6 年 9 月末現在 3,946 人）

- ・ 市町を通じて、防災士資格取得費用の一部を助成（危機管理総局）
- ・ 防災士養成講座に県職員を講師として派遣（危機管理総局）
- 地区防災計画の策定数を令和 7 年度までに 63 地区にする。（令和 5 年度現在 75 地区）
 - ・ 「地区防災計画策定の手引き」の作成やアドバイザー派遣等による策定支援（危機管理総局）
 - ・ 地区防災計画策定に係る費用の一部を補助（危機管理総局）
- ◇ 事業所と地域との連携
 - 事業所と地域の連携を深める。
 - ・ 大規模小売店舗等の地域貢献活動を検討（商工労働部）
- ◇ 避難行動要支援者への対応
 - 避難行動要支援者への避難支援体制を整備する。
 - ・ 市による個別避難計画作成を支援（危機管理総局、健康福祉部）
- ◇ 複合災害の防止
 - 土砂災害の防止（再掲）
 - 海岸保全設備の整備（再掲）

（7）県民・市町・県の役割分担と連携による地震・津波防災の取組み

【住民等】

（住民）

- 地域の危険度を知り、自助の備えをしておく。
 - ・ 地震、津波の特徴を知り、それに対する備えと、それに遭遇した場合の行動のとり方を学ぶ
 - ・ 住宅等の耐震対策（耐震補強、家具の転倒防止対策等）
 - ・ 初期消火に必要な用具の準備
 - ・ 情報収集手段（ラジオ等）の準備
 - ・ 最低 3 日分の食料・飲料水や医薬品等の生活物資の備蓄と非常持ち出し品の準備
 - ・ 家族間での情報の共有と確認（指定緊急避難場所・指定避難所、連絡方法等）
 - ・ 自主防災組織の結成
 - ・ 防災訓練への参加

（自主防災組織等）

- 自宅周辺や地域の危険度を知り、「共助」の備えをしておく。
 - ・ 地理的状況を把握した上で、災害の態様に応じた災害危険箇所の確認
 - ・ 災害の態様に応じた安全な指定緊急避難場所及び指定避難所・避難路・避難方法等の確認
 - ・ 避難行動要支援者の把握
 - ・ 地域住民の間での情報の共有と確認
 - ・ 防災訓練の実施
 - ・ 市町との連携強化

【市町】

- 地震・津波防災体制の整備・充実
 - ・ 地域防災計画の修正
 - ・ 南海トラフ地震防災対策推進計画の修正
 - ・ 職員研修、防災訓練の実施
 - ・ 災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実
- 住民の「自助」「共助」を促すための情報提供と啓発
 - ・ 住民の防災意識の啓発・高揚
 - ・ 学校での防災教育の推進
 - ・ 災害危険情報の提供
 - ・ ハザードマップの作成・普及
 - ・ 自主防災組織の結成促進
- 情報の収集・伝達（主として住民へ）体制の整備
 - ・ 災害状況、住民の安否情報の確認方法等の整備
 - ・ 市町防災行政無線システム等の整備充実
- 避難対策の整備
 - ・ 要配慮者（独り暮らし、高齢世帯、障害者等）も含めた住民の確実な避難計画・津波避難計画の作成
 - ・ 避難すべき区域や避難指示の判断基準の作成
 - ・ 災害の態様及び要配慮者の実情に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所・避難経路・誘

導方法等の確保・整備と周知徹底

- ・ 住民の迅速・的確な行動に結びつける確実な情報伝達方法の整備・確保
- ・ 避難行動要支援者の把握と関係部局間、自主防災組織、福祉関係者等との間での情報の共有

○ 救助対策の整備

- ・ 食料・飲料水・生活物資の備蓄と輸送体制の整備
- ・ 救護病院の指定など医療救護体制の整備
- ・ 救助用資機材等の整備充実
- ・ 消防力の充実強化
- ・ 他市町との連携・協定

○ 公共施設の点検・整備

- ・ 計画的な耐震診断・改修の実施
- ・ 地震・津波対策のための公共施設の計画的な整備

【県】

○ 地震・津波防災体制の整備・充実

- ・ 地域防災計画の修正
- ・ 南海トラフ地震防災対策推進計画の修正
- ・ 職員研修、防災訓練の実施
- ・ 災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実

○ 住民の「自助」「共助」や市町の災害予防対策を促すための情報提供と啓発

- ・ 災害の特性や住民がとるべき行動についての啓発資材・教材の作成
- ・ 県政出前懇談会の実施
- ・ 住宅耐震化に係る県民向けセミナーや技術者向け講習会の開催
- ・ 災害体験施設の提供（防災センター）
- ・ 災害危険情報の提供（津波浸水予測図の公表、土砂災害警戒区域等の指定）
- ・ 自主防災組織の結成促進の支援や自主防災組織リーダーの育成

○ 災害時の情報の収集・伝達（主として市町への）体制の整備

- ・ 県防災行政無線システム、防災情報システム、震度情報システム、ヘリテレ情報システム等の整備充実
- ・ 防災ヘリの整備充実

○ 避難対策の整備についての市町への指導・支援

- ・ 津波避難計画策定指針の作成
- ・ 災害時の情報伝達手段の整備支援（県防災情報システムの構築）

○ 広域救助対策の整備と、市町への指導・支援

- ・ 備蓄対策の全体調整と補完備蓄
- ・ 広域救護病院の指定や医薬品等の確保体制など医療救護体制の整備
- ・ 警察救出救助用資機材等の整備充実
- ・ 緊急輸送路（道路、港湾、空港等）の指定
- ・ 関係業界・団体との協力協定
- ・ 市町間の応援調整
- ・ 自衛隊との派遣協定、他県との広域連携協定
- ・ 防災ヘリの整備充実

○ 災害に備えた公共施設の点検・整備

- ・ 計画的な耐震診断・改修の実施
- ・ 地震・津波対策のための公共施設の計画的な整備

Ⅱ 災害対応基準等

1 配備基準（第8条関係）

（1）警報（風水害等）等に伴う基準

事 態 (本部の設置基準)	体制	配備職員 (参集(登庁)者)
1 次の注意報の1以上が発表され、災害の発生が予想されるとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 又は 2 強風、風雪、又は大雪注意報の1以上が発表され、市長又は市長公室長が指令したとき	災害警戒本部	○ 本部員等 危機管理課の職員と北消防署の危機管理課併任職員 ○ 島しょ部への要員派遣 危機管理課が必要に応じ、調整・決定 (消防本部2名、都市整備部1名、産業生活部1名) ○ 陸地部において災害が発生、あるいは発生するおそれがある場合 コミュニティからの要請があれば、必要に応じ、連絡・調整のため、地域担当職員（防災）を派遣
1 次の警報の1以上が発表され、災害の発生が予想されるとき (1) 暴風警報 (2) 大雨警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 波浪警報 又は 2 暴風雪、又は大雪警報の1以上が発表され、市長が指令したとき	水防本部	○ 本部・各隊 ・ 市長、副市長、教育長、モーターボート競走事業管理者、市長公室長 ・ 支援隊 危機管理課、危機管理課兼務者、危機管理課併任者、市長が予め指名した要員 ・ 技術隊 建設課、各部から予め指定された職員 ・ 工作隊 消防本部で編成 ○ 各部は気象状況等に応じ必要な体制 市長公室、総務部、協働推進部、健康福祉部、都市整備部、産業生活部 消防本部：総務課、防災課、北署、南署 その他の部課：各部課長の指示する職員 ○ 開設する指定避難所の派遣職員 ※ 高潮警報のみが発表された場合は、綾歌・飯山市民総合センター職員は参集の必要なし。
1 風水害その他異常な自然現象あるいは人為的原因による災害が発生し、その対策が必要であり、かつ被害が発生することが予想されるとき 又は 2 その他 市長が指令したとき	災害対策本部	○ 本部員、本部事務局員等 ・ 市長、副市長、教育長、モーターボート競走事業管理者、市長公室長 ・ 本部員（各部長等） ・ 危機管理課、危機管理課兼務者、危機管理課併任者、市長が予め指定した本部事務局要員 ○ 各部は気象、災害状況等に応じ必要な体制 ・ 大規模浸水等の被害が大きい場合 市長公室、総務部、協働推進部、健康福祉部、都市整備部、産業生活部、消防本部 ・ 被害が比較的小さい場合 各部課長等の指示する職員 ○ 開設する指定避難所の派遣職員

(2) 地震発生等に伴う基準

事 態 (本部の設置基準)	体制	配備職員 (参集(登庁)者)	
南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき ※ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の発表から最短約2時間で、南海トラフ地震臨時情報(調査終了、巨大地震注意又は巨大地震警戒)の発表が想定されている。	危機管理課	○ 危機管理課で対応 ○ 災害警戒本部要員及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の災害対策本部要員は待機	
1 香川県西部で震度4の地震が発生したとき 又は 2 香川県に津波注意報が発表されたとき 又は 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき	災害警戒本部	○ 本部員等 危機管理課、危機管理課兼務者、危機管理課併任者 ○ 次の部は予め定められた職員 市長公室、総務部、協働推進部、健康福祉部、都市整備部、産業生活部、消防本部、教育部 ○ その他の部 各施設所管課：各所属長の指示による。	
1 香川県西部で震度5弱以上の地震が発生したとき 又は 2 香川県に(大)津波警報が発表されたとき 又は 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ※ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表される場合は、その前に香川県に(大)津波警報が発表されることが想定されている。	災害対策本部 自動設置	○ 本部員、本部事務局員等 ・市長、副市長、教育長、モーターボート競走事業管理者、市長公室長 ・本部員(各部長等) ・危機管理課 ・危機管理課兼任・併任職員 ・市長が予め災害対策本部要員に指名した職員 ※ 災害対策本部の自動設置 通信の途絶等により市長等と連絡がとれない場合が考えられ、また必要な職員の参集及び市としての体制確立を速やかに実施する必要があるため、災害対策本部を左記の設置基準に基づき、発災と同時に別命なく自動的に設置するものとする。	○ 全所属の全職員

※香川県西部とは、丸亀市、坂出市、善通寺市、三豊市、観音寺市、綾川町、宇多津町、多度津町、琴平町、まんのう町

(3) 風水害時、地震・津波時の初動対応

「丸亀市職員初動マニュアル」で定める。

2 災害・事態別の所管課

(1) 被害が広範囲に及ぶもの、あるいはその恐れのあるもの

災害・事態の種類	所管課	対応組織等の名称（例）
大地震	危機管理課	災害対策本部
風水害		災害警戒本部→水防本部→災害対策本部
緊急処理事態		緊急処理事態対策本部
武力攻撃事態		国民保護対策本部
周辺事態		緊急事態連絡室
住民の感染症	健康課	〇〇感染症災害対策本部
毒物・劇物		〇〇劇物災害対策本部
大規模食中毒		食中毒対策本部
大気汚染	生活環境課	大気汚染対策本部
家畜の伝染病 ¹	農林水産課	災害対策本部
サメ、シャチ等		サメ被害災害対策本部
海上大量流出油	農林水産課、建設課	流出油災害対策本部
渇水	危機管理課、下水道課	水対策本部
大規模火災・爆発	消防本部	〇〇火災災害対策本部
航空機事故		〇〇事故災害対策本部
列車・バス等大事故		〇〇事故災害対策本部
イベント等の事故	主催課	イベント名事故災害対策本部
その他（所管が不明な災害）	危機管理課	

消防本部の所管課は、災害の種類・規模等に応じ、その都度、消防本部が決める。

(2) 被害が限定的なもの

災害・事態の種類	所管課	対応組織等
イベントにおける事故	主催課	被害の種類・状況に応じ、必要な体制を設置する。
家畜の伝染病	農林水産課	
赤潮等		
農作物の病害虫		
有害鳥獣による食害・悪戯・人間の被害		
市施設の重大事故等	各施設の所管課	
その他（所管が不明な災害）	危機管理課	

¹ 特定家畜伝染病防疫指針を作成するべき家畜伝染病

3 避難に関する責務及び避難行動（安全確保行動）

（１）市の責務、居住者の基本姿勢及び施設管理者等の責務等

ア 市の責務

災害対策基本法において、市は、「基礎的な地方公共団体として、市の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市の地域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成し、実施する責務を有する」とされており、地域防災計画に記載すべき具体的な内容としては、避難情報の発令基準の作成も含まれている。この責任を果たすため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難情報を発令するものとされており、その権限は市長に付与されている。

市長は、災害時には関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。そのため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を平時から行わなければならない。

また、市は、居住者等の一人一人が適切な避難行動をとることができるように平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には居住者等の主体的な避難行動を支援する情報を提供する責務を有する。

そのため、市は、避難情報がどのような考え方に基づいているのか、居住地等にどのような災害リスクがあるか、どのような時にどのような行動をとるべきか等について、居住者等の一人一人や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」）が理解し、災害時に適時的確な避難行動をとることができるとともに、施設管理者等による施設利用者の避難支援を判断できるように、ハザードマップ等を活用した実践的な訓練等を通じて、平時から周知徹底を図る。

イ 居住者等が持つべき避難に対する基本姿勢

これまでも行政は、水害・土砂災害を未然に防止する施設整備によるハード対策を進めるとともに、避難情報や防災気象情報の改善、防災体制の整備等のソフト対策の充実を図ってきた。行政はこのような防災対策の充実には不断の努力を続けていくが、地球温暖化に伴う気象状況の激化や、職員に限られていること等により、突発的に発生する激甚な災害に対し、既存の防災施設、行政主導のソフト対策のみでは災害を防ぎきれない場合も考えられる。例えば、災害リスクを減らすため、施設整備を着実に進める必要があるが、その能力には限界がある。また、各居住者等の居住地の地形、住宅構造、家族構成等には違いがあることから、市が一人一人の事情に即して避難情報の発令を行うことは困難である。気象現象が激甚化するなか、特に突発的な災害や激甚な災害では、避難情報の発令が間に合わないこともある。被害が大きくなればなるほど、救助が間に合わないこともある。

したがって、居住者等は、このような既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることをしっかりと認識するとともに、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である。

主体的な避難行動をとるにあたり居住者等が特に留意すべき事項は以下のとおりである。

- 平時より、居住地や勤務・通学先、要配慮者利用施設等、日常生活において自らが居ることが多い場所（以下「自宅・施設等」という。）の災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動、避難のタイミングは各居住者等で異なることを踏まえ、災害種別毎に自宅・施設等が、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等についてあらかじめ確認・認識し、災害時にとるべき行動を自ら判断すべきである。
- 平時より、予定している避難経路が安全であるかどうかを確認しておく必要がある。例えば、大規模な河川の氾濫が発生していなくても水路や下水道の氾濫により足元が濁水で見えにくくなり道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下したり、小規模な土砂災害が発生したりする場合があることも踏まえ、安全な避難経路を検討する必要がある。また、必要に応じ、避難先や避難のタイミングそのものを見直す必要がある。
- これらの平時に確認・検討するべき内容について、避難行動をとるとともにすることが想定される家族や地域等と共有し、災害時には可能な範囲で声を掛け合って避難すべきである。
- 夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴う。夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難するべきであり、暴風が予想される場合は、昼夜を問わず暴風が吹き始める前に避難を完了させるべきである。
- 避難情報の発令対象区域は一定の想定に基づいて設定されたものであり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自主的かつ速やかに避難行動をとるべきである。
- 自動車による避難は、移動中に洪水等に見舞われることや渋滞を発生させるおそれがあることに留意すべきである。また、一時的な避難先としてやむを得ず車中泊をする場合には浸水等の災害リスクのある区域等に留まらないようにするとともに、エコノミークラス症候群等の予防を行うべきである。
- 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分は

災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等によって避難行動をとるタイミングを逸することのないよう、行政から提供される避難情報や防災気象情報のほか水位情報や画像情報等のリアルタイム情報等を自ら確認し、適時的確に避難行動をとるべきである。

- 災害が発生する前の、災害のおそれがある又は高い状況で市長から避難情報が発令されることから、実際には災害が発生しない「空振り」となる場合がある。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えをすることが重要である。
- 他者からの避難の呼びかけが大きな動機付けになる場合があることから、自らの親戚・知人等が災害リスクのある区域等の居住者等である場合には、電話等をして避難を強く促すべきである。

ウ 施設管理者等の責務等

要配慮者利用施設や地下街等の所有者又は管理者は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律等）により、施設利用者の非常災害対策計画、避難確保計画及び避難確保・浸水防止計画（以下「避難計画」という。）を作成することとされていることから、施設利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、平時から具体的な避難計画を作成する必要がある。

また、平成29年5月に水防法と土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）に立地し、かつ市地域防災計画に定められている社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、避難計画の作成に加え、避難訓練の実施が義務付けられている（地下街等の所有者又は管理者は従前より義務化されている）。

施設管理者等は、施設利用者全員が安全に避難を完了できるよう、警戒レベル3高齢者等避難※等の早いタイミングから避難支援を行うことが基本である。また、避難支援を円滑にできるよう、気象庁から警戒レベル2大雨・洪水・高潮注意報が発表された段階から、雨量や雨域の移動等の観測値や防災気象情報等をホームページ等で確認しておくことが望ましい。

※「高齢者等避難」における「高齢者等」とは、避難に時間を要する又は独力で避難できない在宅又は施設を利用している高齢者や障害のある人等、及び避難を支援する者のこと。

他方、以下のように施設の実情に合わせた避難支援を行うことも考えられる。

- 施設の利用者数や施設利用者の状態等により、施設利用者全員の避難完了までに多くの時間を要する場合には、避難に要する時間を検討・確認し、必要に応じて、防災気象情報等を参考に警戒レベル3高齢者等避難よりも早いタイミングで施設利用者の避難支援を開始する。
- 警戒レベル3高齢者等避難は、比較的早いタイミングから発令されるために、結果として災害が発生しない、いわゆる「空振り」の発令になりやすいうえに、発令頻度が比較的高いという実情がある。そのような中、施設利用者に避難行動自体が負担になる人がいる場合には、警戒レベル3高齢者等避難が発令される度に施設利用者全員が避難することが必ずしも望ましくない場合も考えられる。このため施設管理者等は、例えば警戒レベル3高齢者等避難のタイミングでは避難時の持ち出し品のみを避難先に移送し、警戒レベル4避難指示のタイミングで十分な避難支援体制のもと施設利用者が円滑かつ確実に避難できるようにするなど、施設利用者の状態や支援体制等に応じた避難行動をとることで、避難する頻度を抑える工夫をすることが考えられる。

さらに、施設管理者等は、避難経路や避難経路の安全性を平時より確認しておくとともに、災害時における避難経路の通行止めや計画していた移動手段や支援体制を確保できない等の不測の事態に備え、施設利用者の緊急安全確保行動の支援についてもあらかじめ確認・準備しておくべきである。また、施設管理者等は、市町村や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすることが望ましい。

また、法律等による避難計画の作成義務が課せられていなくても、アンダーパスを有する道路の管理者及び地下工事の責任者等においては、洪水等により命が脅かされる危険性がある場合には、防災気象情報や水位情報等に注意を払い、道路利用者や工事関係者等に危険が及ばないよう、立ち入り規制や待避等の措置を適切に講じる必要がある。

（2）避難行動（安全確保行動）の考え方

ア 避難の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等しておく必要がある。

- ① 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか
- ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避

難手段、家族等との連絡手段等)

③ どのタイミングで避難行動をとれば良いか

イ 避難行動

平成25年の改正以前の災害対策基本法においては、市長が避難勧告等を発令することにより居住者等に求める行動は、立退き避難のみが規定されており、また実態としてその避難先は小中学校の体育館や公民館といった公的な施設への立退き避難が一般的であった。

平成25年の災害対策基本法改正では、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険な場合に、市長が屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる旨が規定された。

この点、避難勧告等を発令する際には、必要な地域の居住者等の「全員」に対して立退き避難を勧告等することとなっており、避難指示等の発令対象区域の居住者等に屋内安全確保も呼びかける場合には、屋内安全確保を呼びかける一方で、法律上は立退きを指示することとなり、同時に2つの異なる行動を促さざるを得ない規定であった。

そのため、令和3年の災害対策基本法改正において、低層階や平屋の居住者等のその場においては居室が浸水し身の安全を確保することができない、即ち必ず立退き避難をすべき居住者等に対してのみ立退きを指示することができるよう規定が見直され、上階への移動や高層階に留まること等により屋内で身の安全を確保できると判断する居住者等に対しては必ずしも立退き避難を求めないことが可能とされた。同様の規定は緊急安全確保措置の指示にも適用される。

また、同改正により、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険な場合に求める行動は旧災害対策基本法の屋内安全確保（身の安全を確保することができるとは限らない緊急的な行動）に限らず、事態に照らし緊急を要すると考えられるときには近傍の堅固な建物への移動等も求めることができるよう規定が見直された。

さらに、高齢者等の要配慮者に対しては、旧災害対策基本法では避難勧告・避難指示のタイミングで円滑な避難ができるよう情報提供をする等の配慮を規定するものであったが、令和3年の災害対策基本法改正により避難指示より前の予報警報の段階から、要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供等をする配慮について規定された。

ウ 「立退き避難」が必要な災害

(ア) 水害（河川氾濫、内水氾濫）

土器川において、越水等のため氾濫した水の流れにより家屋の流出をもたらす場合や、水位が高く、平屋の建物で床上まで浸水する、あるいは2階建て以上の建物で最上階の床の高さを上回るなど、「屋内安全確保」では、身体に危険が及ぶ可能性がある場合には、「立退き避難」が必要となる。

短時間で局所的な大雨により、下水道や側溝が溢れ、浸水する場合は、浸水している場所に近づかなければ、命を脅かす危険性はない。

中小河川の氾濫及び内水浸水で、浸水の深さが浅い地域は、「屋内安全確保」で命を脅かす危険性はない。

(イ) 土砂災害

背後に急傾斜地があり、降雨により崩壊し被害のおそれがある場合及び土石流が発生し被害のおそれがある場合には「立退き避難」が必要となる。

(ウ) 高潮災害

高潮により、平屋の建物の床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で、最上階の床の高さを上回るまで浸水することにより、「屋内安全確保」では、身体に危険が及ぶ可能性がある場合には、「立退き避難」が必要となる。

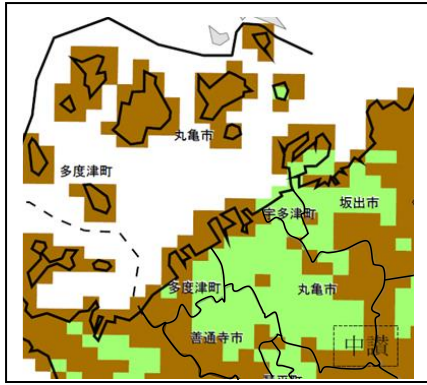
(エ) 津波被害

津波による浸水は建物を破壊する場合もあるので、「立退き避難」が必要となる。

(3) 平坦地と平坦地以外の区分

気象庁は、大雨注意報・警報を市町村単位で発表するに合わせて、平坦地「概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域」と平坦地以外に類別した。

平坦地には、主として浸水害（洪水と内水氾濫）が発生し、平坦地以外には、主として土砂災害（がけ崩れ・地すべり・土石流）が発生する。



これにより、土砂災害の危険区域は、主に平坦地以外即ち、島しょ部、土器町青ノ山周辺、飯野山周辺と飯山町及び綾歌町の丘陵部となる。

(4) 建物の構造と災害毎の危険の程度と避難行動の違い

木造住宅は、がけ崩れ、土砂流、本格的な河川の氾濫、30 cm以上の津波で破壊・流出する可能性があるので「立退き避難」が必要となる。

RC等（鉄筋・鉄骨のビル）の建物は、がけ崩れ、土砂流、本格的な河川の氾濫、30 cm以上の津波でも2階以上にいれば、命にまで影響しない。「屋内安全確保」でよく「立退き避難」の必要はない。

＊要配慮者の施設（老人ホームなど）、学校や保育所などの施設はそのほとんどが、鉄筋・鉄骨のビルであるので、避難情報が発令されても、「屋内安全確保」でもよい。

(5) 避難情報の発令基準の基本的考え方

市は、対象とする災害の種別毎に避難情報を発令し、対象地域において、「立退き避難」が必要な市民等と「屋内安全確保」が必要な住民等の両者にそれぞれの避難行動をとってもらうことを示す。避難情報は、災害の種別毎に避難行動が必要な区域を示して発令する。但し、一定の範囲に対して発令せざるを得ない面があることから、対象区域内の個々の市民にとって避難行動が必要なのかどうか、あらかじめ住民自らが理解し、避難先や避難経路、避難のタイミング等を決めておく必要がある。

避難情報の対象とする避難行動には「屋内安全確保」も含めることとなっているが、避難情報の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した「立退き避難」が必要な場合を想定して設定するものとする。

一方で、避難情報が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の緊急避難場所への「立退き避難」は、かえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」（屋内でもより安全な場所への移動）をとる場合があることを、平時から住民に周知しておく必要がある。

土砂災害や、河川による浸水については、突発性が高く正確な事前予測が困難なことが多いため、避難情報の発令基準を満たした場合には、躊躇なく避難情報を発令することとする。

さらに、平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、【警戒レベル3】高齢者等避難を積極的に活用することとし、【警戒レベル3】高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の住民に推奨することが望ましい。

【警戒レベル3】高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしもその後【警戒レベル4】避難指示を発令しなければならないわけではなく、危険が去った場合には【警戒レベル3】高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さず【警戒レベル3】高齢者等避難を発令する。また、避難情報を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」であっても、被害がなければ良かったと思えるような意識を醸成していく。

なお、【警戒レベル4】避難指示は、指定緊急避難場所の開放が完了していなくても発令することとなるが、そのような事態をできるため避けるため、【警戒レベル3】高齢者等避難発令の段階で、主要な指定緊急避難場所の開放準備を進め、【警戒レベル4】避難指示発令時までに開放し終わることが望ましい。また、開放している指定緊急避難場所が具体的に分かる情報を自主防災組織や地域住民に速やかに伝えるものとする。

(6) 避難情報により居住者等がとるべき行動

避難情報	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○発令される状況：災害のおそれあり ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	○発令される状況：災害のおそれ高い ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○発令される状況：災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない) ○居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

次により、水害（河川氾濫）、水害（内水氾濫）、土砂災害、高潮災害、津波災害において、避難情報の対象とする区域、避難情報の具体的発令基準、避難行動のあり方、参考事項を記載する。

4 避難情報の発令基準

(1) 水害（河川氾濫）

水害を、河川（洪水予報河川と水位周知河川）の氾濫と内水氾濫に区分して基準を設定する。

ア 対象とする河川

区 分		洪水浸水想定区域図等の作成機関	洪水浸水想定区域図等
洪水予報河川	土器川	四国地方整備局 香川河川国道事務所	○想定最大規模降雨 ・洪水浸水想定区域図 ・浸水継続時間図 ・家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流、河岸侵食） ○計画規模降雨 ・洪水浸水想定区域図
水位周知河川	金倉川 綾川 大束川	香川県土木部 河川砂防課	

イ 避難情報の対象とする区域

想定最大規模降雨時の洪水浸水想定区域（「丸亀市防災マップ(令和2年8月作成)」参照）

浸水深による影響

浸水深	影 響
5.0m 以上	3 階が浸水
3.0m～5.0m	2 階が浸水
0.5m～3.0m	1 階が浸水・避難困難
0.5m未満	床下が浸水

「丸亀市防災マップ(令和2年8月作成)」の浸水範囲と浸水深の想定雨量は、下記の想定最大規模降雨（概ね1000年に1回程度）

- ・土器川は、6 時間総雨量 356mm
- ・金倉川は、24 時間総雨量 726.6mm
- ・綾川は、24 時間総雨量 696mm
- ・大束川は、24 時間総雨量 726mm

ウ 避難情報の発令基準

洪水予報河川である土器川と水位周知河川である綾川、金倉川、大束川に分けて発令基準を設定する。

避難情報は以下の表中の基準のいずれかに該当する場合に発令する。

また、大雨特別警報のような大雨が予想される場合には、急激な増水が起こり、丸亀市防災マップの浸水範囲と浸水深が想定を超えるおそれがあることから、丸亀市防災マップの浸水範囲の周辺地区についても、総合的判断のもと遅滞なく発令する。

土器川（洪水予報河川）

	土器川祓川橋（はらいかわばし）観測所の水位等
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	① 洪水予報により、避難判断水位（4.30m）に到達すると明らかに予想されるか又は到達した場合、かつ、洪水予報の水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ② 洪水予報により、氾濫危険水位（4.60m）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ③ 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ④ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤ 【警戒レベル 3】高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル 4】 避難指示	① 洪水予報により、氾濫危険水位（4.60m）に到達した場合 あるいは、水位予測に基づき、急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、更に氾濫する可能性のある水位への上昇が見込まれると発表された場合 ② 氾濫危険水位（4.60m）に到達していないものの計画高水位（6.19m）に到達することが予想される場合 ③ 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ④ 異常な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤ 【警戒レベル 4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑥ 【警戒レベル 4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令） ※ 夜間・未明であっても①～⑤に該当する場合は、躊躇なく【警戒レベル 4】避難指示を発令する。
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。但し、必ず発令しなければならない訳ではない。 【災害が切迫】 ① 計画高水位（6.19m）に到達した場合 ② 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ③ 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ④ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） 【災害発生を確認】 ⑤ 決壊や越水・溢水が発生した場合 （洪水予報の氾濫発生情報、消防団等からの報告により把握できた場合）

水位指標

	土器川（祓川橋 丸亀地区）
計画高水位	6.19m
氾濫危険水位	4.60m
避難判断水位	4.30m
氾濫注意水位	3.70m
水防団待機水位	2.70m

綾川・金倉川・大東川（水位周知河川）

	綾川・金倉川・大東川の観測所の水位等（水位指標は、下表参照）
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	① 避難判断水位に到達した場合 ② 氾濫注意水位を越えた状態で次の a～c のいずれかにより急激な水位上昇のおそれがある場合 a 上流の観測所の水位が急激に上昇している場合 b 洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予防値が洪水警報基準に到達する場合） c 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ③ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ④ 【警戒レベル 3】高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル 4】 避難指示	① 氾濫危険水位に到達した場合 ② 避難判断水位を越えた状態で次の a～c のいずれかにより急激な水位上昇のおそれがある場合 a 上流の観測所の水位が急激に上昇している場合 b 洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予防値が洪水警報基準を大きく超越する場合） c 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ③ 異常な漏水・侵食等が発見された場合 ④ 長柄ダム、田万ダム管理者から緊急放流（異常洪水時防災操作開始、非常用洪水排水吐きからの越流）予定の通知があった場合 ⑤ 【警戒レベル 4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑥ 【警戒レベル 4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となるの暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令） ※ 夜間・未明であっても①～④に該当する場合は、躊躇なく【警戒レベル 4】避難指示を発令する。
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。但し、必ず発令しなければならない訳ではない。 【災害が切迫】 ① 計画高水位に到達した場合 ② 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） 【災害発生を確認】 ④ 決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）

水位指標

	綾川（滝宮）	金倉川（高藪橋）	大東川（上車橋）
計画高水位	3.00m	2.70m	2.97m
氾濫危険水位	2.45m	2.10m	2.40m
避難判断水位	2.20m	1.95m	2.10m
氾濫注意水位	1.80m	1.40m	2.10m
水防団待機水位	1.30m	0.65m	1.00m

エ 洪水における避難行動

洪水は浸水深により住居や人命に影響が異なることから、避難情報が発令された場合、発令区域の住民は、予想浸水深や家屋の構造、安全な場所への距離等により判断し、命を守る行動をとることに努める。

道路等が冠水してなくて、安全に避難行動がとれる場合	指定された緊急避難場所に安全を確認しながら速やかに移動して下さい。川から離れた安全な場所に移動して下さい。川を見に行かないで下さい。
猛烈な雨で道路が歩けない、道路が既に冠水しているなど、移動に危険を感じる場合	近隣を含めて、2階以上のできるだけ高いところに移動して下さい。
近くて歩いて移動できる範囲に RC 等の頑丈な建物がある場合	その建物の高い階に移動して下さい。

(2) 水害（内水氾濫）

ア 内水氾濫の起こりうる場所

平坦地以外（山・丘陵部）は一定の傾斜があるので、内水氾濫は発生しない。よって、内水氾濫は平坦地で発生する。丸亀市内の平坦地は、田んぼの用水路が発達しており、どこでも内水浸水が発生するおそれがある。また、市街地は用水路が暗渠化され、集中豪雨などの場合は道路等が冠水する。市内の小河川が土器川等に合流する地点には水門があり、水門の閉鎖等により、小河川の周辺地域には内水氾濫が発生する。

特に、清水川及び古子川の合流地域や西汐入川・津ノ森川の下流域は頻繁に内水浸水が発生している。

イ 避難情報の発令基準

	基 準
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	床下浸水が発生するおそれがある場合
【警戒レベル 4】 避難指示	床上浸水が発生するおそれがある場合

ウ 内水氾濫における避難行動

内水氾濫は、水位が徐々に上がり、木造家屋を流出する程の破壊力もないことから、「屋内での安全確保措置」でよく「立退き避難」の必要はない。特に冠水した道路を移動することはかえって危険であるので、床上までの浸水が予測される際には、2 階への垂直移動をして安全を確保する。特に 1 階で寝たきりの人は、早めに 2 階へ避難させることに努める。

エ 参考事項

市内で頻繁に浸水が発生するところは、標高や河川の合流部などほぼ常態化している。住家に内水が浸入してくる経路に予め土嚢を積むなどの対策が必要となる。そのための事前に土嚢の準備が必要となる。

(3) 土砂災害

ア 避難情報の対象とする区域

市の土砂災害の発生のおそれのある危険箇所は、山・丘陵部、島しょ部に点在している。

また、市は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により、香川県知事が、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）として指定している区域を丸亀市防災マップに記載している。

「丸亀市防災マップ(令和2年8月作成)」参照

イ 具体的な地域設定の考え方

土砂災害は、避難情報を受け取った住民が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるようにする観点から、発令対象地域については、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましい。

避難情報の発令範囲を絞り込むため、土砂災害警戒区域等を避難指示発令の対象要素としてあらかじめ定めておき、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位として、市の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュが含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に対して避難情報を発令するものとする。この地域分割の設定については、情報の受け手である住民にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

ウ 避難情報の発令基準

避難情報は以下の基準を参考に、大雨（土砂災害）警報、土砂災害警戒情報、積算雨量や今後の気象予測、土砂災害危険箇所の巡視等からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。避難情報は、土砂災害に関するメッシュ情報による危険度に応じて発令する。具体的には、実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数の基準に到達した場合には、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令、予想で土砂災害警戒情報の基準に到達した場合には避難指示を発令、実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した場合には避難指示を発令するものとする。

大雨注意報・警報（土砂災害）や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合及び降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合については、明るいうちに【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示を発令する場合がある

また、大雨特別警報のような数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合には、急激な状況変化も起こりうることから、総合的判断のもと遅滞なく発令する。

	基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒状況図(*1)でレベル3「警戒(赤)」(実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準)となった場合 ② 降り始めからの積算雨量が100mmを越える場合 ③ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ④ 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)

	基 準
【警戒レベル 4】 避難指示	① 土砂災害警戒情報(*2)が発表された場合 ② 土砂災害警戒状況図でレベル4「非常に危険(うす紫)」(予測値で土砂災害警戒情報の基準)となった場合 ③ 【警戒レベル 4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ④ 【警戒レベル 4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となるの暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(暴風警報の発表後速やかに発令) ⑤ 山鳴り、湧き水、地下水の濁り・量の変化等が発見された場合 溪流付近で溪流の水量の変化、斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等が発見された場合 ⑥ 降り始めから積算雨量が 100mmを越え、時間雨量が 30mm以上の強い雨が予想される場合 ⑦ 記録的短時間大雨情報が発表された場合 ※ 夜間・未明であっても①、②、⑤に該当する場合は、躊躇なく【警戒レベル 4】避難指示を発令する。
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。但し、必ず発令しなければならない訳ではない。 【災害が切迫】 ① 大雨特別警報が発表された場合(対象地域は、適切に絞り込む) 【災害発生を確認】 ② 土砂災害が発生した場合

(※1) 香川県砂防情報システムの【土砂災害警戒状況図 1km メッシュ】に示された危険度のレベル1～5の段階

(※2) 大雨警報発表後に大雨により土砂災害の危険度が高まった市町を特定し、香川県河川砂防課と高松地方気象台が共同して発表する情報

避難情報解除の考え方

避難情報の解除は土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断するものとする。

エ 土砂災害における避難行動

土砂災害(がけ崩れ・土石流)は予測が困難で一瞬に人家や畑を破壊し、多くの人が犠牲になる、危険な災害であり、危険度が高まった場合、土砂災害危険区域の住民は、土砂災害警戒区域から離れ、安全区域に移動する「立退き避難」を原則とする。

土砂災害の緊急避難場所は、その警戒区域ごとに、現場調査をして住民と行政が一致した場所を決めていく。

道路等が冠水してなくて、安全に避難行動がとれる場合。	指定された緊急避難場所に安全を確認しながら速やかに移動する。
猛烈な雨で道路が歩けない、道路が既に冠水しているなど、移動に危険を感じる場合	家の中でも崖からできるだけ離れた場所に待避して下さい。2階以上がある場合はできるだけ高いところに移動する。
近くて歩いて移動できる範囲に RC 等の頑丈な建物がある場合	その建物に移動する。

オ 参考事項

- (ア) 土砂災害警戒区域は、住民を対象とした説明会等を実施して指定しており、警戒区域の住民は、雨が一定以上降ったら、土砂災害のおそれがあることを認識しておくこと。特に夜間は避難行動に危険が伴うことから、台風などにより、夜間に多量の降水が予測される場合には、明るいうちに空振りを恐れず「自主避難」を心がけるよう啓発する。
- (イ) 土石流は溪流に沿って発生する。よって溪流と直角方向で土石流の影響を受けない高台（神社の境内など）に緊急避難することも予め検討しておく。
- (ウ) 土砂災害警戒区域に所在する RC 等の建物の要配慮者施設等においては、移動土砂量などを見越し、2 階以上への垂直避難で安全かどうか検討しておく。

(4) 高潮災害

ア 高潮による浸水が発生する区域

海岸付近で、標高が低い区域で発生する。

県が、令和3年3月に、想定し得る最大規模の高潮が発生した場合の高潮浸水想定区域図を公表している。

イ 高潮が発生する潮位

丸亀市における高潮注意報の潮位は2.0mであり、高潮警報の潮位は2.3m。

最近（平成16年）では、丸亀港で2.75mの潮位を観測し、沿岸部が浸水した。

ウ 避難情報の発令基準

	基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 高潮注意報の発表において、警報に切り替える可能性が言及された場合 ② 丸亀港の潮位が、1時間後に2.3mを越えると予想される場合 ③ 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合 ④ 高潮注意報が発表されている状況において、【警戒レベル3】高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑤ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に特別警報発表の可能性のある旨が県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
【警戒レベル4】 避難指示	① 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ② 丸亀港の潮位が、2.3mに達した場合 ③ 【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合）（夕刻時点で発令） ※ 暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、暴風で避難できなくなる前に【警戒レベル4】避難指示の発令を検討する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。但し、必ず発令しなければならない訳ではない。 【災害が切迫】 ① 水門・陸こう等の異常及び海岸堤防の倒壊や決壊のおそれがある場合 ② 床上までの浸水が予想される場合 ③ 県が丸亀市を含む水位周知海岸が高潮特別警戒水位に到達した旨の通知をした場合 （高潮特別警戒水位は、観音寺港（基準潮位観測所）の水位が T.P. +2.52m） ④ 県が丸亀市に高潮氾濫発生情報を発表した場合 【災害発生を確認】 ⑤ 海岸堤防等が倒壊した場合 ⑥ 異常な越波・越流が発生した場合 ⑦ 高潮氾濫が発生した場合

エ 高潮における避難行動

高潮は、水位が徐々にあがり、木造家屋を流出する程の破壊力もないことから、原則は、家の外に出ない「屋内安全確保」でよい。特に冠水した道路を移動することはかえって危険であるので、床上までの浸水が予測される際には、2階への垂直移動をして安全を確保する。特に1階で寝たきりの人は、早めに2階へ避難させることに努める。

但し、海岸堤防の決壊により浸水深が3mを超えると2階部分も浸水するため「立退き避難」が必要な場合もある。

オ 参考事項

高潮は台風の接近による気圧の低下、大潮の満潮時、大雨による内水氾濫などの要因が重なった場合に発生する。よって月の満ち欠けや満潮時間などを把握しておく必要がある。高松港の朔・望（大潮）の満潮の時間は、午前10:00頃、午後23:00頃であり、高潮に注意する時刻は±1時間となろう。高潮は、潮の干満により2～3時間で潮位は下がってくる。

(5) 津波災害

ア 津波により被害が発生する区域

南海トラフの最大クラスの地震が発生した場合の香川県が発表した丸亀港の想定最高津波水位(標高)は2.9mであり、それに伴う津波浸水想定区域は、丸亀市防災マップ(令和2年8月作成)に浸水深によって色分けして、記載している。

丸亀市防災マップ(令和2年8月作成)参照

イ 避難情報の発令基準

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。

また、緊急安全確保は、基本的には発令しない。

※ 津波には、警戒レベルを付さない。

	基 準
避難指示	① 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 (但し、避難指示の発令対象地域が違う：下記参照) ② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合 【避難指示の発令対象地域】 ○ 大津波警報、津波警報の場合 丸亀市防災マップ(令和2年8月作成)による津波浸水想定区域 なお、津波が早く到達する東かがわ市、高松市等の津波水位の情報を収集し、津波水位が想定を超えると予想される場合は、津波浸水想定区域の周辺地区まで避難対象地域を拡大することを検討する。 ○ 津波注意報の場合 海岸堤防より海側の区域

ウ 遠地地震等の場合の避難情報

気象庁が津波警報等の発表前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。

この「遠地地震に関する情報」に基づき、津波警報等の発表前であっても必要に応じて「高齢者等避難」の発令を検討する。

避難指示の解除 大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として解除するものとする。

エ 津波における避難行動

南海トラフの最大クラスの地震が発生した場合の津波浸水想定区域の住民は、当該区域から安全な場所に避難する「立退き避難」を原則とする。

丸亀市の場合は、津波到達まである程度時間があることから、津波警報等の発表後、各地の潮位や到達時間から、丸亀における津波波高や第一波到達時刻を把握して沿岸部の住民に周知するに努める。

要配慮者など、避難場所までの避難に時間が要する場合は、市が指定している津波避難ビルへ避難する。指定避難ビル以外においても、地震動で倒壊していない RC 建物の2階以上に緊急避難する。

オ 参考事項

津波は半日以上も続くため、第一波の潮位が低くても、津波注意報・警報が継続されている間は海に近づかない。到達予定時刻を周知し、消防関係者等も時間を決めて津波浸水エリアから離れる等、「退避のルール」を徹底し、安全を確保する。

5 気象予警報の基準

(1) 特別警報

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(2) 警 報

種 類	発表基準等
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表2のいずれかの条件に該当する場合である。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表4のいずれかの条件に該当する場合である。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが15cm以上になると予想される場合
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が2.5m以上になると予想される場合
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表5の条件に該当する場合 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(3) 注意報

種 類	発表基準等
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表1のいずれかの条件に該当する場合である。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別表3のいずれかの条件に該当する場合である。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間降雪の深さが5cm以上になると予想される場合
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想される場合で、具体的には別表5の条件に該当する場合である。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。 急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には火災の危険が大きい次の条件に該当する場合である。 最小湿度が35%以下で、実効湿度が60%以下になると予想される場合
なだれ注意報	「なだれ」より災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ② 積雪の深さが50cm以上あり、高松气象台における最高気温が8℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが20cm以上あり、気温が-1℃から2℃になると予想される場合
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には農作物への被害が発生するおそれがある次の条件に該当する場合である。 晩霜期で、最低気温が3℃以下になると予想される場合

種 類	発表基準等
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがある次の条件に該当する場合である。 高松地方気象台において最低気温が－４℃以下になると予想される場合

- (注) １ 発表基準欄に記載した数値は、香川県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- ２ 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

(4) 別表

別表 1 大雨注意報

市 町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
丸亀市	10	93

別表 2 大雨警報

市 町	(浸水害) 表面雨量指数基準	(土砂災害) 土壌雨量指数基準
丸亀市	15	123

備考：土壌雨量指数基準は 1 km 格子ごとに設定しており、市内における最小値と最大値を示す。
1 km 格子ごとの基準は、「香川県地域防災計画第 4 節気象情報等伝達計画別図 2」を参照

別表 3 洪水注意報

河川名	流域雨量指数基準	複合基準
綾川	14.6	(5, 13.5)
大東川	北地区 : 8.8 南地区 : 3.8 中大東川 : 4.7	北地区 : (5, 6.4) 南地区 : (5, 3.8) 中大東川 : (5, 3.3)
金倉川	12	(8, 12)
西汐入川	4.1	(5, 3.7)
土器川		(5, 16.1)

備考：複合基準は、表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値。

別表 4 洪水警報

河川名	流域雨量指数基準	複合基準
綾川	18.3	(5, 16.5)
大東川	北地区 : 11 南地区 : 4.8 中大東川 : 5.9	北地区 : (8, 9.9) 南地区 : (8, 4.3)
金倉川	15	(11, 13.9)
西汐入川	5.7	(8, 4.6)
土器川		(8, 21.9)

備考：複合基準は、表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値。

別表 5 高潮警報及び注意報

市	警 報	注 意 報
丸亀市	潮位 2.3m	潮位 2.0m

別表 6 特別警報の指標

雨を要因とする特別警報の指標：丸亀市

50 年に一度の値		
R48 (48 時間降水量)	R03 (3 時間降水量)	SWI (土壌雨量指数)
295mm	100mm	188

* 気象庁発表：雨に関する各市町村の 50 年に一度の値一覧より

50年に一度の積雪深と既往最深積雪

地点名	50年に一度の積雪深	既往最深積雪
多度津	データ不足で算出できない	28 c m
高松	10 c m	19 c m

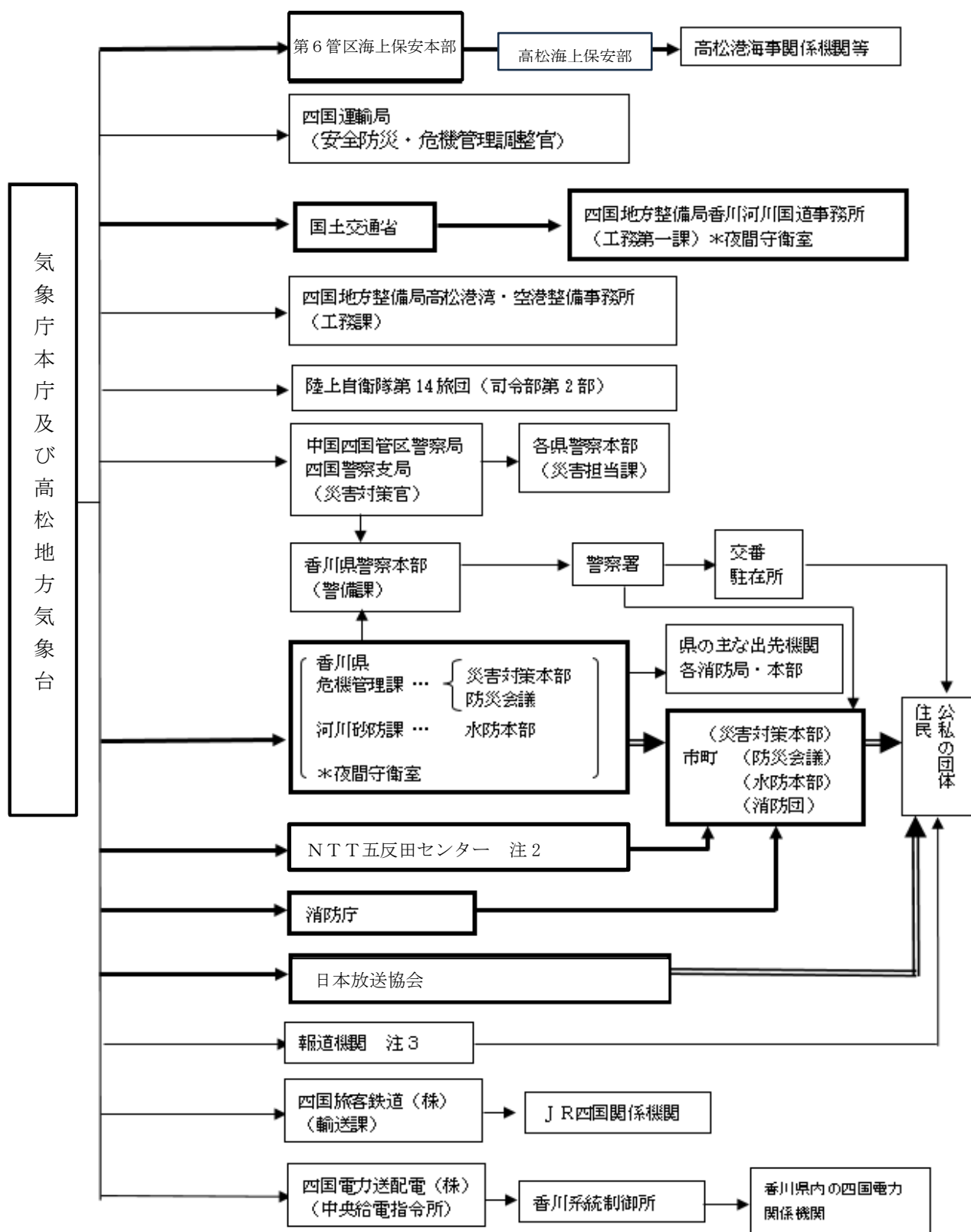
*気象庁発表：各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧より

(5) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

6 予警報の伝達系統図

(1) 気象警報等の伝達系統図

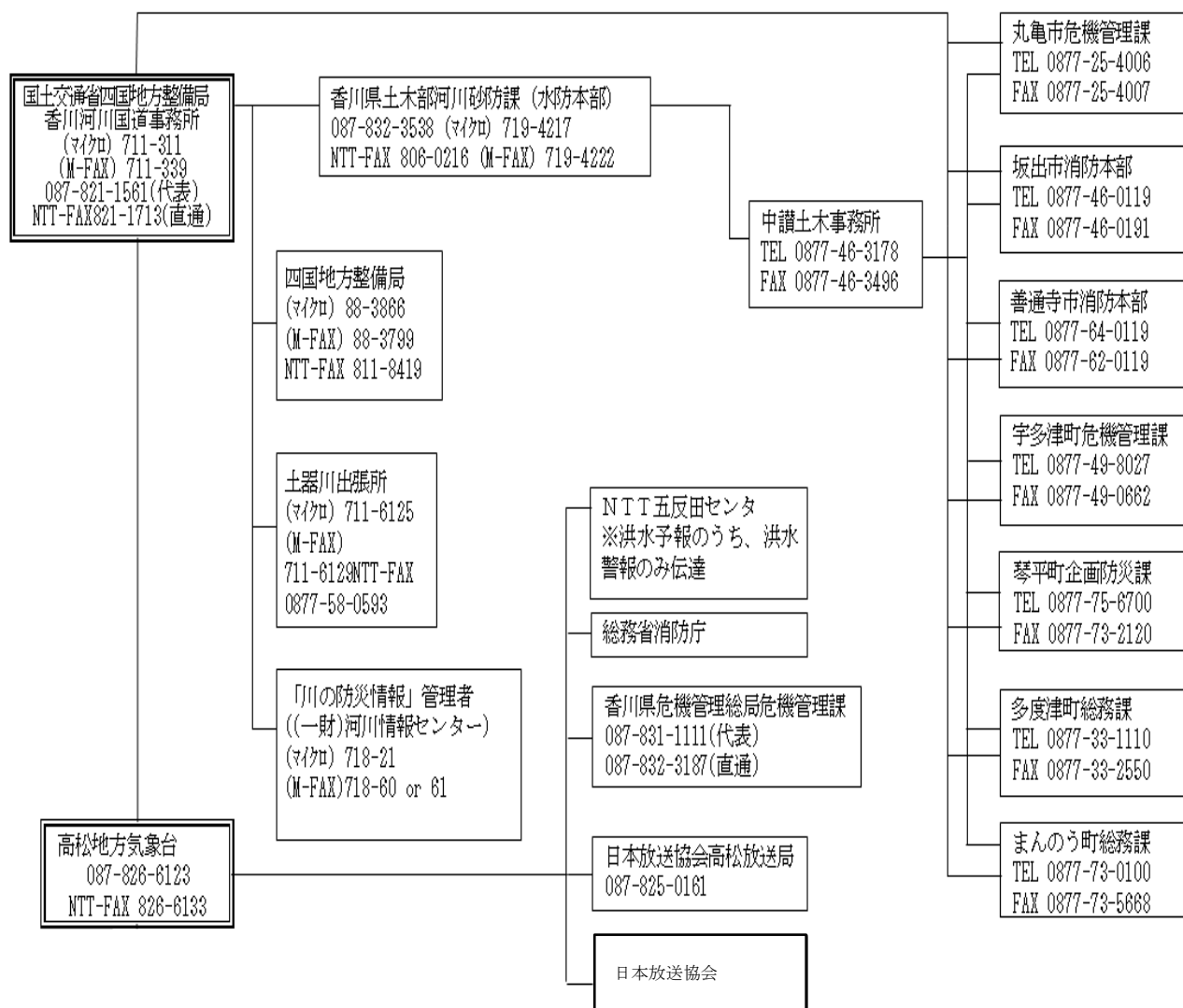


(注) 1 **→** は気象業務法に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。

2 NTT五反田センターへは特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。

3 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内放送、RSK山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信である。

(2) 土器川洪水予報の伝達系統図



報道機関については、日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

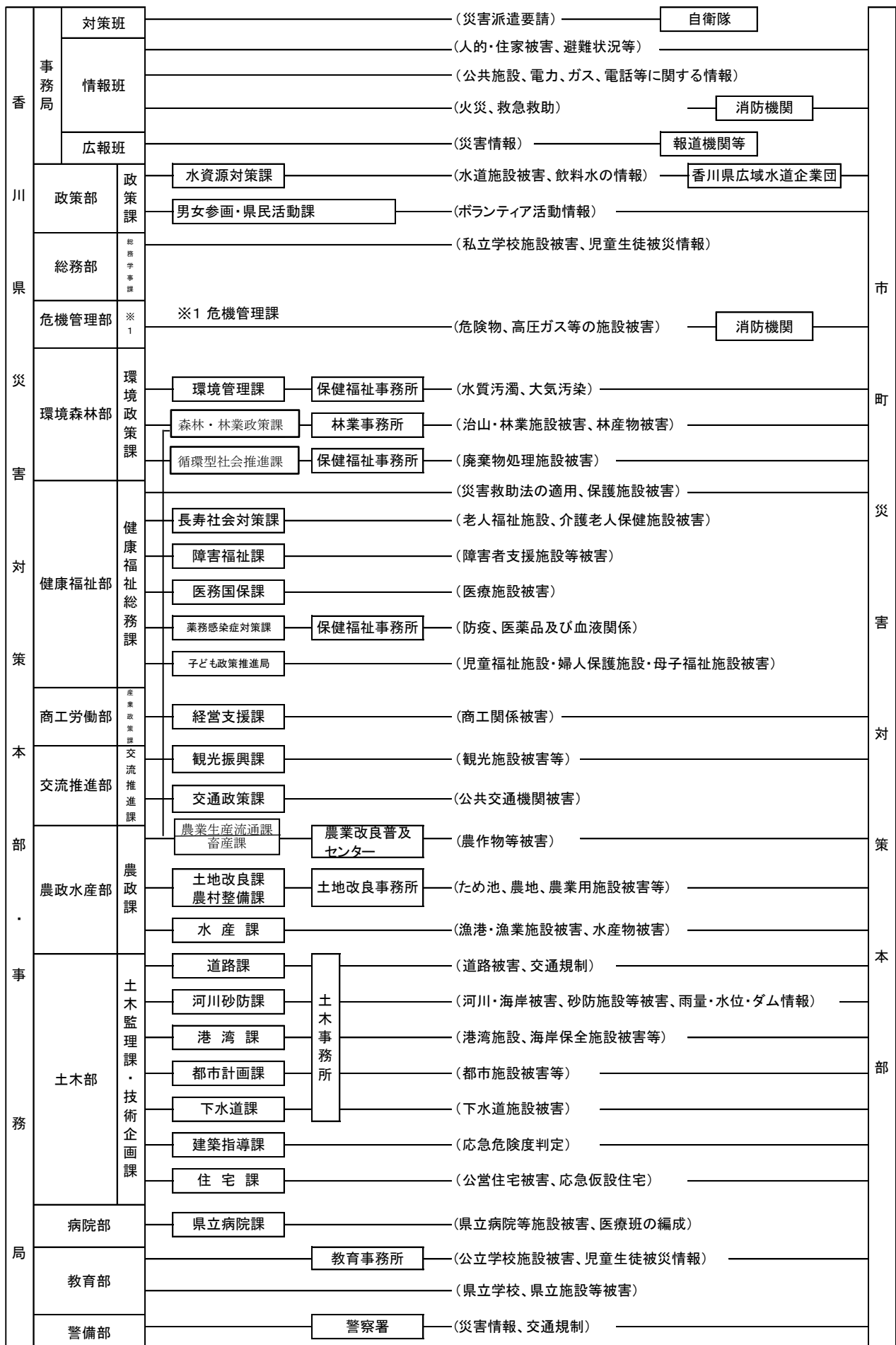
【土器川洪水予報の伝達先】

伝達先	伝達方法	担当官署
香川県土木部河川砂防課(水防本部)	一般加入電話	香川河川国道事務所
丸亀市危機管理課	〃	
坂出市消防本部	〃	
善通寺市消防本部	〃	
宇多津町危機管理課	〃	
琴平町企画防災課	〃	
多度津町総務課	〃	
まんのう町総務課	〃	
四国地方整備局	〃	
土器川出張所	〃	高松地方気象台
「川の防災情報」管理者 (一財)河川情報センター	気象情報伝送処理システム	
香川県危機管理総局危機管理課	〃	
日本放送協会	〃	
NTT 五反田センタ	〃	
総務省消防庁	〃	

※NTT五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※報道機関については、日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

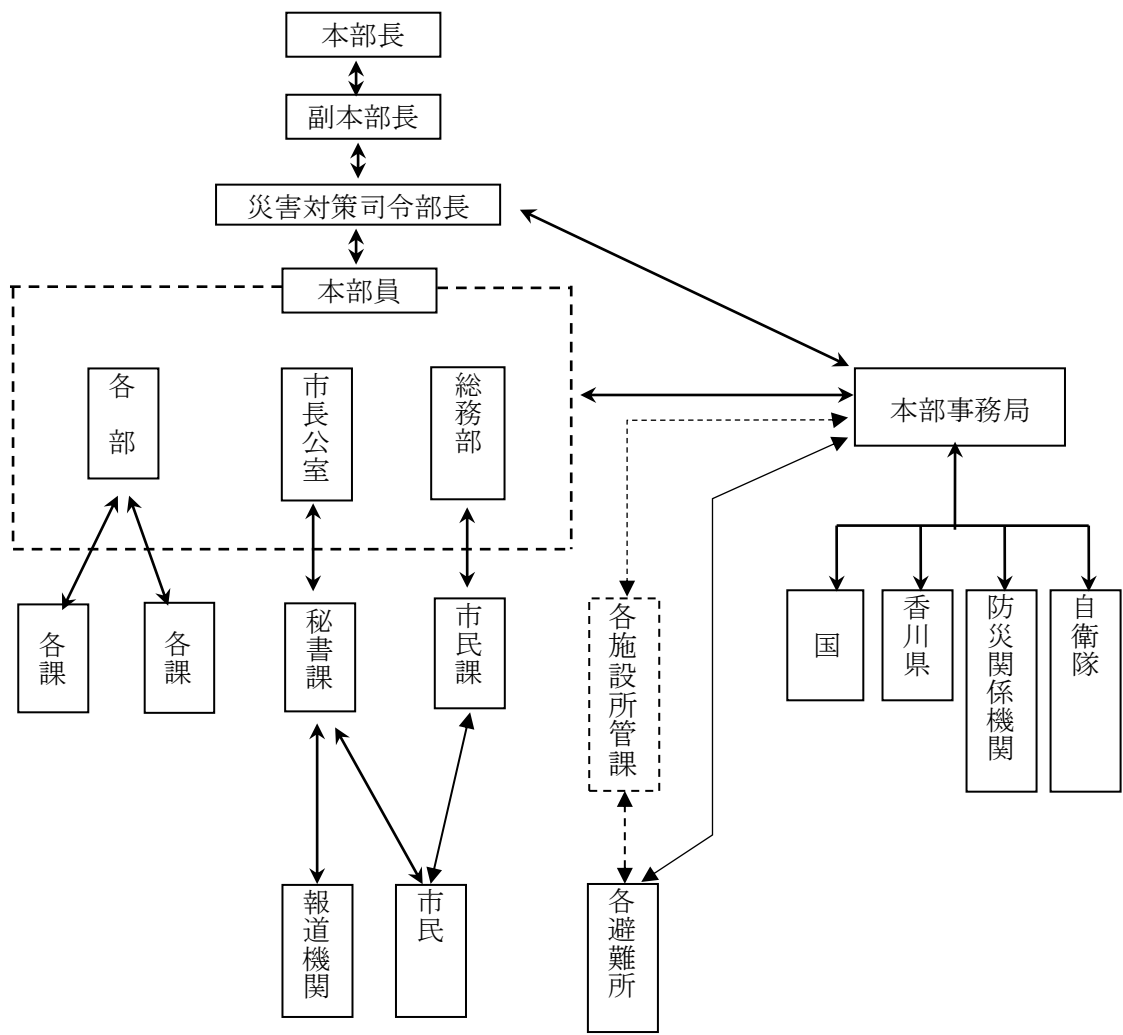
7 被害状況等情報収集伝達系統図



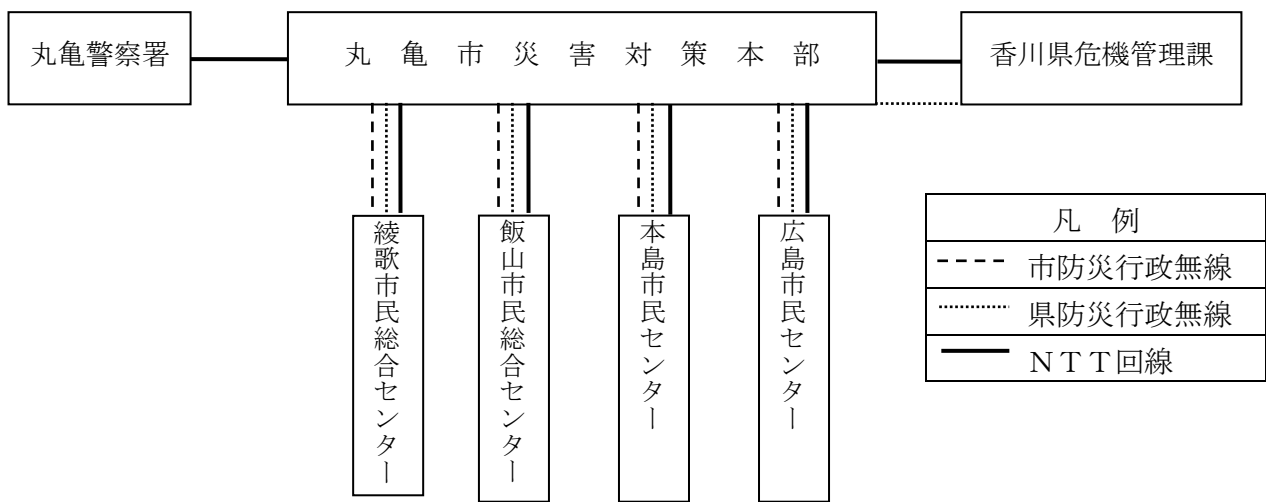
* 小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。

8 伝達系統図及び情報伝達通信系図

(1) 伝達系統図

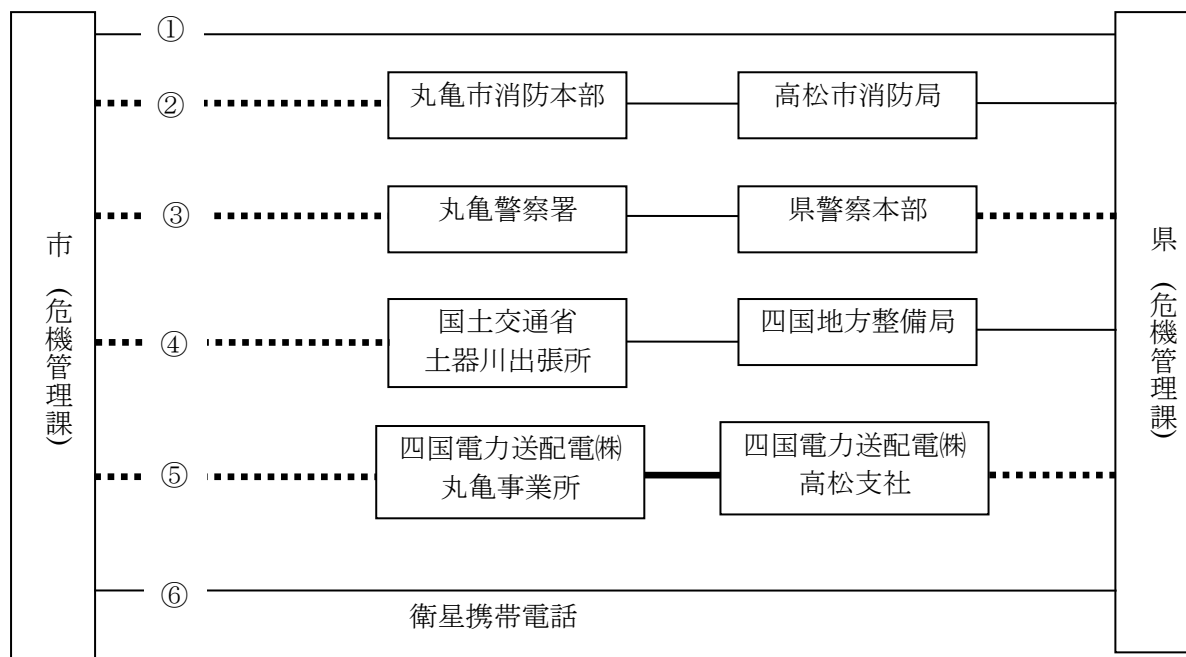


(2) 情報伝達通信系図



9 香川県地方通信ルート

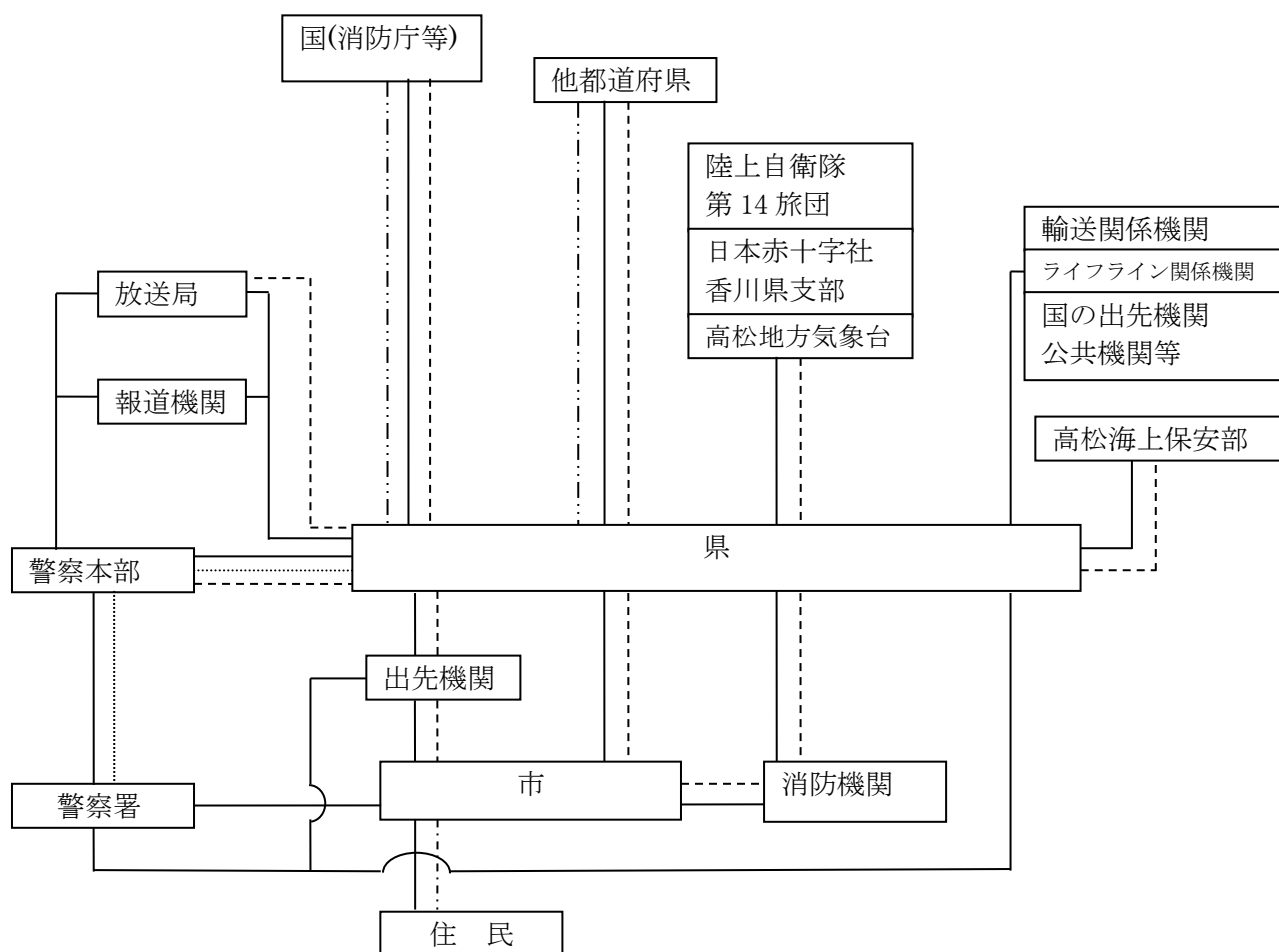
①は、通常通信ルート ②～は、非常通信ルート



☆ 記号 ———— 無線区間 ———— 有線区間 使送区間

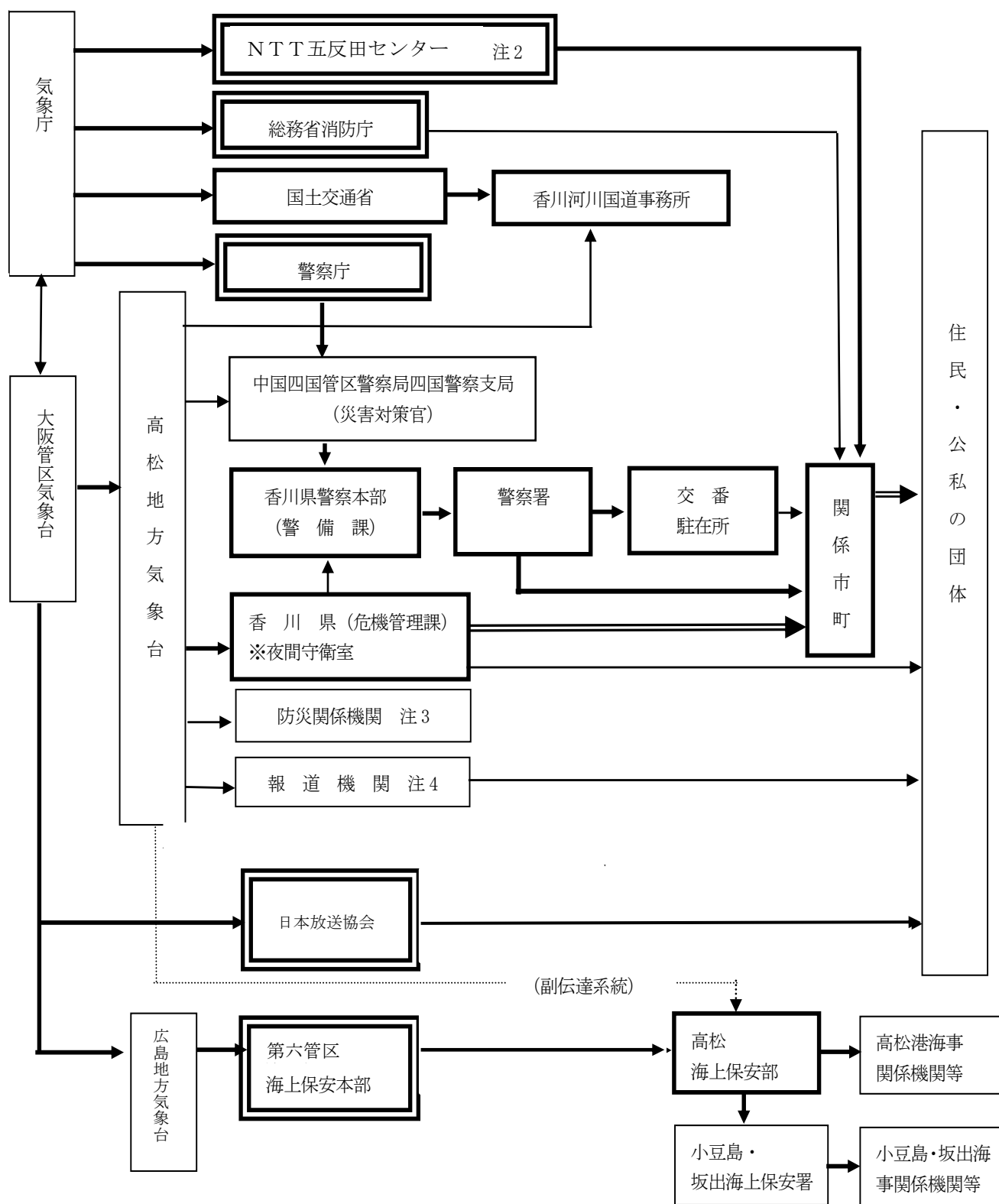
- 参考 □ 香川県危機管理課 TEL087-832-3181 (直通)、087-831-1111 (代表) FAX 087-831-8811
 県防(音声)200-5065 又は、200-7-2435 (FAX)200-5801
 □ 丸亀市消防本部 TEL 0877-25-0119 FAX 0877-23-4540 □危機管理課 TEL 0877-25-4006
 □ 丸亀警察署 TEL 0877-22-0110
 □ 国土交通省四国地方整備局土器川出張所 TEL 0877-22-8318 FAX 0877-58-0593
 □ 四国電力送配電(株)丸亀事業所 TEL 0877-22-5973 FAX 0877-22-2784
 □ 四国旅客鉄道(株)丸亀駅 TEL 0877-22-6131
 □ 香川県危機管理課 衛星携帯電話 TEL 090-1570-8710

10 災害時通信連絡系統図



- 県防災行政無線 (NTT 専用回線と衛星回線を使った県と関係機関との専用回線)
- 電話・FAX (一般の NTT 回線)
- - - - - 消防防災無線 (消防庁等と県を結ぶ回線)
- 警察電話 (警察の専用回線・無線回線)
- . - . - 市防災行政無線

11 津波警報等の伝達系統図



(注) 1 太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報に該当する大津波警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。

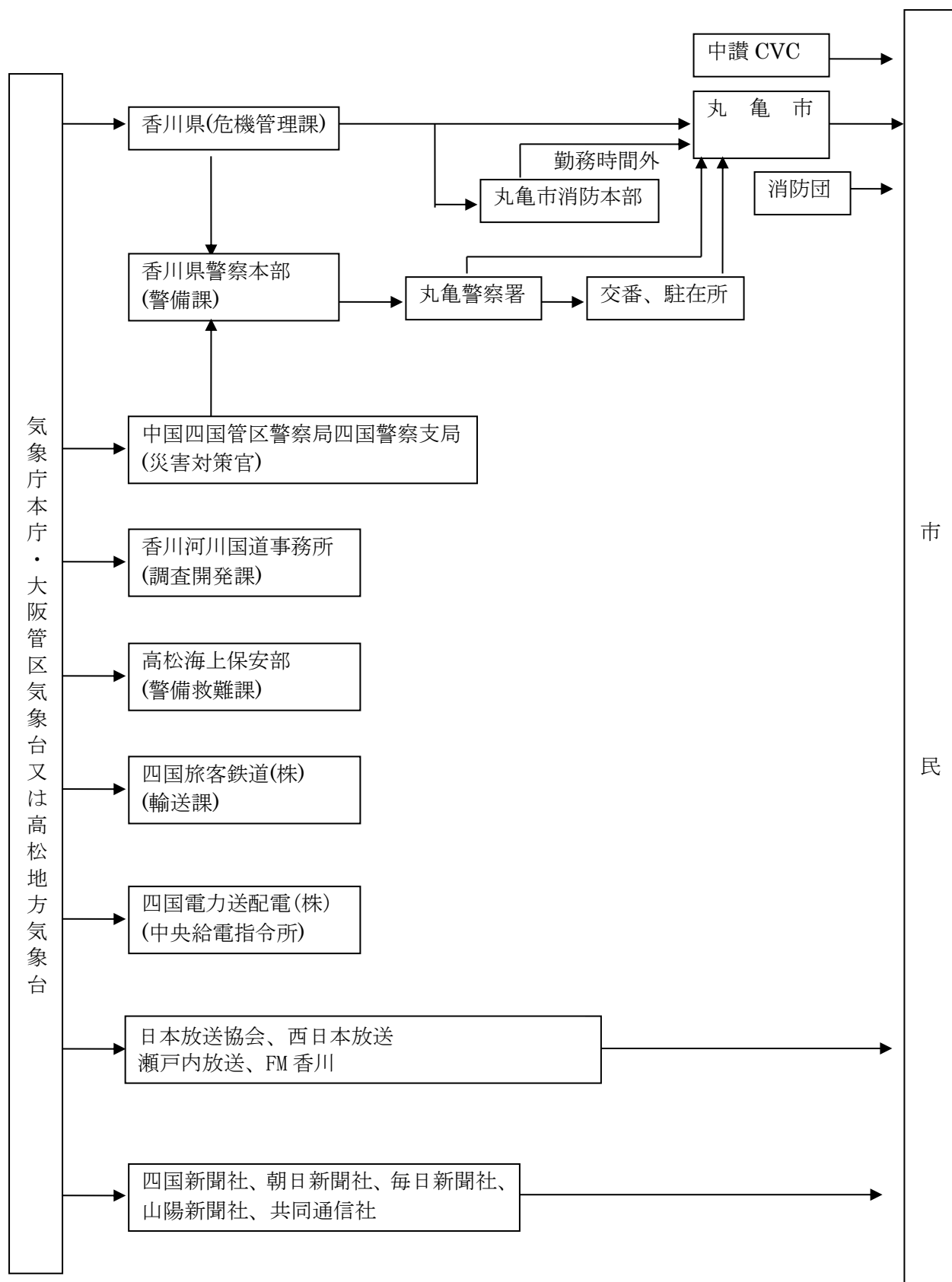
2 NTT五反田センターへは、警報の発表解除だけを通知する。

3 防災関係機関とは、高松港湾・空港整備事務所、四国運輸局、陸上自衛隊第14旅団、四国旅客鉄道(株)、四国電力送配電(株)である。

4 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

5 は、伝達中枢である。

12 地震及び津波に関する情報の伝達系統図



13 避難情報の実施

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
高齢者等避難 「警戒レベル3」	市長	災害対策基本法第六十条	災害全般について	人的災害が発生する恐れがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が、避難行動（避難支援等関係者は支援行動、その他の者は避難準備）を開始する必要があると認められるとき。	要支援者等の避難行動の開始の必要性などの伝達
	水防管理者 知事、その命を受けた職員又は	なし	洪水について	人的災害が発生する恐れがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が、避難行動（避難支援等関係者は支援行動、その他の者は避難準備）を開始する必要があると認められるとき。	要支援者等の避難行動の開始の必要性などの伝達
避難指示 「警戒レベル4」	市長	災害対策基本法第六十条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの勧告、必要があると認めるときはその立ち退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示。避難のため立ち退きを行うことによりかえって人命に危険が及ぶおそれがある地域の居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保の措置を指示（市は県に報告）
	知事			市長が上記の事務を行うことができないとき。	
	海上保安官 警察官	災害対策基本法第六十一条		災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、市長が指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき。	
	水防管理者 知事、その命を受けた職員又は	水防法第二十九条	洪水、津波、高潮について	洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立ち退きの指示（水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告）
	地すべり等 知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第二十五条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立ち退きの指示（当該区域を管轄する警察署に報告）
	警察官	警察官職務執行法第四条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。（公安委員会に報告）
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第九十四条		上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。（防衛大臣の指定する者に報告）

14 自衛隊の活動

(1) 自衛隊の自主派遣

ア 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

(ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

(イ) 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、市、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

(ウ) 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

(エ) その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

イ 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

(2) 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、市、県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。(ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合)

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

ク 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。

ケ 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

コ 炊飯及び給水

被災者に対して、炊飯及び給水を行う。

サ 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

シ 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

ス その他

その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

15 自主防災組織の現況

(1) 丸亀市丸亀市婦人防火クラブ

結成： 昭和 28 年 12 月 14 日（全校区 10,290 人）

婦人会が母体で結成され、火災予防・各地区防災訓練等に協力、給食班を担当

(2) 自主防災組織

ア 各コミュニティの自主防災組織が集まった組織

丸亀市自主防災会等連絡協議会

イ 各コミュニティの自主防災組織

コミュニティ	結成年月日	自主防災組織名 (消防分団)	規模・勢力	
			自治会数	世帯数
①城坤コミュニティ 今津町 283 TEL23-8129	H15. 3. 12	ふれあい城坤環境生活部 4 分団：TEL22-5439 5 分団：TEL22-4394	65	2928
②城乾コミュニティ 南条町 34-28 TEL21-0012	H16. 11. 24	城乾コミュニティ防災ネットワーク 2 分団：TEL22-2858	22	888
③城北コミュニティ 御供所町 1 丁目 5-20 TEL25-2141	H14. 4. 8	城北地区自主防災会 1 分団：TEL22-2754	45	2003
④城西コミュニティ 山北町 722-1 TEL25-2266	H17. 9. 1	城西コミュニティ自主防災会 2 分団：TEL22-2858	50	1291
⑤城南コミュニティ 山北町 200-1 TEL24-0981	H20. 12. 1	城南地区自主防災会 6 分団：TEL22-5204	47	1858
⑥土器コミュニティ 土器町東 7 丁目 160 TEL24-2045	H19. 8. 4	住みたくなるまち土器自主防災会 9 分団：TEL24-3858	58	2421
⑦川西コミュニティ 川西町南 428-1 TEL28-5519	H14. 2. 1	川西地区自主防災会 8 分団：TEL28-8479	46	1204
⑧郡家コミュニティ 郡家町 814-1 TEL28-6807	H23. 4. 1	郡家校区自主防災会 10 分団：TEL28-6042	114	2304
⑨飯野コミュニティ 飯野町東分 2334-2 TEL23-6397	H23. 4. 1	飯野地区地域づくり推進協議会 (山根地区：自主防災組織あり) 11 分団：TEL24-2708	20	984
⑩垂水コミュニティ 垂水町 1345-1 TEL28-5520	H20. 2. 17	垂水やすらぎの会自主防災会 12 分団：TEL28-6901	43	1177
⑪岡田コミュニティ 綾歌町岡田下 516-1 TEL86-3001	H21. 9. 1	岡田地区自主防災会 13 分団：TEL86-1781 TEL86-1782	85	1245
⑫栗熊コミュニティ 綾歌町栗熊西 1638-1 TEL86-6605	H21. 6. 13	栗熊コミュニティ環境安全部 14 分団：TEL86-1783	47	691
⑬富熊コミュニティ 綾歌町富熊 1192-1 TEL86-5224	H22. 3. 1	富熊地区自主防災会 15 分団：TEL86-1784	38	1033
⑭飯山南コミュニティ 飯山町上法軍寺 1010-1 TEL98-2200	H20. 7. 8	飯山南コミュニティ協議会 自主防災会 17 分団：TEL98-7982、98-7983、98-7984	59	1539
⑮飯山北コミュニティ 飯山町川原 1112-5 TEL98-6595	H19. 5. 11	飯山北地区自主防災会 16 分団：TEL98-7979、98-7980、98-7981 TEL98-7985	94	2441
⑯本島コミュニティ 本島町泊 410-1 TEL27-3222	H16. 7. 26	本島地区地域づくり推進協議会 自主防災会 7 分団：TEL27-3116	13	203
⑰広島コミュニティ 広島町江の浦 373-3 TEL29-2030	H16. 12. 7	ふれ愛の町ひろしまをつくる会 自主防災会 3 分団：TEL29-2766	9	169

16 非常通信の基礎知識

(1) 非常通信とは

非常通信は、電波法（以下、同法と言う。）第 52 条第 4 号において、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「非常の場合」という。）において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信と規定されています。

非常の場合の無線通信については、同法第 74 条第 1 項の規定により、総務大臣は、非常の場合において人命の救助、災害の救援等必要な通信を無線局に行わせることができます。

なお、同法第 74 条の 2 で、総務大臣は、同法第 74 条第 1 項に規定する通信の円滑な実施を確保するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならないと規定されています。

非常通信協議会は、同法第 74 条の 2 に規定されている非常の場合における必要な通信の円滑な実施を図るため、無線系に加えて有線系も含め、あらかじめ運用上及び訓練上必要な諸計画を作成しております。

(2) 非常通信の取扱い

非常通信の取扱いについては、様々な法律に規定がありますが、主要な法律の規定は以下のとおりです。

ア 電波法関係

(ア) 無線局は、原則、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用できません。（電波法第 52 条）

ただし、非常通信は行うことができますこととなっています。（電波法第 52 条第 4 号）

(イ) 総務大臣は、非常の場合においては、人命の救助や災害の救援等に必要な通信を無線局に行わせることができます。（電波法第 74 条第 1 項）

なお、総務大臣には、非常の場合の通信を円滑に実施するために必要な体制を整備する必要があります。（電波法第 74 条の 2）

非常通信協議会は、これらの体制を整備することを目的として組織され、「非常通信規約」、「非常通信運用細則」等を定め、非常通信の取扱いについて取り決めています。

イ 有線電気通信法関係

総務大臣は、非常の場合、有線電気通信設備を設置した者に対して、災害の予防、救援等に必要な通信を行い、又はこれらの通信を行うため、その有線電気通信設備を他の者に使用させ、若しくはこれを他の有線電気通信設備に接続すべきことを命ずることができます。（有線電気通信法第 8 条）

ウ 電気通信事業法関係

電気通信事業者は、非常の場合、災害の予防、救援等に必要な通信を優先的に取り扱わなければならない。（電気通信事業法第 8 条）

エ 災害対策基本法関係

都道府県知事又は市町村長は、災害に関する通信が緊急を要するものである場合は、電気通信事業者の電気通信設備を優先的利用や警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備の使用や、放送事業者に放送を行うことを求めることができます。（災害対策基本法第 57 条）

オ 消防組織法関係

消防庁及び地方公共団体は、消防事務のために警察通信施設を使用することができます。（消防組織法第 41 条）

カ 災害救助法関係

内閣総理大臣（内閣府）、都道府県知事又は都道府県知事から職権の一部を委任された市町村長等は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、電気通信事業者の電気通信設備を優先的利用や、警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備を使用することができます。（災害救助法第 28 条）

キ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)

電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、自ら定めた国民の保護に関する業務計画に基づき、通信を確保し、及び国民の保護のための措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければなりません。(国民保護法第 135 条第 2 項)

指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、国民の保護のため緊急かつ特別に必要な通信は、電気通信事業者の電気通信設備を優先的利用や、有線電気通信法に掲げる者が設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができます。(国民保護法第 156 条)

ク その他

ア～キ以外にも、非常通信の取扱いとして、

(ア) 水防上緊急を要する通信のための事業用電気通信設備の優先的利用等(水防法第 27 条第 2 項)

(イ) 気象庁による津波・高潮等の警報事項の通知義務(気象業務法第 15 条)

(ウ) 防衛出動を命じられた自衛隊の電気通信設備の優先的利用等(自衛隊法第 104 条)などがあります。

Ⅲ 地区防災計画一覧

地区防災計画の一覧を掲載し、計画全文は、市長公室危機管理課で管理する。

地区名	計画名	作成組織	作成日 (最新の改訂日)
川西地区	川西地区防災計画	川西地区自主防災会	令和２年３月３０日
城北地区	城北地区防災計画	城北地区自主防災会	令和４年３月２２日
城西地区	城西地区防災計画	天守閣のある町城西 (城西地区自主防災会)	令和４年３月２２日
土器地区	土器地区防災計画	住みたくなるまち土器 (住みたくなるまち土器自主防 災会)	令和４年３月２２日
飯山南地区	飯山南地区防災計画	飯山南コミュニティ協議会	令和４年３月２２日
城南地区	城南地区防災計画	ふれ愛の町みなみ (城南地区自主防災会)	令和５年３月２２日
栗熊地区	栗熊地区防災計画	栗熊地区自主防災会	令和５年３月２２日
岡田地区	岡田地区防災計画	岡田地区自主防災会	令和５年３月２２日
飯山北地区	飯山北地区防災計画	飯山北地区コミュニティ推進 協議会	令和５年３月２２日
本島地区	本島地区防災計画	本島地区地域づくり推進協議会	令和６年３月
城乾地区	城乾地区防災計画	港、ふれあいのまち城乾	令和６年３月
富熊地区	富熊地区防災計画	富熊地区自主防災会	令和６年３月
垂水地区	垂水地区防災計画	垂水やすらぎの会自主防災会	令和６年７月
広島地区	広島地区防災計画	ふれ愛の町ひろしまをつくる会 自主防災会	令和７年３月

Ⅳ 協定、覚書等一覧

防災関係の協定、覚書等の一覧を掲載し、協定、覚書等の全文は、市長公室危機管理課で簿冊を作成して、管理する。

区 分	協定、覚書等	締結日	担当課
災害時における海上輸送に関する協定	本島汽船株式会社との協定	平成 14 年 11 月 20 日	防災課
	備讃フェリー株式会社との協定	平成 14 年 11 月 20 日	防災課
	にじ観光有限会社との協定	平成 14 年 11 月 20 日	防災課
消防相互応援協定	香川県消防相互応援協定との協定	昭和 61 年 12 月 1 日	(消防)総務課
	香川県消防相互応援協定に基づく高速自動車道等に関する覚書	平成 15 年 3 月 30 日	(消防)総務課
	高松自動車道(徳島県境～愛媛県境)における救急業務、火災消火業務等に関する覚書	平成 15 年 3 月 30 日	(消防)総務課
香川県防災ヘリコプター応援要請	香川県防災ヘリコプター応援協定	平成 6 年 4 月 1 日	防災課
	広域航空応援受援マニュアル	-	防災課
鉄道災害時の安全対策に関する覚書	四国旅客鉄道株式会社との覚書	平成 15 年 12 月 1 日	防災課
	高松琴平電気鉄道株式会社との覚書	平成 15 年 12 月 25 日	防災課
	高松琴平電気鉄道運転事故等発生時の緊急連絡先(24 時間体制)		
災害時の相互応援に関する協定等	伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、津市、周南市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、坂井市及び箕面市との大規模災害時の相互応援に関する協定	平成 9 年 3 月 27 日	危機管理課
	大規模災害時の相互応援に関する協定の一部を改正する協定	平成 15 年 4 月 21 日	危機管理課
	大規模災害時の相互応援に関する協定の一部を改正する協定	平成 19 年 4 月 2 日	危機管理課
	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	平成 24 年 3 月 29 日 (平成 26 年 3 月 28 日改正)	建設課
	県内の市町及び県との協定	平成 23 年 11 月 22 日	危機管理課
	石巻市との協定	平成 24 年 11 月 21 日	危機管理課
	由利本荘市との協定	平成 26 年 2 月 7 日	危機管理課
	総社市及びAMD Aとの協定	平成 26 年 8 月 30 日	危機管理課
	高松地方気象台との了解事項	平成 22 年 7 月 30 日	危機管理課
	丸亀警察署との災害対策に関する申し合わせ	平成 25 年 11 月 5 日	危機管理課
	災害発生時における丸亀市と丸亀市内郵便局の協力に関する協定	2015 年 5 月 25 日 (平成 27 年 5 月 25 日)	危機管理課
	四国地方整備局との協定	平成 23 年 10 月 26 日	危機管理課
	G P S 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定	平成 30 年 8 月 24 日	危機管理課
	香川県生コンクリート協同組合連合会大規模災害時における消防用水等の確保に関する協定	平成 31 年 3 月 19 日	(消防)総務課
	大規模災害時における消防用水等の確保に関する協定書第 8 条に関する定め		
	ヤフー株式会社との災害に係る情報発信等に関する協定	令和元年 6 月 14 日	危機管理課

区 分	協定、覚書等	締結日	担当課
災害時の相互 応援に関する 協定等	丸亀市と株式会社トリドールホールディングスの地域活性化包括連携協定	令和4年4月13日	政策課
災害時における医療救護活動に関する協定	社団法人丸亀市医師会及び社団法人綾歌地区医師会との協定	平成24年5月17日	健康課
	丸亀市歯科医師会との協定	平成24年5月17日	健康課
	社団法人丸亀市薬剤師会及び綾歌郡薬剤師会との協定	平成24年5月17日	健康課
災害時における避難所の使用・利用に関する申し合わせ・協定	香川県立丸亀高等学校との協定	平成15年12月1日	危機管理課
	非常災害時における避難所指定に伴う変更申し合わせ	平成27年3月11日	危機管理課
	香川県立飯山高等学校との協定	平成7年11月21日	危機管理課
	非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせの変更について	平成15年3月10日	危機管理課
	香川県立丸亀競技場との協定	平成16年4月1日	危機管理課
	香川県立丸亀城西高等学校との協定	平成15年12月1日	危機管理課
	香川県立香川丸亀養護学校との協定	平成15年12月1日	危機管理課
	独立行政法人雇用・能力開発機構 四国職業能力開発大学校との協定	平成16年3月1日	危機管理課
	医療法人社団三愛会・三船病院との協定	平成19年8月16日	危機管理課
	創価学会四国方面事務局との協定	平成19年11月18日	危機管理課
	西日本電信電話株式会社香川支店との協定	平成20年2月5日	危機管理課
	「災害時における西日本電信電話株式会社施設の利用に関する協定書」に基づく連絡責任者	平成23年3月1日	危機管理課
	社会福祉法人誠心会（誠心保育園 はらだ分園）との協定	平成26年3月3日	危機管理課
	丸亀市社会福祉協議会（しおや保育所）との協定	平成26年3月18日	危機管理課
	クリントピア丸亀との協定	平成26年3月25日	危機管理課
	アパホテル株式会社との協定	令和2年12月1日	危機管理課
	大江戸温泉物語ホテルレオマの森との協定	令和2年12月11日	危機管理課
	災害時における四国計測工業株式会社施設の利用に関する協定	令和4年10月7日	危機管理課
	災害時における彩芽こども園の利用に関する協定	令和5年5月9日	危機管理課
	災害時における四国化成工業株式会社施設の利用に関する協定	令和5年5月18日	危機管理課
	電気自動車を活用した地域課題解決に向けた日産自動車株式会社との包括連携協定	令和5年6月27日	危機管理課
	災害時における株式会社遊食房屋施設の利用に関する協定	令和5年7月25日	危機管理課
	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	令和6年11月20日	危機管理課
	災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書	令和6年12月27日	建築住宅課
ライフラインに関する協定	災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定	平成25年10月25日	庶務課
	丸亀市と四国ガス株式会社との持続可能なまちづくりの実現に向けた包括連携協定書	令和6年3月26日	政策課
	災害時における相互協力に関する覚書		
	災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定		
	「災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書」に関する覚書	令和3年1月4日	建設課
	香川県電気工事業工業組合丸亀支部との災害時における電気設備等の復旧に関する協定	平成22年7月29日	庶務課

区 分	協定、覚書等		締結日	担当課
ライフラインに関する協定	丸亀市設備業協会との災害時における設備等の復旧応援に関する協定		平成 24 年 5 月 22 日	庶務課
	丸亀石油協同組合との災害時における石油製品等の調達に関する協定		平成 29 年 7 月 11 日	危機管理課
	香川県広域水道企業団との災害時の水道施設の復旧等に関する協定		平成 30 年 4 月 1 日	危機管理課
	伏見製薬所との災害時における生活用水の使用に関する協定		平成 31 年 4 月 24 日	危機管理課
	下水道施設の災害対策業務に関する協定	石垣 四国支店との災害時における下水道施設等の応急対策等に関する協定	平成 26 年 11 月 13 日	下水道課
		日本下水道事業団との災害時における下水道施設等の応急対策等に関する協定	令和 2 年 4 月 1 日	下水道課
		(株)フソウ四国支店との災害時における上下水道復旧活動に関する協定	平成 30 年 4 月 1 日	下水道課
		(株)荏原製作所四国支店との協定	平成 28 年 2 月 10 日	下水道課
		(株)明電舎四国支店との協定	平成 29 年 4 月 1 日	下水道課
		(株)西島製作所高松支店との協定	平成 29 年 4 月 1 日	下水道課
		(株)鶴見製作所四国支店との協定	平成 30 年 2 月 1 日	下水道課
		新明和工業(株)流体事業部営業本部 四国営業所との協定	平成 30 年 5 月 1 日	下水道課
		(株)クボタ 中四国支社 四国営業所との協定	平成 30 年 7 月 3 日	下水道課
		メタウォーター(株)四国営業部との協定	平成 30 年 7 月 3 日	下水道課
		日新電機(株)四国支店との協定	平成 30 年 7 月 3 日	下水道課
		(株)電業社機械製作所 四国支店との下水道施設等の災害対策業務に関する協定	令和 2 年 3 月 12 日	下水道課
		公益社団法人日本下水道管路管理業協会との協定	令和 6 年 5 月 1 日	下水道課
	西日本電信電話株式会社香川支店との災害時における特設公衆電話の設置等に関する協定		平成 26 年 6 月 5 日	危機管理課
	県と一般社団法人香川県冷凍空調設備工業協会との協定		平成 25 年 10 月 10 日	庶務課
災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	県と社団法人香川県宅地建物取引業協会との協定		平成 17 年 7 月 5 日	建築住宅課
	県と社団法人全日本不動産協会香川県本部との協定		平成 17 年 9 月 22 日	建築住宅課

区 分	協定、覚書等	締結日	担当課
災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定	社会福祉法人香川県社会福祉事業団との協定	平成 18 年 2 月 7 日	福祉課
	社会福祉法人うぶすな会との協定	平成 29 年 3 月 8 日	福祉課
	社会福祉法人厚仁会との協定	平成 29 年 2 月 24 日	高齢者支援課
	災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定書内の修正に関する通知	令和 4 年 6 月 3 日	高齢者支援課
	社会福祉法人光志福祉会との協定	令和 5 年 6 月 1 日	高齢者支援課
	いいのやま福祉会との災害時における要避難者等の緊急受け入れに関する協定	平成 30 年 2 月 7 日	福祉課
	塩屋福祉会との災害時における要避難者等の緊急受け入れに関する協定	令和 4 年 2 月 3 日	福祉課
	社会福祉法人博安会との協定	平成 29 年 2 月 24 日	高齢者支援課
	社会福祉法人宝樹園との協定	平成 29 年 2 月 24 日	高齢者支援課
	社会福祉法人真理亜福祉会との協定	平成 29 年 2 月 24 日	高齢者支援課
	社会福祉法人鶴足津福祉会との協定	平成 29 年 2 月 24 日	高齢者支援課
	社会福祉法人栲友会との協定	平成 29 年 2 月 24 日	高齢者支援課
	社会福祉法人あやうた福祉会との協定	平成 29 年 2 月 24 日	高齢者支援課
	医療法人社団三愛会との協定	平成 29 年 2 月 24 日	高齢者支援課
	医療法人社団健仁会との協定	平成 29 年 2 月 24 日	高齢者支援課
	医療法人基幸会との協定	平成 29 年 2 月 24 日	高齢者支援課
	医療法人社団健粋会との協定	平成 29 年 2 月 24 日	高齢者支援課
	社会福祉法人萬象園との協定	平成 29 年 3 月 27 日	福祉課
災害時における応急措置等の実施に関する協定	丸亀市建設業協会との協定	平成 18 年 2 月 22 日	建設課
	丸亀市建友会との協定	平成 20 年 9 月 19 日	建設課
	社団法人香川県トラック協会仲多度支部との物資等の輸送に関する協定	平成 19 年 12 月 19 日	危機管理課
	丸亀緑愛会との緑化樹木等の倒木処理等に関する協定	平成 20 年 12 月 24 日	都市計画課
	丸亀タクシー組合との応急対策活動の協力に関する協定	平成 29 年 4 月 11 日	危機管理課
	赤帽香川県軽自動車運送協同組合との物資等の輸送の協力に関する協定	平成 29 年 10 月 16 日	危機管理課
	丸亀市舗装協会との応急措置等の実施に関する協定	平成 25 年 6 月 3 日	建設課
	香川県建設労働組合中讃地方支部との被災住宅の応急修理に関する協定	平成 26 年 10 月 28 日	建築住宅課
	株式会社アクティオとのレンタル機材の提供に関する協定	平成 26 年 7 月 29 日	危機管理課
	株式会社ゼンリンとの地図製品等の供給等に関する協定	平成 26 年 8 月 19 日	危機管理課
	アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定	平成 30 年 3 月 30 日	危機管理課
	一般廃棄物収集運搬の災害時における応急措置に関する協定	平成 31 年 4 月 1 日	クリーン課
	丸亀市環境サービス協同組合との協定	平成 31 年 4 月 1 日	クリーン課
	協同組合オリーブエコサービスとの協定	令和 3 年 3 月 16 日	クリーン課
	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	令和 3 年 1 月 26 日	クリーン課
	丸亀シティーサービス協同組合との協定	令和 6 年 4 月 1 日	クリーン課
	丸亀市環境サービス協同組合との協定	令和 6 年 4 月 1 日	クリーン課
	協同組合オリーブエコサービスとの協定	令和 6 年 4 月 1 日	クリーン課

区 分	協定、覚書等	締結日	担当課
災害時における放送要請に関する協定	県と日本放送協会高松放送局との協定	昭和 52 年 5 月 30 日	秘書課
	県と西日本放送株式会社、株式会社瀬戸内海放送	昭和 52 年 5 月 30 日	秘書課
	県と山陽放送株式会社との協定	昭和 60 年 12 月 1 日	秘書課
	県と岡山放送株式会社との協定	昭和 61 年 12 月 1 日	秘書課
	県と株式会社エフエム香川との協定	昭和 63 年 4 月 1 日	秘書課
	県とテレビせとうち株式会社との協定	昭和 63 年 9 月 1 日	秘書課
	日本放送協会高松放送局との緊急警戒放送システムによる放送要請に関する覚書	昭和 61 年 9 月 26 日	秘書課
	放送事業者との避難情報の伝達に関する申し合わせ	平成 18 年 4 月 28 日	秘書課
	中讃ケーブルビジョン(株)との協定	平成 19 年 4 月	秘書課
自衛隊の災害派遣に関する協定	災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第 14 旅団長との協定	平成 18 年 4 月 27 日	危機管理課
災害時における救援物資等の提供に関する協定	四国コカ・コーラボトリング(株)との協定	平成 18 年 6 月 9 日	市民課
	マックスバリュ西日本株式会社との防災活動への協力に関する協定	平成 19 年 4 月 24 日	市民課
	香川ペプシコーラ販売(株)との協定	平成 20 年 8 月 13 日	市民課
	株式会社イズミとの防災・防犯活動等への協力に関する協定	平成 20 年 11 月 10 日	危機管理課
	NPO 法人コメリ災害対策センターとの協定	平成 21 年 9 月 25 日	危機管理課
	大塚製薬株式会社との健康増進の推進に関する協定	平成 29 年 8 月 30 日	健康課
	「5 日で 5 0 0 0 枚の約束」プロジェクト実行委員会との災害時における畳の供給等の協力に関する協定	平成 30 年 4 月 12 日	危機管理課
	災害時等における段ボール製品の調達に関する協定	令和 2 年 1 月 8 日	危機管理課
	生活協同組合コープかがわとの包括連携に関する協定	令和 2 年 2 月 27 日	政策課
	「丸亀市と生活協同組合コープかがわとの包括連携に関する協定書」に関する覚書	令和 2 年 3 月 9 日	政策課
	災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定	令和 3 年 1 月 20 日	福祉課
	株式会社ナフコとの災害時における物資供給に関する協定	令和 3 年 8 月 1 日	市民課
	香川県キッチンカー協会との災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定	令和 3 年 12 月 15 日	危機管理課
	香川シームレス株式会社との災害時におけるレッグウェア製品の調達に関する協定	令和 3 年 12 月 15 日	危機管理課
	株式会社ニードとの災害時におけるパーティーション等の調達に関する協定	令和 4 年 1 月 17 日	危機管理課
	王子コンテナ株式会社徳島工場との災害時における物資提供等の協力に関する協定	令和 4 年 4 月 15 日	危機管理課

区 分	協定、覚書等	締結日	担当課
災害時における 救援物資等 の提供に関する 協定	株式会社ウチダとの災害時における紙製品等の調達に関する協定	令和 4 年 7 月 13 日	危機管理課
	災害時における株式会社遊食房屋との物資供給に関する協定	令和 5 年 4 月 1 日	福祉課
災害時における 避難者支援 に関する協定	株式会社ダイナムとの災害時等における 応急対策活動協力に関する協定	令和 4 年 9 月 9 日	危機管理課
油流出事故対応 に関する会 則	香川地区大量排出油等防除協議会の会則	昭和 49 年 9 月 2 日 (平成 19 年 6 月 26 日改正)	建設課
	備讃海域排出油等防除協議会連合会の会則	平成 9 年 12 月 24 日 (平成 19 年 10 月 30 日改正)	建設課
罹災証明書等の 発行に関する 協定	広域水災発生時の共同取組に関する覚書	令和 6 年 11 月 28 日	政策課
災害ボランティア センター設置等 に関する協定	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会との災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	令和 5 年 4 月 1 日	福祉課

V その他

1 火災・災害等即報要領

〔昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官〕

改正 〔平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、
平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、
平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年
3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66
号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応第166
号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11
号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、
令和3年5月消防応第29号、令和5年5月消防応第55号〕

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官

から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。（注）

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内的の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

（注） 消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室の業務連絡「火災・災害等即報の電子メールによる報告について(令和3年3月5日)」によると

- ・報告先のメールアドレス・・・fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp
- ・添付ファイルの形式・・・Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式、PDF形式
- ・電子メールの件名は、【都道府県名・市町村名（又は消防本部名）】及び災害名（又は事故種別）を含む。
- ・電子メール本文への火災・災害等の概要の記載は不要

5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。
また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。
- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。
特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。
- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災

- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間

接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

- (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

（ア）当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

（ア）津波警報又は津波注意報が発表されたもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

（ア）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ウ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

（ア）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第 1 号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他															
出 火 場 所																
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	<table border="0"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>(鎮 圧 日 時)</td> <td>(月 日 時 分)</td> </tr> <tr> <td>(月 日 時 分)</td> <td>鎮 火 日 時</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </table>	月 日 時 分	(鎮 圧 日 時)	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	鎮 火 日 時	月 日 時 分									
月 日 時 分	(鎮 圧 日 時)	(月 日 時 分)														
(月 日 時 分)	鎮 火 日 時	月 日 時 分														
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)															
出 火 箇 所	出 火 原 因															
死 傷 者	<table border="0"> <tr> <td>死者 (性別・年齢)</td> <td>人</td> <td rowspan="4">死者の生じた理由</td> </tr> <tr> <td>負傷者 重症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた理由	負傷者 重症	人	中等症	人	軽症	人						
死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた理由														
負傷者 重症	人															
中等症	人															
軽症	人															
建 物 の 概 要	<table border="0"> <tr> <td>構造</td> <td>建築面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>階層</td> <td>延べ面積</td> <td>m²</td> </tr> </table>	構造	建築面積	m ²	階層	延べ面積	m ²									
構造	建築面積	m ²														
階層	延べ面積	m ²														
焼 損 程 度	<table border="0"> <tr> <td>焼損棟数</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>全 焼 棟</td> <td rowspan="4">} 計 棟</td> </tr> <tr> <td>半 焼 棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼 棟</td> </tr> <tr> <td>ぼ や 棟</td> </tr> </table> </td> <td>焼 損 面 積</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>建物焼損床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>建物焼損表面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>林野焼損面積</td> <td>ha</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	焼損棟数	<table border="0"> <tr> <td>全 焼 棟</td> <td rowspan="4">} 計 棟</td> </tr> <tr> <td>半 焼 棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼 棟</td> </tr> <tr> <td>ぼ や 棟</td> </tr> </table>	全 焼 棟	} 計 棟	半 焼 棟	部分焼 棟	ぼ や 棟	焼 損 面 積	<table border="0"> <tr> <td>建物焼損床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>建物焼損表面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>林野焼損面積</td> <td>ha</td> </tr> </table>	建物焼損床面積	m ²	建物焼損表面積	m ²	林野焼損面積	ha
焼損棟数	<table border="0"> <tr> <td>全 焼 棟</td> <td rowspan="4">} 計 棟</td> </tr> <tr> <td>半 焼 棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼 棟</td> </tr> <tr> <td>ぼ や 棟</td> </tr> </table>	全 焼 棟	} 計 棟	半 焼 棟		部分焼 棟	ぼ や 棟	焼 損 面 積	<table border="0"> <tr> <td>建物焼損床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>建物焼損表面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>林野焼損面積</td> <td>ha</td> </tr> </table>	建物焼損床面積	m ²	建物焼損表面積	m ²	林野焼損面積	ha	
全 焼 棟	} 計 棟															
半 焼 棟																
部分焼 棟																
ぼ や 棟																
建物焼損床面積	m ²															
建物焼損表面積	m ²															
林野焼損面積	ha															
り 災 世 帯 数	世帯 気 象 状 況															
消 防 活 動 状 況	<table border="0"> <tr> <td>消防本部 (署)</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>消 防 団</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>その他 (消防防災ヘリコプター等)</td> <td>台・機</td> <td>人</td> </tr> </table>	消防本部 (署)	台	人	消 防 団	台	人	その他 (消防防災ヘリコプター等)	台・機	人						
消防本部 (署)	台	人														
消 防 団	台	人														
その他 (消防防災ヘリコプター等)	台・機	人														
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況																
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況																
その他参考事項																

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

（1）事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（2）事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

（3）特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

（4）覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

（5）物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

（6）施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（7）施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

（8）事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

（9）消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

（10）災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

（11）その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

（12）原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()						
発生場所							
事業所名			特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		発見日時	月 日 時 分			
			鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
消防覚知方法			気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()						
施設の概要			危険物施設の 区 分				
事故の概要							
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)				
			重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)				
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材		
			事業所	自衛防災組織	人		
				共同防災組織	人		
				そ の 他	人		
					消 防 本 部 (署)	台 人	
					消 防 団	台 人	
					消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人	
					海 上 保 安 庁	人	
					自 衛 隊	人	
					そ の 他	人	
災害対策本部 等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 { 重 症 人 (人) 中等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1) (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			棟		床下浸水		棟			
		不明		人		軽傷			人	一部破損		棟	未分類	
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

都道府県名 ()

[illegible]

資料編—76

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

[illegible]

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

2 災害報告取扱要領

〔昭和45年4月10日
消防防第246号消防庁長官〕

改正 〔昭和58年12月消防総第833号・消防災第279号・消防救第 58号、
昭和59年10月消防災第267号、平成 6年12月消防災第278号、平
成 8年 4月消防災第 59号、平成13年 6月消防災第101号・消防情
第 91号、平成31年4月消防応第28号、令和3年5月消防応第29号、
令和5年5月消防応第55号〕

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第 267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6年 4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県 における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認め られるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提 出 期 限	様 式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第 2 記入要領

第 1 号様式、第 2 号様式及び第 3 号様式の記入要領は、次に定めるところによるもの とす
る。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できない
が、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の

悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。

- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く。）ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25 年法律第218 号）第2 条第5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30 年法律第29 号）第1 条に規定する砂防施設、同法第3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3 条の2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ 航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活 を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25 年法律第169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26 年法律 第97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生日月、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第 1 号様式 災害確定報告

都 道 府 県					区 分		被 害		
災 害 名 ・ 確定年月日			月 日 時確定		そ の 他	田	流失・埋没	ha	
							冠 水	ha	
						畑	流失・埋没	ha	
							冠 水	ha	
報 告 者 名					学 校	箇所			
区 分			被 害		病 院	箇所			
人 的 被 害	死 者		人		道 路	箇所			
	うち 災害関連死者		人		橋 り よ う	箇所			
	行方不明者		人		河 川	箇所			
	負 傷 者	重 傷	人		港 湾	箇所			
		軽 傷	人		砂 防	箇所			
住 家 被 害	全 壊		棟		清 掃 施 設	箇所			
			世帯						
			人						
	半 壊		棟		鉄 道 不 通	箇所			
			世帯		被 害 船 舶	隻			
			人		水 道	戸			
	一 部 破 損		棟		電 話	回線			
			世帯		電 気	戸			
			人		ガ ス	戸			
	床 上 浸 水		棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
			世帯						
			人						
	床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯			
			世帯		り 災 者 数	人			
			人		火 建 物	件			
非 住 家	公 共 建 物		棟		生 災 危 険 物	件			
	そ の 他		棟		発 そ の 他	件			

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称				
公 立 文 教 施 設		千 円			設 置	月 日 時		
農 林 水 産 業 施 設		千 円			解 散	月 日 時		
公 共 土 木 施 設		千 円						
そ の 他 の 公 共 施 設		千 円		災 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名				
小 計		千 円						
公共施設被害市町村数		団 体						
そ の 他	農 産 被 害	千 円		災 適 害 用 市 救 町 助 村 法 名				
	林 産 被 害	千 円						
	畜 産 被 害	千 円						
	水 産 被 害	千 円						
	商 工 被 害	千 円						
	そ の 他	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数		人		
被 害 総 額		千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数		人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）							

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日 災害名								計
区分								
人的被害	死者	人						
		うち 災害関連死者	人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重傷	人					
		軽傷	人					
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟						
		世帯						
		人						
	非住家	公共建物	棟					
		その他	棟					
	り災世帯数		世帯					
	り災者数		人					
	公立文教施設		千円					
	農林水産業施設		千円					
	公共土木施設		千円					
	その他の公共施設		千円					
	その他被害		千円					
被害総額		千円						
都道府県 災害対策本部		設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
		解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数		人						
消防団員出動延人数		人						

第3号様式 災害年報

都道府県名

発生年月日			災害名							計
区分										
人的被害	死	者	人							
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊		棟							
			世帯							
			人							
	半壊		棟							
			世帯							
			人							
	一部破損		棟							
			世帯							
			人							
	床上浸水		棟							
			世帯							
			人							
	床下浸水		棟							
			世帯							
			人							
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
その他	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	学校	箇所								
	病院	箇所								
	道路	箇所								
	橋りょう	箇所								
	河川	箇所								
	港湾	箇所								
	砂防	箇所								
	清掃施設	箇所								
	鉄道不通	箇所								
	被害船舶	隻								
水道	戸									

発生年月日			災害名					計
区分								
電	話	回線						
電	気	戸						
ガ	ス	戸						
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
小計		千円						
公共施設被害市町村数		団体						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
その他		千円						
被害総額		千円						
都道府県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人	
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人	

3 丸亀市防災会議委員名簿

(令和7年3月21日 現在 29名)

区 分	職 名	氏 名
会長	丸亀市長	松永 恭二
指定地方行政機関	四国地方整備局香川河川国道事務所長	多田 貴幸
陸上自衛隊	第14旅団第15即応機動連隊長	徳淵 文雄
香川県知事部門	香川県危機管理総局危機管理課長	三谷 一秀
	香川県中讃土木事務所長	稲田 健治
	香川県中讃土地改良事務所長	亀井 正和
	香川県中讃保健福祉事務所長	藤井 祥子
香川県警察	丸亀警察署長	馬場 宏司
市長部門	副市長	横田 拓也
	モーターボート競走事業管理者	大林 諭
	市長公室長	栗山 佳子
	市長公室秘書課副課長	森本 敬子
	総務部人権課男女共同参画室長	満尾 晶子
	健康福祉部子育て支援課長	窪田 美由紀
	協働推進部地域づくり課副課長	野本 あゆみ
	都市整備部建築住宅課主事	江口 舞香
	産業文化部生活環境課副課長	合田 桂子
	ボートレース事業局経営課副課長兼企画担当長	日下 恵理
	教育委員会教育部総務課副課長	土井 節子
	議会事務局担当長	長谷部弥栄子
教育長	丸亀市教育委員会教育長	末澤 康彦
消防長及び消防団長	丸亀市消防長	浪指 孝章
	丸亀市消防団長	小阪 正裕
指定公共機関	西日本電信電話株式会社香川支店長	徳永 久雄
	四国電力送配電株式会社高松支社丸亀事業所長	京野 利広
指定地方公共機関	四国ガス株式会社丸亀支店長	大沢 昌弘
	琴参バス株式会社代表取締役社長	佐藤 邦明
自主防災組織の構成者 及び学識経験者	丸亀市自主防災会等連絡協議会会長	岩崎 正朔
	丸亀市女性防火クラブ会長	井上 美智子

4 参集途上における被害状況報告書

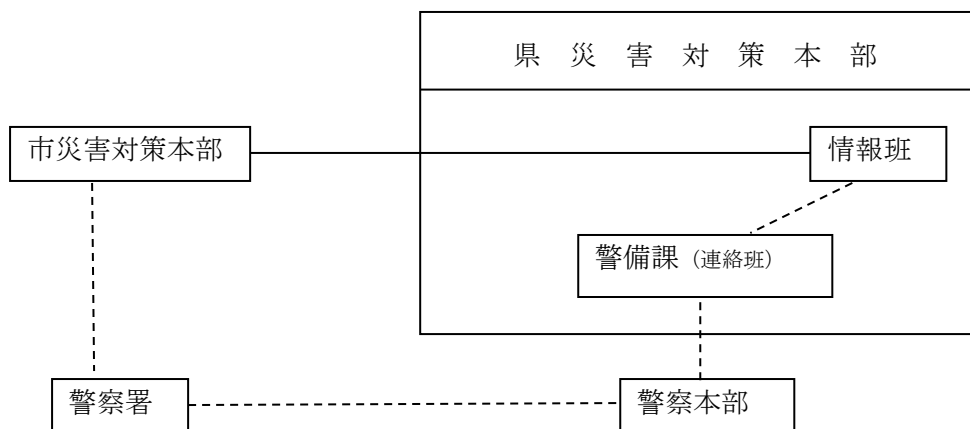
第2号様式

整理番号 —

参集場所		参集時刻	月 日 時 分
所属・氏名	災害対策本部 班 課・氏名		
参集ルート	出発地（ 町）→経由地（ 町）→参集先		
被 害 状 況			
☐ 建物等の 倒壊・損傷状況 時 分			
☐ 道路・鉄道等 交通施設の状況 時 分			
☐ 火災発生、延焼 消防阻害要因等 時 分			
☐ 救出・応急救護の状況 時 分			
☐ ライフラインの状況 時 分			
☐ 施設の状況 時 分			
☐ 必要な対策 (物資・資材含む)			
☐ その他			

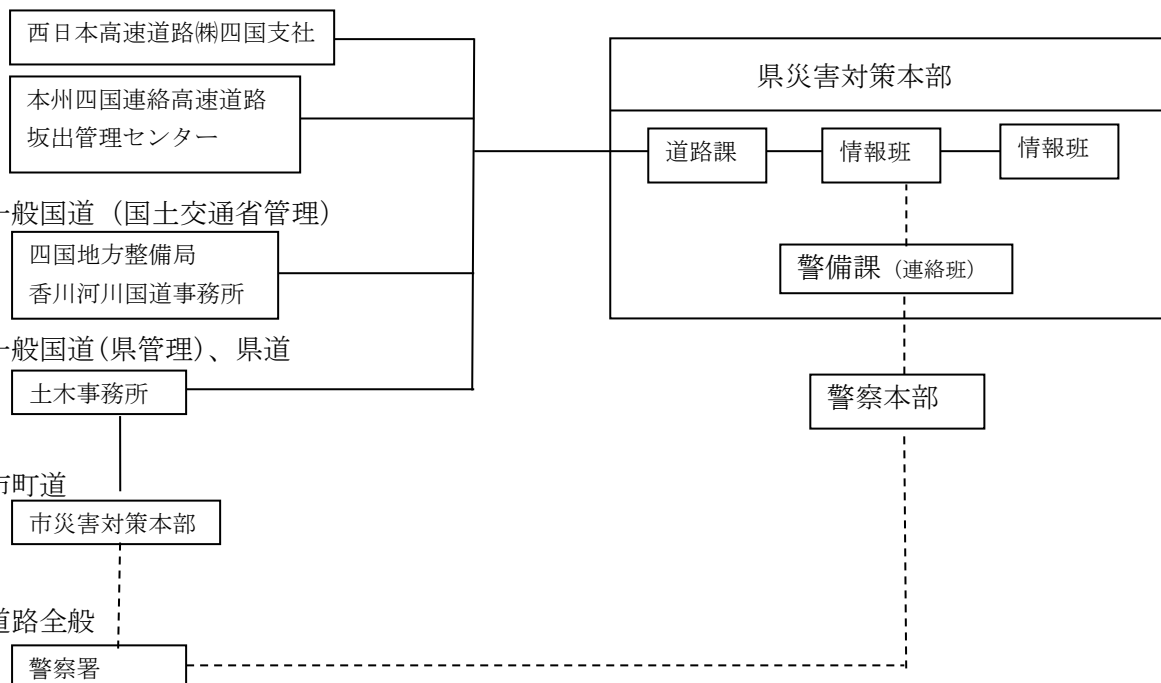
5 災害報告詳細系統図

(1) 人の被害、住家



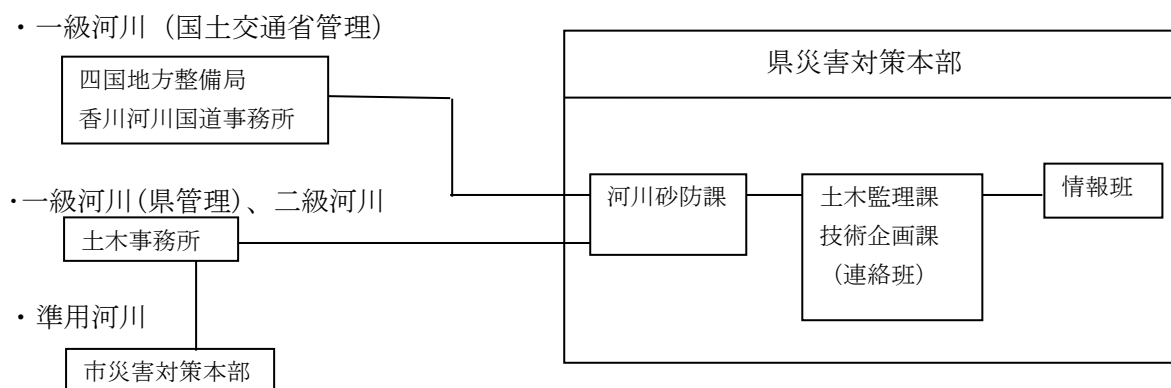
(2) 道路施設被害

・高速道路

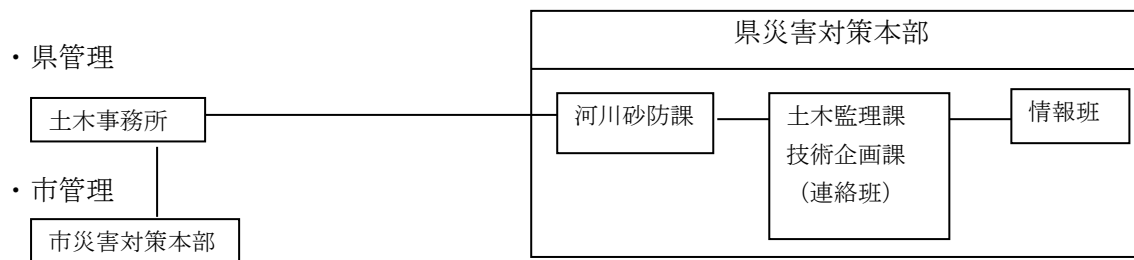


(3) 河川施設被害

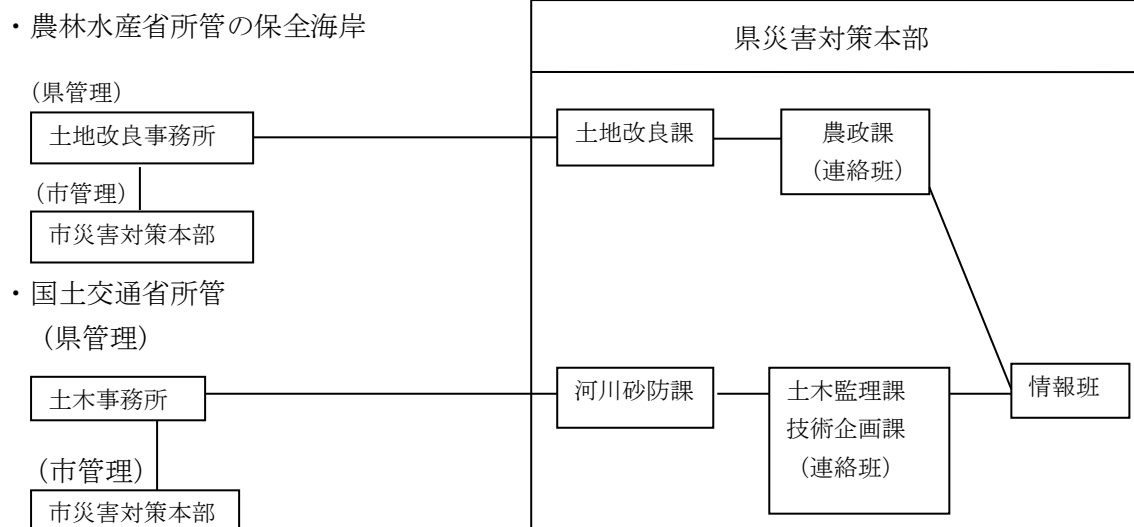
・一級河川（国土交通省管理）



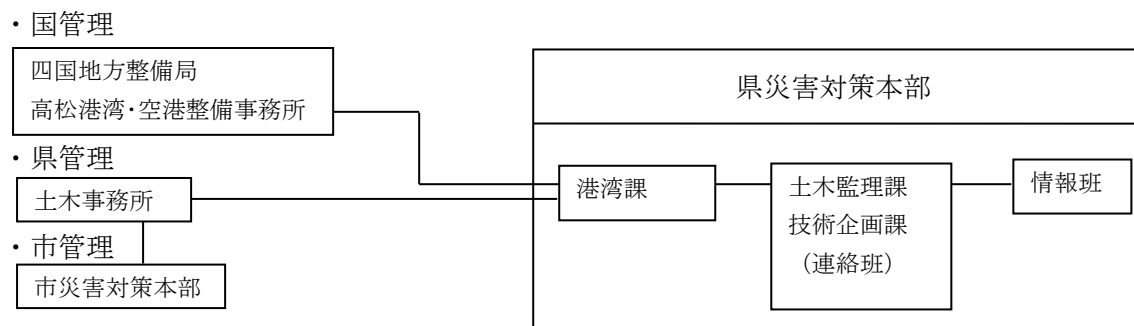
(4) 砂防施設被害



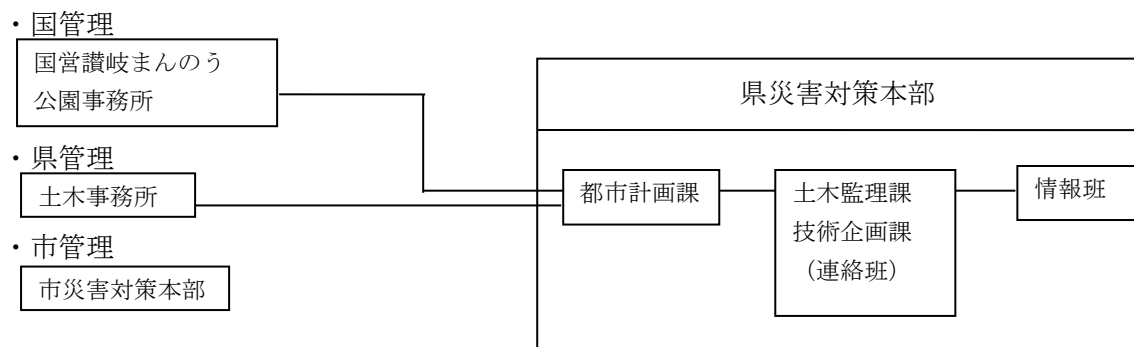
(5) 海岸施設被害



(6) 港湾施設被害

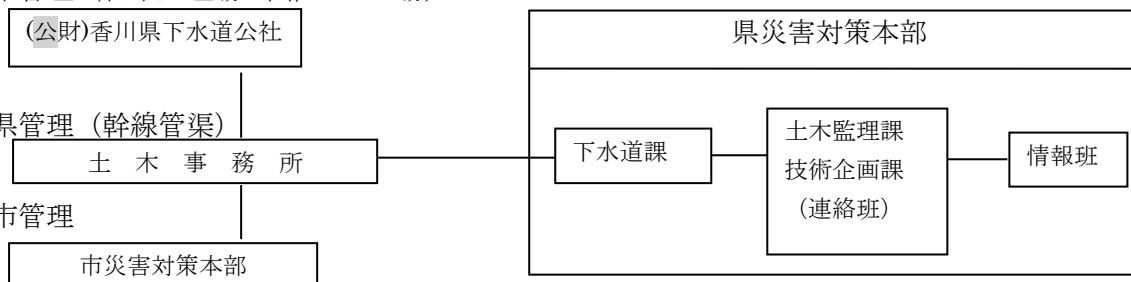


(7) 都市施設(公園)被害



(8) 下水道施設被害

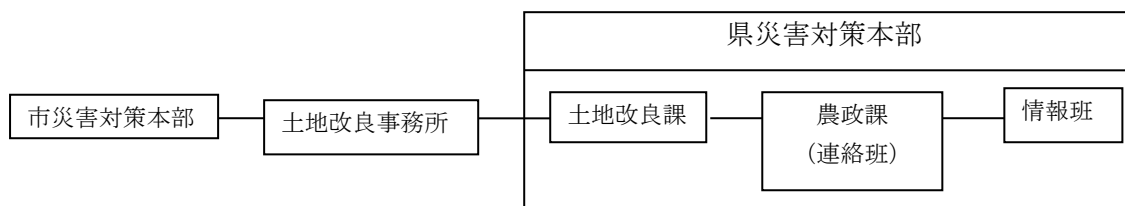
- ・ 県管理（終末処理場・中継ポンプ場）



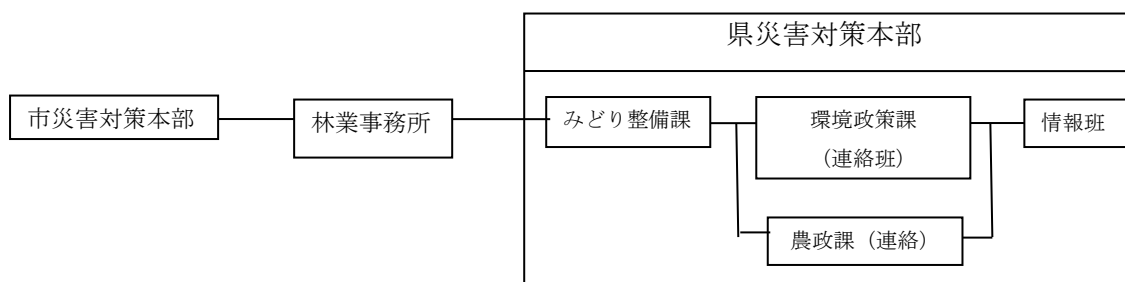
(9) 農産物等被害



(10) ため池、農地、農業用施設被害



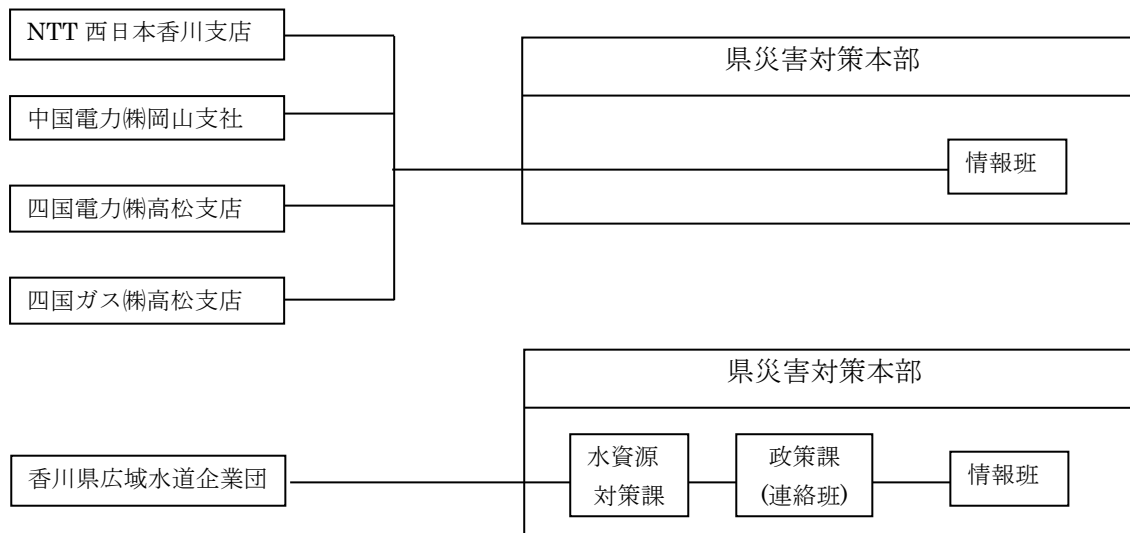
(11) 治山・林道・林業施設、林産物被害



(12) 漁港・漁業施設、水産物被害

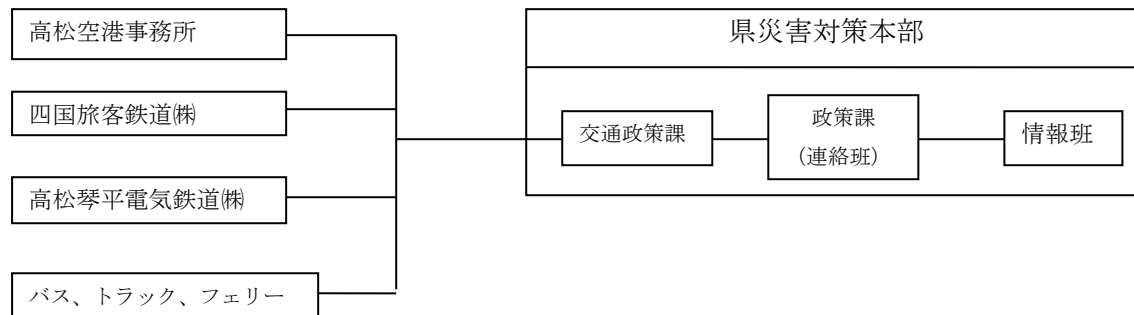


(13) ライフライン等被害



(14) 公共交通機関等被害

- ・状況に応じて、交通政策課から情報収集を行う。



VI 資料

1 災害に関する記録等

(1) 過去における県下の主な風水害等一覧

発 生 年	発生日	災 害 名	死者 (人)	負傷者 (人)	家 屋(棟)		床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	備 考
					全 壊	半 壊			
昭和 20	10.8～ 10.13	台風 (阿久根台風)	5	1	5	23	1,051	6,914	行方不明2人 県下一円諸所で河川氾濫
21	12.21	南海地震	52	273	608	2,409			県下一円被害大、家屋焼失1
24	7.28～ 7.31	台風 (ハスター台風)	3		1	2	10	243	鴨部川氾濫(志度・長尾) 家屋流出5戸
26	7.12～ 7.13	大 雨	2		6	8	21	487	家屋流出5戸、船沈没1隻 中部沿岸被害大
	10.14～ 10.15	台風15号 (ルース台風)	1	2	58	83		278	西讃・小豆島被害大
27	7.1～ 7.3	大 雨	4	4	6	8	451	3,264	県下一円、強雨断続的に水害
29	6.28～ 6.30	大 雨	4	2	1	8	38	1,606	仲多度郡被害大、家屋流出1戸(観音寺・ 滝宮・琴平)
	7.4～ 7.5	大 雨	1		4	1		136	中部沿岸(丸亀)
	9.13～ 9.14	台風第12号	1	8	30	65	477	5,428	県下一円、船沈没1隻
	9.24～ 9.27	台風第15号 (洞爺丸台風)	8	57	275	430	626	5,096	県下一円 家屋流出15戸、船沈没18隻 災害救助法適用
34	8.7～ 8.9	台風第6号	1		1	2		125	県下一円(高松・観音寺)
	9.26～ 9.27	台風第15号 (伊勢湾台風)		4	8	5	52	1,254	県下一円(東讃被害大) 家屋流出2戸、船沈没5隻
35	8.28～ 8.30	台風第16号	1	1	3	13	13	374	県下一円(高松・小豆島) 船沈没1隻
36	9.14～ 9.16	台風第18号 (第2室戸台 風)		36	88	123	1,503	10,503	県下一円(大川郡被害大) 家屋流出3戸、船沈没5隻 災害救助法適用
	10.26～ 10.27	集中豪雨	2	29	42	104	1,351	4,633	大川郡・小豆島被害大 行方不明2人 災害救助法適用
39	9.24～ 9.25	台風第20号		8		56	2	58	台風の中心通過
40	9.9～ 9.10	台風第23号	3	18		62	703	6,041	災害救助法適用
	9.17	台風第24号	1	5		15	93	4,472	災害救助法適用
43	7.28～ 7.30	台風第4号	1					589	
44	3.12	雪 害	1						アーケード3ヶ所倒落
	8.22～ 8.23	台風第9号		3		3			
45	8.21	台風第10号		18	4	8		223	
46	8.30	台風第23号	1	7	3	4	39	884	
47	3.31～ 4.1	突 風	1	1	1				
	6.7～ 6.8	6月豪雨		1				53	
	9.16～ 9.17	台風第20号	2	11	12	29	1,344	8,439	
49	4.21	突 風	1						香川町
	7.6～ 7.8	台風第8号に よる集中豪雨	29	24	47	216	3,243	6,107	小豆郡・大川郡特に内海町で被害甚大 災 害対策本部設置 災害救助法適用
	8.31	台風第16号		2				64	

発生年	発生月日	災 害 名	死者 (人)	負傷者 (人)	家 屋(棟)		床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	備 考
					全 壊	半 壊			
50	8.17	台風第5号		1				7	
	8.22～ 8.23	台風第6号		1	1	10	168	2,308	
51	9.8～ 9.14	台風第17号	50	127	274	317	4,477	15,224	小豆島・東讃地方被害甚大 災害対策本部設置 災害救助法適用
53	9.15～ 9.16	台風第18号					2	86	
54	6.29～ 6.30	大 雨						110	
	9.30～ 10.1	台風第16号		10	2	1	214	3,541	
	10.19～ 10.20	台風第20号	1				2	791	
55	9.11	台風第13号						199	
	10.14	台風第19号						46	
56	6.26～ 6.29	梅雨前線						20	多度津町
57	9.25	台風第19号			2	2	23	603	
58	9.28	台風第10号	1	2	8	7	342	6,832	行方不明1人
59	1.31	雪 害		3					
60	6.21～ 7.7	梅雨前線						62	
62	10.16～ 10.17	台風第19号	3	10	18	25	3,720	16,502	県下一円 高松市・三木町に災害救助法適用
63	6.2～ 6.3	台風第2号						7	
	7.13～ 7.14	梅雨前線						146	
平成 元年	8.26～ 8.27	台風第17号						36	一部損壊 家屋2戸
	9.14	大雨・雷・高潮					4	245	多度津町桜川水門
	9.19	台風第22号		2				4	負傷者はJ R列車の脱線による
2	9.11～ 9.20	秋雨前線 台風第19号	2	2	2	2	158	2,253	災害対策本部設置
	10.1～ 10.8	豪 雨 台風第21号						2	丸亀市
	11.4	低気圧の通過 に伴う災害					8	166	床上浸水 多度津町8 床下浸水 丸亀市8、多度津町158
3	7.4～ 7.5	梅雨前線				1			土庄町鹿島 民家
	9.26～ 9.28	豪 雨 台風第19号		7			12	554	軽傷7名善通寺市 一部損壊92 非住家被害88 り災者数39
4	8.8～ 8.9	豪 雨 台風第10号					2	220	一部損壊 綾歌町1
5	6.28～ 6.29	梅雨前線					4	253	一部損壊 飯山町1
	7.27～ 7.28	台風第5号						3	一部損壊 白鳥町1
	7.29～ 7.30	台風第6号						1	三野町
	8.1～ 8.2	豪 雨						4	一部損壊 山本町1
	9.3～ 9.4	台風第13号						12	一部損壊 丸亀市1、白鳥町1、内海町1、 琴平町2 災害対策本部設置

発生年	発生月日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
7	1. 17	阪神・淡路大震災		7					重傷1名(大川町) 軽傷6名(高松市2、坂出市、大内町、寒川町、牟礼町) 一部損壊 津田町1、牟礼町1
	6.30～7.7	豪雨			1			17	全壊1(満濃町)
	7.20～7.22	豪雨						3	
8	8.14～8.15	台風第12号		2		1	3	321	軽傷 高松市1、宇多津町1 半壊 高瀬町1 一部損壊 豊中町
9	7.12～7.13	梅雨前線						74	高松市56、丸亀市8、坂出市1、志度町2、多度津町7
	7.26～7.27	台風第9号		3	1	1		5	軽傷3名(内海町、香南町、満濃町) 全壊1(香川町) 半壊1(高松市) 一部損壊6 非住家被害3
	9.16～9.17	台風第19号		1			6	307	重傷1名(高松市) 床上浸水 (志度町3、土庄町、牟礼町、詫間町)
10	9.22	台風第7号					257	1,298	床上浸水 高松市256、多度津町1 床下浸水 高松市1,064、坂出市107、丸亀市4、三木町18、長尾町2、多度津町86、琴平町3、香南町2、綾歌町4、香川町6、満濃町2、 非住家床下浸水 綾南町1、香南町1 自主避難 高松市3箇所13人
	10.17	台風第10号						4	床下浸水 多度津町4 一部損壊 内海町1 非住家一部損壊 内海町2 避難勧告 高松市1箇所30人、引田町2箇所11人 自主避難 大内町2箇所6人
11	9.14～9.15	台風第16号					3	96	床上浸水 高松市3 床下浸水 高松市95、内海町1
	9.24	台風第18号		4					重傷2名 観音寺市 軽傷2名 白鳥町1、豊中町1
12	10.6	鳥取県西部地震		2					軽傷2名 丸亀市1、観音寺市1 一部損壊 丸亀市2、津田町1 災害対策本部設置 県・2市15町
13	3.24	芸子地震							一部損壊 観音寺市1、琴平町2、綾上町1、綾歌町1、山本町1
	6.19～6.20	梅雨前線豪雨						5	床下浸水 多度津町4、豊浜町1 一部損壊 高松市1
	8.21～8.22	台風第11号						1	床下浸水 塩江町1 非住家全壊 高松市1 非住家一部損壊 大内町1、国分寺町1
15	8.8～8.9	台風第10号		2			19	223	軽傷 高松市1、さぬき市1 一部損壊 高松市2、内海町1、綾上町1 床上浸水 さぬき市15、東かがみ市2、牟礼町2 床下浸水 高松市1、さぬき市166、東かがみ市14、内海町4、池田町2、牟礼町36 災害対策本部 内海町、土庄町、池田町

発生年	発生月日	災 害 名	死者 (人)	負傷者 (人)	家屋(棟)		床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	備 考
					全壊	半壊			
16	6.20～ 6.21	台風第6号		3					重傷 高松市1 軽傷 高松市1、善通寺市1 床下浸水 高松市1
	6.26	大 雨		1					軽傷 善通寺市1 6 床下浸水 高松市1、坂出市5 非住家被害 三木町1
	7.31～ 8.2	台風第10号		1					軽傷 坂出市1 一部損壊 丸亀市1、 75 床下浸水 高松市38、丸亀市5、観音寺市6、直島町15、多度津町7、詫間町4
	8.4～ 8.5	台風第11号						4	床下浸水 高松市4
	8.17～ 8.19	台風第15号 関前線による大雨	5	4	1	3	16	391	県西部を中心に被害甚大
	8.23	大 雨					1	23	床上浸水 琴平町1 床下浸水 高松市1、坂出市2、琴平町12、 仲南町4、満濃町3、塩江町1
	8.30～ 8.31	台風16号と高潮	3	6	1	9	5,946	15,643	高松市を中心に県下全域で被害甚大 災害対策本部設置 災害救助法適用 被災者再建支援法適用 自衛隊災害派遣要請(高松市)
	9.7	台風18号		8	1	1	16	491	重傷 丸亀市1、観音寺市1、多度津町1 軽傷 高松市1、善通寺市1、観音寺市1、 琴南町1 全壊 観音寺市1 半壊 豊浜町1 床上浸水 土庄町5、牟礼町1、庵治町4、 塩江町2、直島町2、宇多津町2 床下浸水 高松市293、丸亀市7、坂出市4、 観音寺市2、土庄町59、池田町24、牟礼町14、庵治町44、 直島町40、多度津町4
	9.29	台風21号			2	2	76	235	全壊 大野原町2 半壊 大野原町2 床上浸水 山本町1、大野原町32、豊浜町43 床下浸水 仲南町2、大野原町49、豊浜町154 自衛隊災害派遣要請(大野原町、豊浜町)
	10.20	台風23号	11	30	50	52	4,119	12,390	県東部を中心に県下全域で被害甚大 災害対策本部設置 災害救助法適用 被災者再建支援法適用 自衛隊災害派遣要請(高松市、善通寺市、 さぬき市、国分寺町)
17	7.2～ 7.3	大 雨	1				10	704	死者 丸亀市1 床上浸水 善通寺市5、満濃町2、琴平町3 床下浸水 高松市7、丸亀市71、善通寺市186、三豊市5、琴平町301、多度津町39、満濃町95

発生年	発生月日	災 害 名	死者 (人)	負傷者 (人)	家 屋(棟)		床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	備 考
					全 壊	半 壊			
17	9.5～ 9.7	台風14号		1		2	2	77	重傷 高松市1 半壊 内海町2 床上浸水 観音寺市1、多度津町1 床下浸水 高松市16、丸亀市10、観音寺市14、土庄町3、庵治町10、直島町12、多度津町12
18	8.23	大 雨						22	床下浸水 高松市22
20	8.29	大 雨						56	床下浸水 高松市2、宇多津町54
	9.21	突 風	1	2					死者 三豊市1 軽傷 丸亀市1、多度津町1
20	9.21	大 雨						44	床下浸水 高松市43、丸亀市1
21	8.9～ 8.10	台風9号						51	床下浸水 高松市5、東かがわ市46
22	6.28	大 雨						9	床下浸水 坂出市1、宇多津町8
	8.7	大 雨					3	68	床上浸水 善通寺市3 床下浸水 善通寺市68
	9.23	竜 巻		1		1			軽傷 綾川町1 半壊 綾川町1 一部損壊 綾川町9 非住家被害 綾川町1
	12.3	強 風		4					軽傷 観音寺市1、多度津町3 非住家被害 三豊市2
	12.9	強 風		1					重傷 三木町1
	12.28	強 風		2					軽傷 丸亀市1、坂出市1
23	5.29	大 雨		2				61	軽傷 坂出市1、三木町1 床下浸水 高松市1、坂出市1、観音寺市59
	7.19～ 7.20	台風6号		12				1	重傷 高松市2 軽傷 高松市5、丸亀市1、坂出市3、三豊市1 一部損壊 小豆島町1 床下浸水 坂出市1 非住家被害 高松市2、坂出市3
	8.2	大 雨					1	20	床上浸水 観音寺市1 床下浸水 観音寺市20
	9.2～ 9.3	台風12号	3	3	4		12	274	死者 丸亀市2、さぬき市1 重傷 小豆島町1 軽傷 高松市2 全壊 高松市2、綾川町2 一部損壊 丸亀市2、さぬき市1、三豊市1、土庄町1、綾川町2 床上浸水 高松市5、丸亀市3、綾川町2、琴平町1、多度津町1 床下浸水 高松市30、丸亀市112、坂出市2、三木町1、綾川町38、琴平町6、多度津町81、まんのう町4 非住家被害 高松市4、丸亀市18、坂出市1、さぬき市1
	9.16	大 雨					10	144	床上浸水 さぬき市5、東かがわ市3、小豆島町2 床下浸水 さぬき市43、東かがわ市80、小豆島町21 非住家被害 さぬき市1、東かがわ市17、小豆島町6

発生年	発生月日	災 害 名	死者 (人)	負傷者 (人)	家 屋(棟)		床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	備 考
					全 壊	半 壊			
	9.19～ 9.21	台風15号		1			12	163	軽傷 坂出市1 床上浸水 東かがわ市6、小豆島町1、三木町1、まんのう町4 床下浸水 高松市2、善通寺市3、さぬき市4、東かがわ市146、小豆島町6、三木町2 非住家被害 高松市2、さぬき市1、東かがわ市65、小豆島町1
24	4.3	暴 風	1	17					死者 三豊市1 重傷 高松市3、観音寺市1、小豆島町1 軽傷 高松市5、丸亀市1、観音寺市2、さぬき市3、宇多津町1 一部損壊 高松市2、丸亀市1、善通寺市3、さぬき市1、三豊市5、宇多津町1 非住家被害 高松市4、丸亀市4、善通寺市3、三豊市7、三木町1、綾川町1、多度津町2
	9.11	大 雨						3	床下浸水 三豊市3 非住家被害 三豊市1
25	6.20	大 雨						1	床下浸水 三豊市1
	9.3～ 9.4	台風17号						12	一部損壊 綾川町1 床下浸水 高松市1、三豊市3、多度津町8 非住家被害 善通寺市1
	9.15～ 9.16	台風18号						1	床下浸水 高松市1
	10.24～ 10.25	台風27号						1	床下浸水 善通寺市1
26	8.9	台風11号		5	1	2	1	13	負傷者 高松市5 全壊 高松市1 半壊 東かがわ市2 床上浸水 土庄町1 床下浸水 東かがわ市3、土庄町1、小豆島町9
	10.6	台風18号						2	床下浸水 高松市2
	10.13	台風19号						16	床下浸水 小豆島町16
27	7.16	台風11号に伴う大雨・暴風・波浪等		5			2	2	軽傷 高松市3、観音寺市1、さぬき市1 一部損壊 高松市1、観音寺市11、三木町2、綾川町9 床上浸水 さぬき市1、三豊市1 床下浸水 東かがわ市1、三豊市1 非住家被害 高松市1
	8.25	台風第15号		1					重傷 坂出市1
	10.13	平成27年9月9日の大雨						1	床下浸水 三豊市1
28	6.23	平成28年6月23日の梅雨前線による大雨						60	床下浸水 高松市60
	9.8	平成28年9月8日の大雨						64	床下浸水 高松市6、丸亀市8、三豊市6、宇多津町41、多度津町3
	9.20	平成28年台風16号による大雨		1			2	60	軽傷 高松市1 床上浸水 高松市1、多度津町1 床下浸水 高松市5、丸亀市3、善通寺市1、直島町2、多度津町49

発生 年	発生日	災 害 名	死者 (人)	負傷者 (人)	家 屋(棟)		床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	備 考
					全 壊	半 壊			
29	9.17	平成 29 年台風 18 号による大 雨	1	3	1		99	326	死者 三豊市1 軽傷 高松市1、さぬき市2 全壊 三豊市1 床上浸水 高松市7、丸亀市6、土庄町 1、琴平町1、多度津町84 床下浸水 高松市17、丸亀市61、善通寺 市7、観音寺市5、三豊市6、土庄町6、 三木町10、宇多津町1、琴平町3、多度 津町209、まんのう町1
30	7.4	平成 30 年台風 第7号の影響に よる被害		2					軽傷 土庄2
	7.5	平成 30 年7 月 5 日からの梅雨 前線による大 雨		1	1	2	1	9	軽傷 高松1 全壊 直島1 半壊 丸亀1、坂出1 床上浸水 善通寺1 床下浸水 丸亀2、善通寺1、三豊1、土庄 3、琴平2
	8.23	平成 30 年台風 第 20 号による 大雨						5	床下浸水 東かがわ1、土庄1、小豆島3
	9.4	平成 30 年台風 第 21 号による 大雨						3	床下浸水 東かがわ1、土庄2
	9.30	平成 30 年台風 第 24 号による 大雨		1			5	61	軽傷 高松1 床上浸水 高松5 床下浸水 高松16、丸亀1、善通寺4、三 豊7、土庄1、多度津32

(2) 過去における県下の主な地震一覧

地震名 発生年月日	規模 震度	震源	被害状況
宝永地震 1707 年 (宝永 4 年) 10 月 28 日 14 時	M8.6	北緯 33.2° 東経 135.9° 深さ - 紀伊半島沖	わが国最大級地震の一つ。 全体で死者 5,000 人、潰家 59,000 軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州に及ぶ。 香川県では、死者 28 人、倒壊家屋 929 軒、丸亀城破損。 また、五剣山の 1 峰崩落。地震は、12 月まで続く。5～6 尺(2m 弱)の津波で相当の被害があった。
安政南海地震 1854 年 (安政 1 年) 12 月 24 日 16 時	M8.4	北緯 33.0° 東経 135.0° 深さ - 紀伊半島沖	被害は、中部から九州に及ぶ。地震や津波による全体の被害は、近畿地方やその周辺でこの地震の 3 2 時間前に発生した安政東海地震と区別できないものが多い。 香川県では、死者 5 人、負傷者 19 人、倒壊家屋 2,961 軒、土蔵被害 157 箇所、塩浜石垣崩れ 3,769 間、塩浜堤大破 7,226 間、川堤崩れ 6,456 間、せき崩れ 491 箇所、池大破 264 箇所、橋被害 126 箇所であった。 この地震による津波の高さは、香西(高松市西部)で 1 尺(30cm 余)であったが、満潮と重なり、志度浦と津田浦(共に県東部沿岸)で被害があった。
北丹後地震 昭和 2 年 3 月 7 日 18 時 27 分	M7.3 震度 多度津 4	北緯 35° 37.9′ 東経 134° 55.8′ 深さ 18 km 京都府北部	被害は、丹後半島の頸部が最も激しく、近畿・中国・四国の一部にも及ぶ。 全体で死者 2,925 人、負傷者 7,806 人、家屋全壊 12,584 戸、半壊 10,886 戸、焼失 9,151 戸。 香川県では、小被害があった。
南海地震 昭和 21 年 12 月 21 日 4 時 19 分	M8.0 震度 高松 5 多度津 5	北緯 32° 56.1′ 東経 135° 50.9′ 深さ 24 km 南海道沖	極めて大規模な地震で、被害は中部以西西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。全体で死者 1,362 人、行方不明 102 人、負傷者 2,632 人、家屋全壊 11,506 戸、半壊 21,972 戸、焼失 2,602 戸、流失 2,109 戸、浸水 33,093 戸等甚大な被害があった。 香川県では、死者 52 人、負傷者 273 人、家屋全壊 608 戸、半壊 2,409 戸、道路損壊 237 箇所、橋梁破損 78 箇所。また、堤防決潰・亀裂 122 箇所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。
平成 7 年 (1995 年) 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災) 平成 7 年 1 月 17 日 5 時 46 分	M7.3 震度 高松 4 多度津 4 坂出 4	北緯 34° 5.9′ 東経 135° 2.1′ 深さ 16 km 淡路島北部	この地震による被害は極めて甚大で、16 府県に及んだ。 全体で死者 6,434 人、行方不明 3 人、負傷者 43,792 人、家屋全壊 104,906 棟、半壊 144,274 棟等の被害があった。 香川県では、負傷者 7 人、屋根瓦の破損等建物被害 3 戸、県道がけ崩れ 1 箇所、水道管破裂 2 箇所等の被害があった。
平成 12 年 (2000 年) 鳥取県西部地震 平成 12 年 10 月 6 日 13 時 30 分	M 7.3 震度 土庄 5強 高松 5弱 東かがわ5弱 観音寺 5弱 三豊 5弱 小豆島 5弱 その他 11市町 4	北緯 35° 16.4′ 東経 133° 20.9′ 深さ 9 km 鳥取県西部	この地震による被害は鳥取、島根両県を中心に、1 府 9 県に及んだ。 死者はいなかったものの、全体で、負傷者 182 人、家屋全壊 434 棟、半壊 3,094 棟、道路被害 667 箇所、がけ崩れ 367 箇所等の被害があった。 香川県では、負傷者 2 人、建物一部破損 5 棟の被害があった。 丸亀市では、軽傷 1 名、家屋損壊 2 棟(本島、広島)、ガラス破損 3 施設(市庁舎等)、壁のひび割れ 8 施設(保育所等)、照明器具落下(市民会館大ホール)、倒木 3 本。道路、水道、電気、ガス被害なし。

地震名 発生年月日	規模 震度	震源	被害状況
平成 13 年 (2001 年) 芸予地震 平成 13 年 3 月 24 日 15 時 27 分	M 6.7 震度 高松 4 さぬき 4 丸亀 4 坂出 4 善通寺 4 三豊 4 観音寺 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 宇多津 4 琴平 4 多度津 4 まんのう 4 綾川 4	北緯 34° 07.9' 東経 132° 41.6' 深さ 46 k m 安芸灘	この地震による被害は広島、愛媛両県を中心に、9 県に及んだ。 全体で、死者 2 名、負傷者 287 人、家屋全壊 69 棟、半壊 749 棟、文教施設被害 1,222 箇所等の被害があった。 香川県では、人的被害はなく、建物一部破損 10 棟の被害があった。 丸亀市では、ガラス破損 3 施設(市庁舎等)、壁のひび割れ 3 施設(保育所等)。道路、水道、電気、ガス被害なし。
淡路島付近を震源とする地震 2013 年 (平成 25 年) 4 月 13 日 5 時 33 分	M6.3 震度 東かがわ、小豆島 5 弱 高松、さぬき、土庄、綾川 4	北緯 34° 25.1' 東経 134° 49.7' 深さ 15Km 淡路島付近	この地震による被害は兵庫県淡路市を中心に、1 府 4 県に及んだ。 全体で、負傷者 35 人(うち重傷者 11 人)、家屋全壊 8 棟、半壊 101 棟、一部損壊 8,305 棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
伊予灘を震源とする地震 2014 年 (平成 26 年) 3 月 14 日 2 時 6 分	M6.2 震度 高松、丸亀、観音寺、さぬき、三豊、土庄、小豆島、直島、多度津 4	北緯 33° 41.5' 東経 131° 53.4' 深さ 78Km 伊予灘	この地震による被害は広島、大分両県を中心に 6 県に及んだ。 全体で、負傷者 21 人(うち重傷者 2 人)、家屋一部損壊 57 棟の被害があった。香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
鳥取県中部を震源とする地震 2016 年 (平成 28 年) 10 月 21 日 14 時 7 分	M6.6 震度 高松、観音寺、さぬき、東かがわ、三豊、土庄、小豆島、綾川：4、丸亀：3	北緯 35° 22.8' 東経 133° 51.3' 深さ 11Km 鳥取県中部	この地震による被害は鳥取県を中心に、1 府 3 県に及んだ。 全体で、負傷者 32 人(うち重傷者 9 人)、家屋全壊 18 棟、半壊 312 棟、一部損壊 15,095 棟の被害があった。香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
大阪府北部を震源とする地震 2018 年 (平成 30 年) 6 月 18 日 7 時 58 分	M 6.1 震度 小豆島 4	北緯 34° 50.6' 東経 135° 37.3' 深さ 13 k m 大阪府北部	この地震による被害は大阪府を中心に、2 府 5 県に及んだ。 全体で、死者 6 人、負傷者 462 人(うち重傷者 62 人)、家屋全壊 21 棟、半壊 483 棟、一部破損 61,266 棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
紀伊水道を震源とする地震 2021 年 (令和 3 年) 12 月 3 日 9 時 28 分	M 5.4 震度 さぬき 4 東かがわ 4	北緯 33° 48.0' 東経 135° 8.8' 深さ 18 k m 紀伊水道	この地震による被害は和歌山県で発生した。 和歌山県では、軽傷 5 人の人的被害、住家一部破損 2 棟の被害があった。 香川県では、この地震により、香川県立石田高等学校の温室の窓ガラス 2 枚が損壊した。※香川県による。

- (注) 1 高松地方気象台の調査による。(参考文献：「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会、気象庁技術報告第 119 号平成 7 年(1995 年)兵庫県南部地震調査報告)
- 2 表中の震度は、「平成 7 年(1995 年)兵庫県南部地震」までは気象庁震度観測点による。「平成 12 年(2000 年)鳥取県西部地震」以降は、各市町の震度観測点の最大の値である。
- 3 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、淡路島付近を震源とする地震、伊予灘を震源とする地震、鳥取県中部を震源とする地震、大阪府北部を震源とする地震及び、紀伊水道を震源とする地震の被害状況は、総務省消防庁による。

(3) 過去における主な林野火災一覧(丸亀市)

昭和 27 年以降

年	出火月日時分	鎮火月日時分	出火場所	出火原因	風向風速(≡/s)	実効湿度(%)	延焼面積(ha)	人的被害(人)		損害額(千円)	備考
								死者	負傷		
45	2/20 14:15		土器町 青の山				6.56			2,784	
49	6/9 15:30	6/10 14:30	広島町市井	不明	西北西 3	42	32			15,680	陸上自衛隊
52	4/19 12:35		飯山町 東坂元	坂出市から 延焼			51.97			5049	
58	9/5 9:10	9/9 18:35	本島町小阪	たき火	北 4	54	39		2	3,612	陸上自衛隊(空中消火)
60	12/21 14:45	12/24 14:20	広島町釜ノ 越字平石 2996-3	採石用ジェットの バーナーの飛火	東 5	44	262		2	28,000	陸上自衛隊(空中消火)
7	4/8 11:29	4/12 12:00	本島町小阪山	焼却火の飛火	北 5	48	66.3		1	70,928	防災ヘリ(空中消火) 陸上自衛隊 ・空中消火(5機、うち1機偵察) ・防火帯(地上部隊)
14	8/20 13:45	9/3 10:00	本島町生ノ 浜字延崎 89-1	放火の疑い	北東 9	78 相対	85.01		9	52,261	防災ヘリ 35機 陸上自衛隊ヘリ 45機 (うち 14機偵察機) 海上自衛隊ヘリ 8機
	8/20 14:05	9/3 10:00	本島町大浦 字宮小路 14-1	不明	北 1	83 相対	75.21		3	59,326	
(上記以降は、該当なし)											

消防年報(平成 21 年度版 丸亀市消防本部) P49「主な火災の記録」から抜粋

2 防災上注意すべき区域等

(1) 河川重要水防区域

ア 1級水系直轄区間

(河川名：土器川、水防管理団体：丸亀市、丸亀市消防団、担当出張所：土器川出張所、
県担当土木事務所：中讃土木事務所)

(ア) 左岸

番号	市町名 水防管理団体	重要箇所名	重要状況	評定	延長 (m)	水防 担当工法	備考
1	丸亀市 丸亀市消防団	高潮左岸 箇所	堤防断面	A	681		0/0～0/6+90
(1)	〃	〃	堤防高	(A)	(493)	積土のう工	0/2～0/6+90
2	〃	土器箇所	堤防高	B	2,507	積土のう工	1/0+100～ 3/4+100
(2)	〃	〃	漏水	(B)	(83)	月の輪工	1/4+100～1/6
(2)	〃	〃	漏水	(B)	(89)	月の輪工	1/8～1/8+80
(2)	〃	〃	堤防断面	(B)	(811)	木流し工	1/8+100～ 2/6+100
(2)	〃	〃	堤防断面	(B)	(188)	木流し工	3/2+100～ 3/4+100
3	〃	〃	水衝・洗堀	B	25	ブロック投入	1/6+98～ 1/6+123
4	〃	〃	水衝・洗堀	B	930	木流し・ シート張り工	高水部 3/4-20～ 4/2+100
5	〃	〃	堤防断面	B	604	木流し工	3/6+100～ 4/2+100
(5)	〃	〃	法崩れ・ すべり	(B)	(306)	土のう羽口工	3/6+30～ 3/8+100
(5)	〃	〃	漏水	(B)	(211)	月の輪工	3/6+100～ 3/8+100
(5)	〃	〃	堤防高	(B)	(195)	積土のう工	3/8+100～ 4/0+100
(5)	〃	〃	法崩れ・ すべり	(B)	(199)	土のう羽口工	4/0+100～ 4/2+100
(5)	〃	〃	漏水	(B)	(199)	月の輪工	4/0+100～ 4/2+100
6	〃	〃	堤防高	要 注意	2,200	積土のう工	5/8～8/0

(イ) 右岸

番号	市町名 水防管理団体	重要箇所名	重要状況	評定	延長 (m)	水防担当工法	備考
17	丸亀市 丸亀市消防団	高潮右岸 箇所	堤防高	B	594	積土のう工	0/0+120～ 0/6+100
(17)	〃	〃	堤防断面	(A)	(206)		0/4+100～ 0/6+100
18	〃	飯野箇所	漏水	B	535	月の輪工	0/8～1/2+100
(18)	〃	〃	堤防高	(B)	(70)	積土のう工	0/8+100～ 0/8+170
(18)	〃	〃	堤防断面	(B)	(70)	木流し工	0/8+100～ 0/8+170
19	〃	〃	新堤防	要 注意	200	現状把握	0/8+170～ 1/0+170
20	〃	〃	水衝・洗堀	B	479	木流し工・ シート張り工	高水部 0/8+50～ 1/2+90
(20)	〃	〃	堤防高	(B)	(397)	積土のう工	1/0+170～ 1/4+140
(20)	〃	〃	堤防断面	(B)	(397)	木流し工	1/0+170～ 1/4+140
21	〃	〃	水衝・洗堀	B	143	ブロック投入	低水部 1/0-30～ 1/0+100
22	〃	〃	堤防高	B	1,832	積土のう工	1/6+100～ 3/4+100
(22)	〃	〃	堤防断面	(B)	(215)	木流し工	1/8+40～ 2/0+100
(22)	〃	〃	法崩れ・ すべり	(B)	(188)	土のう羽口工	1/8+100～ 2/0+100
(22)	〃	〃	堤防断面	(B)	(425)	木流し工	2/2+20～ 2/4+150
(22)	〃	〃	法崩れ・ すべり	(B)	(253)	土のう羽口工	2/2+100～ 2/4+100
(22)	〃	〃	漏水	(B)	(379)	月の輪工	2/2+100～ 2/6
(22)	〃	〃	法崩れ・ すべり	(B)	(198)	土のう羽口工	2/6+100～ 2/8+100
(22)	〃	〃	漏水	(B)	(187)	月の輪工	2/6+110～ 2/8+100
(22)	〃	〃	堤防断面	(B)	(798)	木流し工	2/6+110～ 3/4+100
(22)	〃	〃	漏水	(B)	(292)	月の輪工	3/0～3/2+100
(22)	〃	〃	法崩れ・ すべり	(B)	(197)	シート貼り工	3/0+100～ 3/2+100
23	〃	〃	堤防高	B	211	積土のう工	3/6+100～ 3/8+100
(23)	〃	〃	堤防断面	(B)	(211)	木流し工	3/6+100～ 3/8+100
24	〃	高柳箇所	堤防高	要 注意	2,371	積土のう工	5/8～8/0
25	〃	〃	水衝・洗堀	B	357	木流し・ シート張り工	高水部 7/8-7～8/0+3

(ウ) 横断工作物

番号	市町名 水防管理団体	重要箇所名	重要状況	評定	延長 (m)	水防担当工法	備考
39	丸亀市 丸亀市消防団	土器箇所	工作物	B	—	現状把握	土器川橋 (左)1/2+131
40	〃	〃	工作物	B	—	〃	JR 土器川 橋梁(左) 1/2+146
41	〃	〃	工作物	B	—	〃	新蓬萊橋 (左) 1/6+102
42	〃	〃	工作物	B	—	〃	丸亀橋 (左) 2/6+100

(エ) 取水施設等

番号	市町名 水防管理団体	重要箇所名	重要状況	評定	延長 (m)	水防担当工法	備考
45	丸亀市 丸亀市消防団	高潮左岸 箇所	工作物	B	—	現状把握	船揚場 (左)0/2+30
46	〃	垂水箇所	工作物	A	—	〃	桜井出水 (左)8/8+40
47	〃	飯野箇所	工作物	A	—	〃	乙井出水 (右)2/4+64
48	〃	高柳箇所	工作物	A	—	〃	板屋出水 (右)6/6+90
49	〃	〃	工作物	A	—	〃	焼飯出水 (右)7/8+115

(オ) 陸閘

番号	市町名 水防管理団体	重要箇所名	重要状況	評定	延長 (m)	水防担当工法	備考
55	丸亀市 丸亀市消防団	土器箇所	陸閘	要注意	—	現状把握	陸閘 (左)2/8+15

イ 1級水系指定区間及び2級水系県管理区間

番号	水系名	河川名	関係土木 事務所	担当水防 管理団体	危険度区分					計	備考
					A	B	C	D	E		
2	土器川	清水川	中讃 土木事務所	丸亀市			400		2,100	2,500	
〃	〃	古子川	〃	〃			5,850		952	6,802	
〃	〃	赤山川	〃	〃			470		830	1,300	
40	大東川	大東川	〃	宇多津町 坂出市 丸亀市	200	1,330	6,620	800	8,251	17,201	
	〃	落合川	〃	丸亀市		280	1,700		260	2,240	
	〃	台目川	〃	〃			1,930		1,519	3,449	
	〃	姿谷川	〃	〃			500		940	1,440	
	〃	中大東川	〃	〃		250	3,190	170	1,495	5,105	

	〃	東大束川	〃	〃			3,450	690	1,436	5,576	
	〃	古 川	〃	〃			1,208		80	1,288	
	〃	馬 指 川	〃	〃			500			500	
	〃	寺 川	〃	〃			1,400			1,400	
	〃	木 山 川	〃	〃			400			400	
	〃	猫 谷 川	〃	〃				270	1,968	2,238	
	〃	沖 川	〃	〃			2,310		360	2,670	
	〃	大窪谷川	〃	〃			50		1,850	1,900	
41	西 汐 入 川	西汐入川	〃	〃		300	50	500	3,740	4,590	
42	金 倉 川	金 倉 川	〃	丸 亀 市 善通寺市 琴 平 町 まんのう町	380	810	2,710	660	15,940	20,500	
〃	〃	中 津 川	〃	丸 亀 市			1,600			1,600	

ウ 河川重要区域判定基準

県管理河川については、下記の危険度判定基準により区分し、そのうち A～D について、重要水防区域とする。危険度の判定基準は次のとおりとする。

判定基準事項 判定項目		条 件	危険度判定基準				
			A	B	C	D	E
1	機能度	1) 改修計画で定められた河川断面が確保されている。 2) 改修計画の無い区間では、10 年に 1 回程度の出水に対し、河道流下能力が確保されている。ただし、下流部で改修計画の有る場合は、上下流整合性を考慮し、10 年に限定しないものとする。	×			○	
2	耐用度	1) 護岸の老朽化及び根人不足。 2) 天然河岸の河床洗掘及び河岸侵食状況。但し、山間部等の災害復旧を必要としない区間は危険区間より除外する	×	○	×	×	○
3	重要度	用途地域、D I D 地域等の重要築堤河道区間である。	重要		その他	重要又はその他	
評 価			水防上最も重要で早急な対策が必要	災害復旧では効果不十分	災害復旧で十分	現 状 で 十 分	

注記： ○印は安全、×印は危険箇所を示す。

(2) 海岸重要水防区域

ア 国土交通省海岸重要水防区域（関係土木事務所：中讃土木事務所）

番号	地区海岸名	位 置	担当水防管理団体	重要水防区域(m)	特に危険な区域			備考
					延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
30	中津豊原	丸 亀 市 多度津町	丸 亀 市 多 度 津 町	1,572	0	—	—	576m 974m
31	生の浜	丸 亀 市	丸 亀 市	550	0	—	—	
32	尻 浜	〃	〃	524	0	—	—	
33	福 田	〃	〃	350	0	—	—	
34	甲 路	〃	〃	1,012	0	—	—	

イ 農林水産省海岸重要水防区域

(担当水防管理団体：丸亀市、関係土地改良事務所：中讃土地改良事務所)

番号	地区海岸名	位 置	重 要水防区 域 (m)	特に危険な区域			備考
				延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
63	向島南	丸 亀 市	776	0	—	—	
64	向 島	〃	323	0	—	—	
65	向島北	〃	507	0	—	—	
66	笠 島	〃	104	0	—	—	
67	屋 釜	〃	620	0	—	—	
68	笠島西の浦	〃	52	0	—	—	
69	牛 島	〃	513	0	—	—	
70	稲 田	〃	450	0	—	—	
71	広島東	〃	1, 675	0	—	—	
72	ハジカミ	〃	167	0	—	—	
73	茂 浦	〃	515	0	—	—	
74	手島西浦	〃	510	0	—	—	
75	手 島 網 手	〃	160	0	—	—	
76	小 手 島	〃	890	0	—	—	
89	里 浦	〃	210	0	—	—	

(3) 港湾重要水防区域

番号	地区海岸名	位 置	関係土木 事務所	担当水防 管理団体	重要水 防区域 (m)	特に危険な区域			備考
						延長 (m)	予想され る危険	対策水防 工法	
11	宇多津港	宇多津町 丸亀市	中讃土木 事務所	宇多津町 丸亀市	0	0	—	—	
12	丸亀港	丸亀市	中讃土木 事務所	丸亀市	8, 172	699	高潮・地 震・津波	積土のう	

(4) 漁港重要水防区域 (担当水防管理団体：丸亀市)

番号	漁港名	位 置	重要水防 区 域(m)	特に危険な区域			備考
				延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
71	茂浦	丸亀市	578	578	越波・高潮	積土のう	
72	小手島	〃	743	0	—	—	
73	甲路	〃	439	439	越波	〃	
74	笠島	〃	436	436	越波・高潮	〃	
75	福田	〃	373	373	〃	〃	

(5) ため池重要水防区域
防災重点農業用ため池（計 197 箇所）

番号	ため池名称	ため池所在地	規 模			所有区分 公有・民有
			堤高 m	堤長 m	貯水量 千 t	
1	宮池	土器町西 2-1520	4	1096	150.5	公有
2	道池	川西町北 2267	5.5	1250	264.12	公有
3	金丸池	川西町北 10	4.7	1024	145.2	公有
4	八丈池	川西町南 608	4.3	1000	131.9	公有
5	榊池	垂水町 3430	4.5	1068	156.9	公有
6	上池	垂水町 203	5.4	1112	277	公有
7	宝幢寺池	郡家町 324	4.05	720	155	公有
8	宝幢寺下池	郡家町 325	5.55	800	298	公有
9	大池	郡家町 2173	4.2	1000	147	公有
10	庄之池	郡家町 3202	4.2	1000	108.1	公有
11	馬池	柞原町 1186	4.6	800	108.6	公有
12	田村池	田村町 107	4.6	1356.2	363.9	公有
13	先代池	金倉町 944	6.3	928	326	公有
14	雁又池	土器町東 1-2641	2.7	205	33.1	公有
15	柳池	飯野町東分 2188	6	615	131.8	公有
16	聖池	土器町西 3-657	3.4	954	91.7	公有
17	金丸上池	川西町北 3	2.3	5	20	公有
18	劔来新池	川西町南 1677	3	315	10.4	公有
19	天満池	金倉町 1987	3.9	240	36	公有
20	平池	金倉町 885-1	4.9	1000	109	公有
21	堤池	綾歌町栗熊東 3594	11	280	201	公有
22	小津森池	綾歌町岡田東 2294	14.5	540	545	公有
23	打越下池	綾歌町岡田上 730	13.1	302	249	公有
24	打越上池	綾歌町岡田上 711	7.9	161	194	公有
25	岩池	綾歌町富熊 3744	5.2	77	5.3	公有
26	耕地整理池	綾歌町富熊 3617	11.3	82	25.5	公有
27	円光寺池	綾歌町富熊 1674	3.7	39	7.5	公有
28	権現谷池	綾歌町栗熊東 1016	4.3	70	12.5	公有
29	市ノ谷池	綾歌町栗熊東 2713	9.6	54	13.5	公有
30	前池	綾歌町栗熊東 2784	5.3	64	8	公有
31	津畑池	綾歌町栗熊西 1776	5.8	137	42.8	公有
32	池谷池	綾歌町栗熊西 137	9.4	80	13.8	公有
33	天神上池	綾歌町栗熊西 2080	4.6	42	11.6	公有
34	天神下池	綾歌町栗熊西 2023	4	40	14.6	公有
35	忠次郎池	綾歌町岡田東 2076-1	3.2	74	4.897	公有
36	円福寺池	綾歌町栗熊西 2114	4.8	50	11	公有
37	札谷池	綾歌町岡田上 2306	7.7	112	28.1	公有
38	菰池	綾歌町岡田上 2661	4.1	45	11.1	公有
39	椎尾池	綾歌町岡田東 1860	3.4	98	9.6	公有
40	中池	綾歌町岡田上 356	5.3	65	9	公有
41	為久池	綾歌町岡田東 1626	7.41	160	96.8	公有
42	楠見池	飯山町東坂元 4115	6.8	407	783	公有
43	仁池	飯山町上法軍寺 2654-14 地先	18.9	328	1502.12	公有
44	大窪池	飯山町上法軍寺 2032-2 地先	12.2	1092	847.9	公有
45	水橋池	綾歌町栗熊東 2131	10.5	278	267	公有

番号	ため池名称	ため池所在地	規 模			所有区分 公有・民有
			堤高 m	堤長 m	貯水量 千 t	
46	下池	飯山町東小川 215	4.2	267	20.2	公有
47	奥谷池	綾歌町富熊 245	5	70	4	公有
48	江郷池	綾歌町栗熊東 2543	4.8	62	3.5	公有
49	西の谷池	綾歌町栗熊東 3069	7.6	51	19.2	公有
50	新池	綾歌町栗熊西 2132-1	4.1	57	7.7	公有
51	奥谷中池	綾歌町岡田上 1922	3.5	84	6.6	公有
52	鳥打谷池	綾歌町岡田上 699	4.7	38	6.3	公有
53	蓮池	飯野町東分 703	4.3	60	12	公有
54	仁池	郡家町 326	3.4	740	99	公有
55	山根 1 号池	本島町泊 32	3.5	40	1.8	公有
56	輪工池	綾歌町富熊 3030	8.1	156	87.4	公有
57	川池	綾歌町栗熊東 2499	4.7	107	4.9	公有
58	定蓮下池	綾歌町栗熊西 314	11.6	150	62.9	公有
59	土路池	綾歌町栗熊西 2029	5.2	81.2	30.6	公有
60	射場池	綾歌町岡田上 2716	5.3	71.5	9.4	公有
61	新開池	綾歌町岡田東 785	2.7	81.7	81.7	公有
62	西山下池	綾歌町岡田上 183	6.7	83	7.7	公有
63	今滝池	綾歌町岡田上 410	5.7	268.2	42.29	公有
64	仲池	飯山町東坂元 2956, 2638	4.5	156	13	公有
65	道池	飯野町東二 8	5	70	18	公有
66	長太夫池	飯野町東分 2209	3.4	520	18.7	公有
67	藤高池	飯野町東分 2626	4	688	60	公有
68	山崎新池	飯野町東分 2759	6.1	216	9.6	公有
69	神谷池	飯野町東分 2704	4.8	55	1.7	公有
70	神谷池	飯野町東分 2688	4.2	40	1.2	公有
71	菱池	土器町西 1-401	3.7	414	35	公有
72	中原池	土器町西 2-1519	4	600	46.8	公有
73	竜社池	垂水町 2810	4.3	430	24.1	公有
74	伊予勢池	三条町 206	3.1	715	32.4	公有
75	新池	三条町 1035	5.7	880	92	公有
76	矢野池	郡家町 2165	3	360	19.1	公有
77	宮池	郡家町 2211	4.2	893	78	公有
78	小林池	郡家町 3481	2.8	4	17	公有
79	太井池	田村町 43	3.1	367.8	38.9	公有
80	山北新池	山北町 276	2	34	5.6	公有
81	蓮池	中府町 1-1	2.65	600	43.08	公有
82	辺池	金倉町 24-1	2.3	340	6.3	公有
83	瓢池	金倉町 1625-1、-4	4.1	869	73	公有
84	籠池	三条町 494	2.3	500	12	公有
85	新池	綾歌町富熊 3830	6.6	58	11.3	公有
86	宮池	綾歌町富熊 3404	7.5	51	6.3	公有
87	皿北池	綾歌町富熊 3442	4.5	33	3	公有
88	足尾上池	綾歌町富熊 1392	11	75	34	公有
89	足尾下池	綾歌町富熊 1496	6.8	79	13	公有
90	新池	綾歌町富熊 2997-4	8	80	30	公有

番号	ため池名称	ため池所在地	規 模			所有区分 公有・民有
			堤高 m	堤長 m	貯水量 千 t	
91	上池	綾歌町富熊 3316	3.1	23	2.6	公有
92	平池	綾歌町富熊 2883	3.4	57	6	公有
93	アミガサ池	綾歌町富熊 1431	4.6	45	2.5	公有
94	山の神池	綾歌町富熊 1295	5.1	110	19	公有
95	前砂子池	綾歌町富熊 3287	4.7	67	9	公有
96	向谷池	綾歌町富熊 3274	2.3	39	2.3	公有
97	油山池	綾歌町富熊 2535	5.6	110	48.3	公有
98	原池	綾歌町栗熊東 3302	9	213	32.4	公有
99	中池	綾歌町栗熊東 3249	3.5	37	1.2	公有
100	薬池	綾歌町栗熊東 2529	9.1	170	27	公有
101	葛神池	綾歌町栗熊東 2845	8.6	89.7	19.2	公有
102	末釜池	綾歌町栗熊東 3123	8.5	24	38.7	公有
103	西の谷上池	綾歌町栗熊東 3055	5.2	33	2.5	公有
104	源次郎池	綾歌町栗熊西 671	5	182	12	公有
105	新池	綾歌町栗熊西 677	7	80	8.8	公有
106	定蓮上池	綾歌町栗熊西 207	9.7	141	42.6	公有
107	高地池	綾歌町栗熊西 417	4.7	96	19	公有
108	新池	綾歌町栗熊西 440	2.5	62	10	公有
109	宮池下池	綾歌町岡田上 2440	6	74	11.54	公有
110	蛇谷池	綾歌町岡田上 2320	6.7	62	4.4	公有
111	プル池	綾歌町栗熊西 2110	2.2	82	2.5	公有
112	鍵池	綾歌町栗熊西 2133	4.8	169	13.5	公有
113	北原池	綾歌町岡田東 1523	5.4	538	22	公有
114	猫谷池	綾歌町岡田上 2496	8.6	79	32	公有
115	皿池	綾歌町岡田上 1569	6.4	155	57.38	公有
116	奥泉下池	綾歌町岡田下 711	6.5	161	10.8	公有
117	奥泉上池	綾歌町岡田下 715-1 地先	5.1	68	4.2	公有
118	天神池（回池）	綾歌町岡田上 1852	5	542	30	公有
119	西池	綾歌町岡田上 1195	6.1	410	48.5	公有
120	よ紋四郎池	綾歌町岡田上 2084	3.6	44	1.5	公有
121	河内谷下池	綾歌町岡田上 2133-4	9.7	57	9	公有
122	本谷上池	綾歌町岡田上 2183	5.9	98	6.73	公有
123	源田池	綾歌町岡田西 605	5.1	170	17.8	公有
124	宮池	綾歌町岡田上 11	6.2	381	28.8	公有
125	成願寺池	綾歌町岡田西 1304	4.2	260	40.037	公有
126	森近池	綾歌町岡田上 209	3	52	2.5	公有
127	室塚上池	綾歌町岡田上 323	5	41	2.5	公有
128	奥池	綾歌町岡田上 357	4.3	40	3.4	公有
129	藤谷池	飯山町東坂元 3893	7.4	87	21	公有
130	藤谷下池	飯山町東坂元 3829	4.6	51	3.62	公有
131	新池	飯山町東坂元 3223	4.7	82	21	公有
132	にごり池	飯山町東坂元 3758	9	60	30	公有
133	西谷池下	飯山町東坂元 2786	5.7	53	13.2	公有
134	西谷池上	飯山町東坂元 3286	4.7	48	11	公有
135	仁王池	飯山町東坂元 3466	4.5	61	3.7	公有

番号	ため池名称	ため池所在地	規 模			所有区分 公有・民有
			堤高 m	堤長 m	貯水量 千 t	
136	寺池	飯山町東坂元 3191-1 地先	4.9	60	2	公有
137	足利池	飯山町東坂元 3019	5.3	60	15	公有
138	奥ノ池	飯山町東坂元 3032	4.9	70	2.4	公有
139	新池	飯山町東坂元 3142-88 地先	3.9	78	1.5	公有
140	前池	飯山町東坂元 3123-33 地先	6.9	77	6	公有
141	下池	飯山町東坂元 2616	5.5	38	2.1	公有
142	深谷池	飯山町東坂元 2998	5.1	37	2.6	公有
143	すず池	飯山町東坂元 1073	5.5	61	10	公有
144	北谷池	飯山町東坂元 1182	4.2	60	15	公有
145	仲池	飯山町東坂元 924	5	63	10	公有
146	タカン坊	飯山町東坂元 1290	5.9	52	4	公有
147	宮池	飯山町東坂元 1373	4	88	8	公有
148	出所池	飯山町東坂元 2915-1 地先	3.3	36	3	公有
149	国池	飯山町東坂元 2739	3.3	84	6	公有
150	上池	飯山町東坂元 464	3.9	86	8	公有
151	山ノ口池	飯山町東坂元 425	3.4	56	2	公有
152	峠池	飯山町川原 1638	4.1	48	2.9	公有
153	山田池	飯山町川原 1640-4 地先	5.5	52	4	公有
154	岡一号池	飯山町上法軍寺 1819	9	260	23.2	公有
155	浦池	飯山町東小川 300	8	350	80	公有
156	新池	綾歌町岡田西 127	4.6	292	87.92	公有
157	地獄谷池	飯山町東坂元 3822-2	3.9	24	0.8	公有
158	奥池	綾歌町富熊 3767-17	11.2	84	5	公有
159	上池	綾歌町富熊 1343	3.6	21	1	公有
160	丸尾池	綾歌町富熊 1334	2.9	23	1	公有
161	奥池	綾歌町富熊 3294	5.4	46	2.8	公有
162	新池	綾歌町栗熊東 3638	4.5	45	0.7	公有
163	前場池	綾歌町栗熊東 2639-1 地先	5.1	70	2	公有
164	眠谷下池	綾歌町岡田上 2326	5.1	55	4.65	公有
165	平尾池	綾歌町岡田上 39	6	80	3.2	公有
166	蓮池	綾歌町岡田下 786 地先	3.7	65	4.2	公有
167	下籠池	綾歌町岡田下 785	2.7	65	1.8	公有
168	皿池	飯山町東坂元 3196	3.2	30	0.6	公有
169	長池	飯山町東坂元 3975	5	35	7	公有
170	どうじょう池	飯山町東坂元 3668	3.5	35	2.4	公有
171	上池	飯山町東坂元 3122	5.6	48	9	公有
172	小池	飯山町東坂元 1076	6.1	42	12	公有
173	野合池	飯山町東坂元 465	4	62	1.8	公有
174	真珠池	飯山町川原 1521	4.1	45	3.8	公有
175	下中尾池	飯山町上法軍寺 2349	2.2	44	1.5	公有
176	瓦山上池	飯山町東坂元 3574	4.5	37	2	公有
177	山之池	広島町立石 1032	3.5	45	3.5	民有
178	江ノ浦池	広島町江ノ浦 2015-17	7.5	80	26	民有
179	新池	綾歌町栗熊東 1818	3.4	66	1.2	民有
180	北どろ池	綾歌町富熊 4847-2 地先	9.1	48	2.5	民有

番号	ため池名称	ため池所在地	規 模			所有区分 公有・民有
			堤高 m	堤長 m	貯水量 千 t	
181	弥五池	綾歌町富熊 3604	5.5	48	5.5	民有
182	奥谷下池	綾歌町岡田上 1920	4	74	3.7	民有
183	奥池	綾歌町富熊 1373	2.6	28	1.3	民有
184	七池	飯山町東坂元 536	2.3	20	0.7	民有
185	下池	飯山町東坂元 412	2.8	58	1.8	民有
186	内間池	土器町東五丁目 959	4.5	60	2.1	民有
187	櫟原上池	綾歌町富熊 3986	2.1	28	1.3	民有
188	浦谷池	綾歌町富熊 3578-3	2.3	25	0.2	民有
189	宮浦池	綾歌町富熊 3565	4.7	28	1	民有
190	奥北南池	綾歌町富熊 4358	4.1	12	0.5	民有
191	杉村下池	綾歌町富熊 336	4	25	0.4	民有
192	裏谷上池	綾歌町富熊 1634	3.6	38	3	民有
193	下池	綾歌町富熊 2368	4.5	25	1	民有
194	奥池	綾歌町富熊 2335	3.5	38	1.6	民有
195	新池	綾歌町富熊 2316	3.6	54	1.4	民有
196	上池	綾歌町栗熊東 3430	4.3	40	4.6	民有
197	三井池	綾歌町富熊 343	2.7	3	0.1	民有

※防災重点農業用ため池は、浸水想定区域のうち、歩行不可能となる区域に家屋があるため池

(6) 主要水門

番号	名 称	位 置	管理人	備 考
63	西汐入川水門	新浜町 1 丁目	丸亀市建設課	西汐入川
64	清水川水門	土居町 2 丁目	〃	土器川
65	清水 1 号樋門	〃 1 丁目	〃	清水川
66	清水 3 号樋門	土器町西 7 丁目	〃	〃
67	古子川樋門	土器町西 4 丁目	〃	土器川
68	赤山川樋門	飯野町東二	〃	〃
69	土器川汐止堰	土居町 1 丁目 (左岸) 土器町東 7 丁目 (右岸)	土器川出張所	〃
70	中津水門	中津町	丸亀市建設課	金倉川

※ 主要水(樋)門及び排水ポンプ施設については、丸亀市水防計画を参照

(7) 山腹崩壊危険地区

ア 山腹崩壊危険地区（民有林：西部林業事務所管内）

番 号		位 置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市	町	大字	字			
202	1	丸亀	手島	-	西浦	10	60	西部林業事務所
202	2	丸亀	手島	-	西浦	11	216	西部林業事務所
202	3	丸亀	広島	-	市井	5	43	西部林業事務所
202	4	丸亀	広島	-	甲路	11	109	西部林業事務所
202	5	丸亀	広島	-	甲路	9	30	西部林業事務所
202	6	丸亀	広島	-	江ノ浦	7	41	西部林業事務所
202	7	丸亀	広島	-	江ノ浦	5	80	西部林業事務所
202	8	丸亀	広島	-	江ノ浦	2	7	西部林業事務所
202	9	丸亀	広島	-	立石	6	20	西部林業事務所
202	10	丸亀	広島	-	立石	10	92	西部林業事務所
202	11	丸亀	広島	-	茂浦	8	66	西部林業事務所
202	12	丸亀	広島	-	市井	15	99	西部林業事務所
202	13	丸亀	飯野	-	山根	9	109	西部林業事務所
202	14	丸亀	土器	-	郡屋	5	23	西部林業事務所
202	15	丸亀	土器	-	駒ケ林	7	311	西部林業事務所
202	16	丸亀	土器	-	宇夫階	9	25	西部林業事務所
202	17	丸亀	本島	-	尻浜	5	53	西部林業事務所
202	18	丸亀	本島	-	生の浜	8	0	西部林業事務所
202	19	丸亀	本島	-	生の浜	11	74	西部林業事務所
202	20	丸亀	本島	-	生ノ浜	9	0	西部林業事務所
202	21	丸亀	本島	-	小坂	7	0	西部林業事務所
202	22	丸亀	本島	-	小坂	11	0	西部林業事務所
202	23	丸亀	本島	-	小坂	7	2	西部林業事務所
202	24	丸亀	本島	-	小坂	11	89	西部林業事務所
202	25	丸亀	本島	-	小坂	7	25	西部林業事務所
202	26	丸亀	本島	-	小坂	4	82	西部林業事務所
202	27	丸亀	本島	-	泊	7	2	西部林業事務所
202	28	丸亀	本島	-	泊	9	55	西部林業事務所
202	29	丸亀	本島	-	笠島	4	27	西部林業事務所
202	30	丸亀	本島	-	屋釜	6	7	西部林業事務所
202	31	丸亀	本島	-	大浦	9	30	西部林業事務所
202	32	丸亀	本島	-	屋釜	2	0	西部林業事務所
384	1	丸亀	綾歌	岡田上	西山	22	102	西部林業事務所
384	2	丸亀	綾歌	岡田上	津森	5	1	西部林業事務所
384	3	丸亀	綾歌	岡田上	国吉	8	0	西部林業事務所
384	4	丸亀	綾歌	富熊	大原	8	57	西部林業事務所
384	5	丸亀	綾歌	富熊	大原	8	8	西部林業事務所
384	6	丸亀	綾歌	富熊	大原	16	0	西部林業事務所
384	7	丸亀	綾歌	富熊	大原	12	12	西部林業事務所
384	8	丸亀	綾歌	富熊	本村	8	16	西部林業事務所
384	9	丸亀	綾歌	富熊	本村	4	85	西部林業事務所
385	1	丸亀	飯山	川原	楠見東	3	0	西部林業事務所
385	2	丸亀	飯山	東坂元	一里山	3	11	西部林業事務所
385	3	丸亀	飯山	東坂元	城山	13	110	西部林業事務所

イ 山腹崩壊危険地区（国有林：四国森林管理局 香川森林管理事務所）

番号	位 置				危険地区 面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
	市	町	大字	字			
202-101	丸亀	飯山	西坂元・川原	南飯野山ほか1	9	180	四国森林管理局
202-201	丸亀	飯山	西坂元・川原	南飯野山ほか1	9	180	四国森林管理局

(8) 崩壊土砂流出危険地区

崩壊土砂流出危険地区（民有林：西部林業事務所管内）

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		市	町	大字	字			
202	1	丸亀	手島	－	西浦	0.10	0	西部林業事務所
202	2	丸亀	手島	－	西浦	0.15	131	西部林業事務所
202	3	丸亀	手島	－	西浦	0.05	84	西部林業事務所
202	4	丸亀	広島	－	市井	0.65	23	西部林業事務所
202	5	丸亀	広島	－	青木	0.09	124	西部林業事務所
202	6	丸亀	広島	－	甲路	0.89	33	西部林業事務所
202	7	丸亀	広島	－	江ノ浦	0.31	33	西部林業事務所
202	8	丸亀	広島	－	江ノ浦	1.13	70	西部林業事務所
202	9	丸亀	広島	－	江ノ浦	1.22	0	西部林業事務所
202	10	丸亀	広島	－	江ノ浦	0.68	1	西部林業事務所
202	11	丸亀	広島	－	江ノ浦	0.26	0	西部林業事務所
202	12	丸亀	広島	－	江ノ浦	0.02	82	西部林業事務所
202	13	丸亀	広島	－	立石	0.59	35	西部林業事務所
202	14	丸亀	広島	－	立石	0.42	43	西部林業事務所
202	15	丸亀	広島	－	川ノ浦	0.75	0	西部林業事務所
202	16	丸亀	広島	－	川ノ浦	0.61	0	西部林業事務所
202	17	丸亀	広島	－	茂浦	0.73	64	西部林業事務所
202	18	丸亀	広島	－	茂浦	0.53	17	西部林業事務所
202	19	丸亀	広島	－	市井	0.08	53	西部林業事務所
202	20	丸亀	土器	－		0.68	264	西部林業事務所
202	21	丸亀	本島	－	尻浜	0.15	32	西部林業事務所
202	22	丸亀	本島	－	生ノ浜	0.05	0	西部林業事務所
202	23	丸亀	本島	－		0.08	0	西部林業事務所
202	24	丸亀	本島	－	泊	0.65	18	西部林業事務所
202	25	丸亀	本島	－	泊	0.18	9	西部林業事務所
202	26	丸亀	本島	－	泊	0.05	74	西部林業事務所
202	27	丸亀	本島	－	屋釜	0.19	13	西部林業事務所
202	28	丸亀	本島	－	大浦	0.23	36	西部林業事務所
202	29	丸亀	本島	－	大浦	0.23	11	西部林業事務所
202	30	丸亀	本島	－	大浦	0.43	34	西部林業事務所
202	31	丸亀	本島	－	大浦	0.40	9	西部林業事務所
202	32	丸亀	本島	－	生の浜	0.41	19	西部林業事務所
384	1	丸亀	綾歌	－	滝鼻	0.48	44	西部林業事務所
384	2	丸亀	綾歌	打越	－	0.36	34	西部林業事務所
384	3	丸亀	綾歌	岡田上	津森	0.89	0	西部林業事務所
384	4	丸亀	綾歌	－	－	0.43	0	西部林業事務所
384	5	丸亀	綾歌	岡田上	津森	0.72	7	西部林業事務所
384	6	丸亀	綾歌	岡田上	津森	1.56	14	西部林業事務所
384	7	丸亀	綾歌	栗熊西	定連	0.85	5	西部林業事務所
384	8	丸亀	綾歌	栗熊西	畦田	0.81	16	西部林業事務所
384	9	丸亀	綾歌	栗熊西	畦田	1.33	11	西部林業事務所
384	10	丸亀	綾歌	栗熊東	大谷	1.19	7	西部林業事務所
384	11	丸亀	綾歌	栗熊東	大谷	0.41	12	西部林業事務所
384	12	丸亀	綾歌	栗熊東	木山	0.58	0	西部林業事務所
384	13	丸亀	綾歌	栗熊東	原	1.14	0	西部林業事務所
384	14	丸亀	綾歌	富熊	本村	0.42	165	西部林業事務所
384	15	丸亀	綾歌	岡田上	－	0.00	18	西部林業事務所
384	16	丸亀	綾歌	岡田上	－	0.83	20	西部林業事務所
385	1	丸亀	飯山	川原	－	0.04	13	西部林業事務所
385	2	丸亀	飯山	川原	楠見東	0.63	0	西部林業事務所
385	3	丸亀	飯山	川原	楠見東	0.43	0	西部林業事務所
385	4	丸亀	飯山	東坂元	飛石	0.07	5	西部林業事務所
385	5	丸亀	飯山	東坂元	城山	0.17	10	西部林業事務所
385	6	丸亀	飯山	東坂元	城山	0.01	21	西部林業事務所
385	7	丸亀	飯山	東坂元	城山	0.07	13	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市	町	大字	字			
385	8	丸亀	飯山	東坂元	城山	0.00	17	西部林業事務所
385	9	丸亀	飯山	東坂元	割古	0.46	14	西部林業事務所
385	10	丸亀	飯山	東坂元	割古	0.02	9	西部林業事務所
385	11	丸亀	飯山	東坂元	割古	0.08	13	西部林業事務所

(9) 土砂災害警戒区域と警戒避難体制の整備

ア 土砂災害防止法第8条の規定に基づき、土砂災害警戒区域の指定を受けた区域について、次の通り警戒避難体制を整備する。

- ① 市と指定区域の市民等は協力して、避難所及び避難路を選定し周知する。
- ② 指定区域の市民等は、前兆現象などに注意し、異常を感じた場合や市から「避難情報の発令」があった場合は、予め定められた避難所等に避難する。
- ③ 指定区域の市民等は、市から「避難指示」があった場合は、予め定められた避難所等に避難する。
- ④ 市は、気象台から大雨注意報が発表され、引き続き降雨があると予測される場合は、早期に指定区域を重点とした警戒巡視を実施する。
- ⑤ 市は、雨量が警戒基準雨量に達し、引き続き強い雨が見込まれる場合は、「自主避難」を呼びかけ、また、避難基準雨量に達し、引き続き強い雨が見込まれる場合は、「避難情報」を発令する。
- ⑥ 市は、雨量が警戒基準又は避難基準雨量に達し、今後の降雨が見込まれない場合であっても、指定区域を巡視し、危険性の高い区域には、「自主避難」又は「避難情報の発令」を行う。
- ⑦ 避難情報等の防災情報については、防災行政無線、広報車、メール、ホームページ、テレビ・ラジオ等の放送機関への協力依頼、ハンドマイク、戸別訪問等あらゆる手段により伝達する。

イ 土砂災害警戒区域

令和4年7月15日現在

No.	箇所番号	区域名	所在地	自然現象の種類
1	2-1-Ⅰ	青山川②	土器町	土石流
2	2-1-Ⅱ	下小手島川	広島町	土石流
3	2-2-Ⅰ	青山川③	土器町	土石流
4	2-2-Ⅱ	中小手島川	広島町	土石流
5	2-3-Ⅰ	青山川④	土器町	土石流
6	2-3-Ⅱ	南浦川	手島町	土石流
7	2-4-Ⅰ	青山川⑤	土器町	土石流
8	2-4-Ⅱ	東立石川	広島町	土石流
9	2-5-Ⅰ	青山川⑥	土器町	土石流
10	2-5-Ⅱ	下立石川	広島町	土石流
11	2-6-Ⅰ	山辺川	土器町	土石流
12	2-6-Ⅱ	東の手川	広島町	土石流
13	2-7-Ⅰ	山辺東川	土器町	土石流
14	2-7-Ⅱ	東の手下川	広島町	土石流
15	2-8-Ⅰ	南山辺川	土器町	土石流
16	2-8-Ⅱ	江ノ浦下川	広島町	土石流
17	2-9-Ⅰ	飯野山川	飯野町	土石流
18	2-9-Ⅱ	下大戸川	広島町	土石流
19	2-9-Ⅱ-2	下大戸川	広島町	土石流
20	2-10-Ⅰ	飯野山下川	飯野町	土石流
21	2-10-Ⅱ	平石川	広島町	土石流
22	2-11-Ⅰ	赤山川	飯野町	土石流
23	2-11-Ⅱ	下平石川	広島町	土石流
24	2-12-Ⅰ	赤山中川	飯野町	土石流

No.	箇所番号	区域名	所在地	自然現象の種類
25	2-12-Ⅱ	下エンド川	広島町	土石流
26	2-13-Ⅰ	赤山下川	飯野町	土石流
27	2-13-Ⅱ	下甲路川	広島町	土石流
28	2-14-Ⅰ	小手島川	広島町	土石流
29	2-14-Ⅱ	下石場川	広島町	土石流
30	2-15-Ⅰ	東村中川	手島町	土石流
31	2-15-Ⅱ	西市井上川	広島町	土石流
32	2-16-Ⅰ	村中川	手島町	土石流
33	2-16-Ⅱ	西市井川	広島町	土石流
34	2-17-Ⅰ	尾方川	手島町	土石流
35	2-17-Ⅱ	下市井川	広島町	土石流
36	2-18-Ⅰ	西村中川	手島町	土石流
37	2-18-Ⅱ	南市井川	広島町	土石流
38	2-19-Ⅰ	北手島川	手島町	土石流
39	2-19-Ⅱ	北市井川	広島町	土石流
40	2-20-Ⅰ	西手島川	手島町	土石流
41	2-20-Ⅱ	南茂浦川	広島町	土石流
42	2-21-Ⅰ	手島川	手島町	土石流
43	2-21-Ⅱ	茂浦川	広島町	土石流
44	2-22-Ⅰ	東手島川	手島町	土石流
45	2-22-Ⅱ	北茂浦川	広島町	土石流
46	2-23-Ⅰ	立石川	広島町	土石流
47	2-23-Ⅱ	上茂浦川	広島町	土石流
48	2-24-Ⅰ	中立石川	広島町	土石流
49	2-24-Ⅱ	福田川	本島町	土石流
50	2-25-Ⅰ	西立石川	広島町	土石流
51	2-25-Ⅱ	東福田川	本島町	土石流
52	2-26-Ⅰ	南立石川	広島町	土石流
53	2-26-Ⅱ	西大浦川	本島町	土石流
54	2-27-Ⅰ	竹浦川	広島町	土石流
55	2-27-Ⅱ	大浦川	本島町	土石流
56	2-28-Ⅰ	江ノ浦川	広島町	土石流
57	2-28-Ⅱ	東小阪川	本島町	土石流
58	2-29-Ⅰ	東江ノ浦川	広島町	土石流
59	2-29-Ⅱ	東笠島川	本島町	土石流
60	2-30-Ⅰ	江ノ浦中川	広島町	土石流
61	2-31-Ⅰ	江ノ浦上川	広島町	土石流
62	2-32-Ⅰ	上大戸川	広島町	土石流
63	2-33-Ⅰ	大戸川	広島町	土石流
64	2-34-Ⅰ	北釜ノ越川	広島町	土石流
65	2-35-Ⅰ	中釜ノ越川	広島町	土石流
66	2-36-Ⅰ	釜ノ越川	広島町	土石流
67	2-37-Ⅰ	エンド川	広島町	土石流
68	2-38-Ⅰ	中甲路川	広島町	土石流
69	2-39-Ⅰ	上甲路川	広島町	土石流
70	2-40-Ⅰ	甲路川	広島町	土石流
71	2-41-Ⅰ	石場川	広島町	土石流
72	2-42-Ⅰ	南石場川	広島町	土石流
73	2-43-Ⅰ	上石場川	広島町	土石流
74	2-44-Ⅰ	西青木川	広島町	土石流
75	2-45-Ⅰ	南青木川	広島町	土石流
76	2-46-Ⅰ	青木川	広島町	土石流
77	2-47-Ⅰ	北青木川	広島町	土石流

No.	箇所番号	区域名	所在地	自然現象の種類
78	2-48-Ⅰ	上青木川	広島町	土石流
79	2-49-Ⅰ	北石場川	広島町	土石流
80	2-50-Ⅰ	市井川	広島町	土石流
81	2-51-Ⅰ	上市井川	広島町	土石流
82	2-52-Ⅰ	東川	広島町	土石流
83	2-53-Ⅰ	上東川	広島町	土石流
84	2-54-Ⅰ	下茂浦川	広島町	土石流
85	2-55-Ⅰ	迎木川	広島町	土石流
86	2-55-Ⅰ-2	迎木川	広島町	土石流
87	2-56-Ⅰ	尻浜川	本島町	土石流
88	2-57-Ⅰ	南尻浜川	本島町	土石流
89	2-58-Ⅰ	生の浜川	本島町	土石流
90	2-59-Ⅰ	南生の浜川	本島町	土石流
91	2-60-Ⅰ	小阪下川	本島町	土石流
92	2-61-Ⅰ	小阪川	本島町	土石流
93	2-62-Ⅰ	北小阪川	本島町	土石流
94	2-63-Ⅰ	観音寺川	本島町	土石流
95	2-64-Ⅰ	観音寺下川	本島町	土石流
96	2-65-Ⅰ	泊川	本島町	土石流
97	2-66-Ⅰ	下人名川	本島町	土石流
98	2-67-Ⅰ	南人名川	本島町	土石流
99	2-68-Ⅰ	人名川	本島町	土石流
100	2-69-Ⅰ	北人名川	本島町	土石流
101	2-70-Ⅰ	屋釜川	本島町	土石流
102	2-71-Ⅰ	屋釜上川	本島町	土石流
103	2-72-Ⅰ	上人名川	本島町	土石流
104	2-73-Ⅰ	八幡川	本島町	土石流
105	2-74-Ⅰ	八幡東川	本島町	土石流
106	2-75-Ⅰ	笠島川	本島町	土石流
107	2-76-Ⅰ	西笠島川	本島町	土石流
108	2-77-Ⅰ	里川	牛島	土石流
109	2-78-Ⅰ	小浦川	牛島	土石流
110	27-1-Ⅰ	横山川	富熊 大原南中	土石流
111	27-1-Ⅱ	西長谷川	富熊 大原南下	土石流
112	27-1-Ⅲ	中尾川	富熊 大原南下	土石流
113	27-2-Ⅰ	宮奥川	富熊 大原南上	土石流
114	27-2-Ⅱ	大長谷川	富熊 大原南下	土石流
115	27-2-Ⅲ	大原北川	富熊 大原南下	土石流
116	27-3-Ⅰ	宮地川	富熊 大原南上	土石流
117	27-3-Ⅱ	西谷西川	富熊 大原南下	土石流
118	27-3-Ⅲ	浦の谷川	富熊 大原南中	土石流
119	27-4-Ⅰ	西谷中川	富熊 大原南中	土石流
120	27-4-Ⅱ	西谷川	富熊 大原南下	土石流
121	27-4-Ⅲ	佐藤川	富熊 大原南中	土石流
122	27-5-Ⅰ	三池川	富熊 本村南	土石流
123	27-5-Ⅱ	杉本川	富熊 大原南下	土石流
124	27-5-Ⅲ	茂市川	富熊 大原南中	土石流
125	27-6-Ⅰ	蓮池川	富熊 塔寺	土石流
126	27-6-Ⅱ	新池谷川	富熊 大原南下	土石流
127	27-6-Ⅲ	富士見谷川	富熊 大原南中	土石流
128	27-7-Ⅰ	上の池川	富熊 塔寺	土石流
129	27-7-Ⅱ	大原川	富熊 大原南中	土石流
130	27-7-Ⅲ	輪工池川	富熊 大原南上	土石流

No.	箇所番号	区域名	所在地	自然現象の種類
131	27-7-Ⅲ-2	輪工池川	富熊 大原南上	土石流
132	27-8-Ⅰ	後家谷川	栗熊東 東渡池	土石流
133	27-8-Ⅱ	大原南川	富熊 大原南中	土石流
134	27-8-Ⅲ	奥東川	富熊 大原南上	土石流
135	27-9-Ⅰ	木山谷川	栗熊東 大谷	土石流
136	27-9-Ⅱ	古川	富熊 白粉谷	土石流
137	27-9-Ⅲ	奥中川	富熊 共和	土石流
138	27-10-Ⅰ	木山川	栗熊東 大谷	土石流
139	27-10-Ⅱ	新池川	富熊 白粉谷	土石流
140	27-10-Ⅲ	常行川	富熊 常行	土石流
141	27-11-Ⅰ	猫谷東川	栗熊西 畦田	土石流
142	27-11-Ⅱ	白粉谷川	富熊 白粉谷	土石流
143	27-11-Ⅲ	油山川	富熊 常行	土石流
144	27-12-Ⅰ	外新林川	栗熊西 畦田	土石流
145	27-12-Ⅱ	楠見川	富熊 本村北東	土石流
146	27-12-Ⅲ	住吉川	富熊 塔寺	土石流
147	27-13-Ⅰ	猫谷川	栗熊西 畦田	土石流
148	27-13-Ⅱ	奥谷上川	富熊 本村北東	土石流
149	27-13-Ⅲ	天神上川	岡田上 国吉	土石流
150	27-14-Ⅰ	西猫谷川	栗熊西 畦田	土石流
151	27-14-Ⅱ	奥谷川	富熊 本村北東	土石流
152	27-14-Ⅲ	西打越川	岡田上 打越上	土石流
153	27-15-Ⅰ	猫谷川	栗熊西	土石流
154	27-15-Ⅱ	杉村川	富熊 本村北東	土石流
155	27-16-Ⅰ	猫山川	岡田上	土石流
156	27-16-Ⅱ	山神川	富熊 本村南	土石流
157	27-17-Ⅰ	蛇谷川	岡田上	土石流
158	27-17-Ⅱ	山神東川	富熊 本村南	土石流
159	27-18-Ⅰ	西蛇谷川	岡田上	土石流
160	27-18-Ⅱ	原川	栗熊東 原	土石流
161	27-19-Ⅰ	平尾川	岡田上	土石流
162	27-19-Ⅱ	薬池川	栗熊東 原	土石流
163	27-20-Ⅰ	津森東川	岡田上	土石流
164	27-20-Ⅱ	江郷川	栗熊東 木山	土石流
165	27-21-Ⅰ	西猫谷川	岡田上	土石流
166	27-21-Ⅱ	岡部川	栗熊東 木山	土石流
167	27-22-Ⅰ	国吉川	岡田上	土石流
168	27-22-Ⅰ-2	国吉川	岡田上	土石流
169	27-22-Ⅱ	市谷川	栗熊東 木山	土石流
170	27-23-Ⅰ	河内谷川	岡田上 打越下	土石流
171	27-23-Ⅰ-2	河内谷川	岡田上	土石流
172	27-23-Ⅱ	一の谷川	栗熊東 木山	土石流
173	27-24-Ⅰ	打越川	岡田上 打越上	土石流
174	27-24-Ⅰ-2	打越川	岡田上	土石流
175	27-24-Ⅱ	大谷川	栗熊東 大谷	土石流
176	27-25-Ⅰ	西山川	岡田上 室塚	土石流
177	27-25-Ⅱ	西大谷川	栗熊東 大谷	土石流
178	27-26-Ⅰ	西上川	岡田上 西山上	土石流
179	27-26-Ⅱ	砂子川	栗熊東 砂子	土石流
180	27-27-Ⅰ	滝ノ鼻川	岡田上 滝ノ鼻	土石流
181	27-27-Ⅱ	定連川	栗熊東 砂子	土石流
182	27-28-Ⅱ	畦田川	栗熊西 畦田	土石流
183	27-29-Ⅱ	カリマタ川	岡田上	土石流

No.	箇所番号	区域名	所在地	自然現象の種類
184	27-30-Ⅱ	津森川	岡田上 津森	土石流
185	27-31-Ⅱ	札ノ谷川	岡田上 津森	土石流
186	27-32-Ⅱ	小津森川	岡田上 国吉	土石流
187	27-33-Ⅱ	河内川	岡田上 河内	土石流
188	27-34-Ⅱ	今滝川	岡田上 室塚	土石流
189	28-1-Ⅰ	北谷奥池川	東坂元 亀山団地	土石流
190	28-1-Ⅱ	割古琴平谷川	東坂元 割古	土石流
191	28-1-Ⅲ	割古孫惣川	東坂元 割古	土石流
192	28-2-Ⅰ	西谷川	東坂元 三谷中	土石流
193	28-2-Ⅱ	割古からす谷川	東坂元 割古	土石流
194	28-2-Ⅲ	割古奥の池川	東坂元 割古	土石流
195	28-3-Ⅰ	薬師谷川①	東坂元 三谷中	土石流
196	28-3-Ⅲ	亀山川	東坂元 亀山団地	土石流
197	28-4-Ⅰ	薬師谷川②	東坂元 三谷中	土石流
198	28-4-Ⅱ	河内見合谷川	東坂元 三谷北	土石流
199	28-5-Ⅰ	びる池川	東坂元 三谷中	土石流
200	28-5-Ⅱ	鳥谷川	東坂元 三谷北	土石流
201	28-5-Ⅲ	瓦山川	東坂元 三谷西	土石流
202	28-6-Ⅰ	城山川③	東坂元 城山	土石流
203	28-6-Ⅱ	菖蒲谷川	東坂元 三谷北	土石流
204	28-6-Ⅲ	三谷額川	東坂元 三谷東	土石流
205	28-7-Ⅰ	城山川②	東坂元 城山	土石流
206	28-7-Ⅱ	三谷寺谷川	東坂元 三谷中	土石流
207	28-7-Ⅲ	姿谷原谷川	東坂元 姿谷	土石流
208	28-8-Ⅰ	城山川①	東坂元 城山	土石流
209	28-8-Ⅱ	地獄谷川	東坂元 三谷東	土石流
210	28-8-Ⅲ	武谷川②	東坂元 三谷東	土石流
211	28-9-Ⅰ	三谷砂池川	東坂元 三谷東	土石流
212	28-9-Ⅱ	城山川④	東坂元 城山	土石流
213	28-9-Ⅲ	姿谷新梅川	東坂元 三谷東	土石流
214	28-10-Ⅰ	西ヶ鼻川	東坂元 三谷西	土石流
215	28-10-Ⅱ	武谷川	東坂元 三谷東	土石流
216	28-10-Ⅲ	楠見江笠川	東坂元 飛石	土石流
217	28-11-Ⅱ	飛石中尾谷川	東坂元 飛石	土石流
218	28-11-Ⅲ	飛石中尾谷川②	東坂元 飛石	土石流
219	28-12-Ⅱ	海老谷川①	川原 楠見東	土石流
220	28-12-Ⅲ	海老谷川④	川原 楠見東	土石流
221	28-13-Ⅱ	海老谷川②	川原 楠見東	土石流
222	28-13-Ⅲ	天日池川	東坂元 五月	土石流
223	28-14-Ⅱ	海老谷川③	川原 楠見東	土石流
224	Ⅰ-255	西渡池	栗熊東	急傾斜地の崩壊
225	Ⅰ-255-2	西渡池	栗熊東	急傾斜地の崩壊
226	Ⅱ-1975	東渡池	栗熊東	急傾斜地の崩壊
227	Ⅱ-1975-2	東渡池	栗熊東	急傾斜地の崩壊
228	Ⅰ-306	白粉谷	富熊	急傾斜地の崩壊
229	Ⅰ-306-2	白粉谷	富熊	急傾斜地の崩壊
230	Ⅰ-306-3	白粉谷	富熊	急傾斜地の崩壊
231	Ⅱ-595	砂子南	栗熊東	急傾斜地の崩壊
232	Ⅱ-1980	赤坂	岡田上	急傾斜地の崩壊
233	Ⅱ-591	大原上	富熊	急傾斜地の崩壊
234	Ⅱ-1977	大谷東	栗熊東	急傾斜地の崩壊
235	Ⅱ-593	大原南	富熊	急傾斜地の崩壊
236	Ⅱ-593-2	大原南	富熊	急傾斜地の崩壊

No.	箇所番号	区域名	所在地	自然現象の種類
237	Ⅲ-3014	砂子北	栗熊東	急傾斜地の崩壊
238	Ⅲ-3014-2	砂子北	栗熊東	急傾斜地の崩壊
239	Ⅲ-3015	大谷北	栗熊東	急傾斜地の崩壊
240	I-576	渡池	栗熊東	急傾斜地の崩壊
241	I-305	大原下	富熊	急傾斜地の崩壊
242	Ⅱ-309	大谷	富熊	急傾斜地の崩壊
243	Ⅲ-831	小津森	岡田東	急傾斜地の崩壊
244	Ⅲ-831-2	小津森	岡田東	急傾斜地の崩壊
245	Ⅱ-307	次見	富熊	急傾斜地の崩壊
246	Ⅱ-311	河内	岡田上	急傾斜地の崩壊
247	Ⅱ-311-2	河内	岡田上	急傾斜地の崩壊
248	Ⅱ-311-3	河内	岡田上	急傾斜地の崩壊
249	Ⅱ-1974	大原北	富熊	急傾斜地の崩壊
250	Ⅱ-592	大原	富熊	急傾斜地の崩壊
251	Ⅱ-1978	大谷南	栗熊東	急傾斜地の崩壊
252	Ⅱ-2915	奥川内東下	富熊	急傾斜地の崩壊
253	I-92	切池	上法軍寺	急傾斜地の崩壊
254	Ⅱ-319	安川	上法軍寺	急傾斜地の崩壊
255	Ⅱ-1984	飛石(E)	東坂元	急傾斜地の崩壊
256	Ⅱ-1987	割古(2)	東坂元	急傾斜地の崩壊
257	I-110	三ノ池	東坂元	急傾斜地の崩壊
258	Ⅱ-1988	割古(3)	東坂元	急傾斜地の崩壊
259	Ⅱ-1986	三谷	東坂元	急傾斜地の崩壊
260	Ⅲ-3020	河原	川原	急傾斜地の崩壊
261	I-313	山ノ越	西坂元	急傾斜地の崩壊
262	I-313-2	山ノ越	西坂元	急傾斜地の崩壊
263	I-256	ネオハイ ツ飯山	下法軍寺	急傾斜地の崩壊
264	Ⅱ-1994	楠見	川原	急傾斜地の崩壊
265	Ⅱ-1993	楠見東	川原	急傾斜地の崩壊
266	Ⅱ-1992	楠見東(2)	川原	急傾斜地の崩壊
267	Ⅲ-3018	城山(2)	東坂元	急傾斜地の崩壊
268	Ⅱ-316	飛石(A)	東坂元	急傾斜地の崩壊
269	Ⅱ-316-2	飛石(A)	東坂元	急傾斜地の崩壊
270	Ⅲ-3017	割古(5)	東坂元	急傾斜地の崩壊
271	I-111	河内	東坂元	急傾斜地の崩壊
272	Ⅲ-3019	三谷東(2)	東坂元	急傾斜地の崩壊
273	Ⅱ-1982	飛石(D)	東坂元	急傾斜地の崩壊
274	Ⅱ-597	三谷中(2)	東坂元	急傾斜地の崩壊
275	Ⅱ-314	三谷東	東坂元	急傾斜地の崩壊
276	Ⅱ-1997	小山	上法軍寺	急傾斜地の崩壊
277	Ⅱ-1983	飛石(C)	東坂元	急傾斜地の崩壊
278	Ⅱ-598	三谷中	東坂元	急傾斜地の崩壊
279	Ⅱ-598-2	三谷中	東坂元	急傾斜地の崩壊
280	Ⅱ-1985	飛石(F)	東坂元	急傾斜地の崩壊
281	Ⅱ-1996	西ヶ鼻(3)	川原	急傾斜地の崩壊
282	Ⅱ-1981	城山	東坂元	急傾斜地の崩壊
283	Ⅱ-1995	楠見(2)	川原	急傾斜地の崩壊
284	I-320	北岡	上法軍寺	急傾斜地の崩壊
285	Ⅱ-317	飛石(B)	東坂元	急傾斜地の崩壊
286	Ⅱ-317-2	飛石(B)	東坂元	急傾斜地の崩壊
287	I-580	双子山(2)	川西町	急傾斜地の崩壊
288	I-847	松ヶ浦(1)	本島町	急傾斜地の崩壊
289	I-349	神谷(B)	飯野町	急傾斜地の崩壊

No.	箇所番号	区域名	所在地	自然現象の種類
290	I-261	山下(D)	土器町	急傾斜地の崩壊
291	I-345	内間(A)	土器町	急傾斜地の崩壊
292	I-842	掛樋	土器町	急傾斜地の崩壊
293	I-641	甲路(2)	広島町	急傾斜地の崩壊
294	I-265	松ヶ浦(3)	本島町	急傾斜地の崩壊
295	I-849	青木北	広島町	急傾斜地の崩壊
296	I-844	郡屋(3)	土器町	急傾斜地の崩壊
297	II-640	江ノ浦(2)	広島町	急傾斜地の崩壊
298	I-850	小手島(2)	広島町	急傾斜地の崩壊
299	I-945	郡屋	土器町	急傾斜地の崩壊
300	I-945-2	郡屋	土器町	急傾斜地の崩壊
301	I-945-3	郡屋	土器町	急傾斜地の崩壊
302	I-96	山下(A)	土器町	急傾斜地の崩壊
303	I-96-2	山下(A)	土器町	急傾斜地の崩壊
304	I-96-3	山下(A)	土器町	急傾斜地の崩壊
305	I-96-4	山下(A)	土器町	急傾斜地の崩壊
306	I-96-5	山下(A)	土器町	急傾斜地の崩壊
307	I-96-6	山下(A)	土器町	急傾斜地の崩壊
308	I-96-7	山下(A)	土器町	急傾斜地の崩壊
309	I-96-8	山下(A)	土器町	急傾斜地の崩壊
310	I-96-9	山下(A)	土器町	急傾斜地の崩壊
311	I-96-10	山下(A)	土器町	急傾斜地の崩壊
312	I-96-11	山下(A)	土器町	急傾斜地の崩壊
313	I-96-12	山下(A)	土器町	急傾斜地の崩壊
314	I-96-13	山下(A)	土器町	急傾斜地の崩壊
315	I-343	藤	手島町	急傾斜地の崩壊
316	I-343-2	藤	手島町	急傾斜地の崩壊
317	II-342	村中	手島町	急傾斜地の崩壊
318	II-342-2	村中	手島町	急傾斜地の崩壊
319	II-342-3	村中	手島町	急傾斜地の崩壊
320	I-335	城根(B)	本島町	急傾斜地の崩壊
321	I-344	南浦	手島町	急傾斜地の崩壊
322	I-344-2	南浦	手島町	急傾斜地の崩壊
323	I-267	松ヶ浦(5)	本島町	急傾斜地の崩壊
324	I-845	内間(D)	土器町	急傾斜地の崩壊
325	I-639	江ノ浦(1)	広島町	急傾斜地の崩壊
326	I-347	山下(B)	飯野町	急傾斜地の崩壊
327	I-347-2	山下(B)	飯野町	急傾斜地の崩壊
328	I-266	松ヶ浦(4)	本島町	急傾斜地の崩壊
329	I-843	双子山(3)	川西町	急傾斜地の崩壊
330	II-2005	山下(C)	土器町	急傾斜地の崩壊
331	II-642	双子山(1)	土器町	急傾斜地の崩壊
332	I-851	小手島(3)	広島町	急傾斜地の崩壊
333	II-951	甲路	広島町	急傾斜地の崩壊
334	I-848	松ヶ浦(6)	本島町	急傾斜地の崩壊
335	II-628	南	広島町	急傾斜地の崩壊
336	II-339	青木	広島町	急傾斜地の崩壊
337	II-609	郡屋(2)	土器町	急傾斜地の崩壊
338	II-952	内間(B)	土器町	急傾斜地の崩壊
339	II-2006	内間(C)	土器町	急傾斜地の崩壊
340	II-2008	鶴ヶ浦	本島町	急傾斜地の崩壊
341	I-846	城根(F)	本島町	急傾斜地の崩壊
342	II-606	上池(1)	垂水町	急傾斜地の崩壊

No.	箇所番号	区域名	所在地	自然現象の種類
343	Ⅱ-2012	松ヶ浦(8)	本島町	急傾斜地の崩壊
344	Ⅱ-2013	宮ノ小路	本島町	急傾斜地の崩壊
345	Ⅱ-2018	釜ノ越(3)	広島町	急傾斜地の崩壊
346	Ⅱ-2023	青木南(1)	広島町	急傾斜地の崩壊
347	Ⅱ-2021	甲路南(1)	広島町	急傾斜地の崩壊
348	Ⅱ-2017	釜ノ越(1)	広島町	急傾斜地の崩壊
349	Ⅱ-601	神谷(C)	飯野町	急傾斜地の崩壊
350	Ⅱ-2007	城根(D)	本島町	急傾斜地の崩壊
351	Ⅱ-2016	平石	広島町	急傾斜地の崩壊
352	Ⅱ-2029	小手島(6)	広島町	急傾斜地の崩壊
353	Ⅱ-2002	山根(2)	飯野町	急傾斜地の崩壊
354	Ⅱ-626	松ヶ浦(2)	本島町	急傾斜地の崩壊
355	Ⅱ-627	釜ノ越(2)	広島町	急傾斜地の崩壊
356	Ⅱ-2010	城根(G)	本島町	急傾斜地の崩壊
357	Ⅱ-2015	江ノ浦(3)	広島町	急傾斜地の崩壊
358	Ⅱ-2003	吉岡(2)	飯野町	急傾斜地の崩壊
359	Ⅱ-2024	青木(2)	広島町	急傾斜地の崩壊
360	Ⅱ-2022	甲路南(2)	広島町	急傾斜地の崩壊
361	Ⅱ-2025	青木南(2)	広島町	急傾斜地の崩壊
362	I-341	小手島	広島町	急傾斜地の崩壊
363	I-338	小坂(B)	本島町	急傾斜地の崩壊
364	I-338-2	小坂(B)	本島町	急傾斜地の崩壊
365	I-338-3	小坂(B)	本島町	急傾斜地の崩壊
366	I-338-4	小坂(B)	本島町	急傾斜地の崩壊
367	I-334	城根(A)	本島町	急傾斜地の崩壊
368	I-337	小坂(A)	本島町	急傾斜地の崩壊
369	I-337-2	小坂(A)	本島町	急傾斜地の崩壊
370	Ⅱ-637	小坂(C)	本島町	急傾斜地の崩壊

(10) 洪水浸水想定区域内の地下街等施設一覧

地下施設

施設名	所在地	管理者	規模(m ²)	備 考
駅前地下駐車場	浜町 129 番地 3	丸亀市	9,386	都市計画課に伝達

(11) 洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設一覧

番号	施設区分	施設名	住 所	想定最大規模降雨時の浸水				高 潮
				土器川	金倉川	大東川	綾 川	
1	特別養護老人ホーム	シャローム(医務室を含む)	垂水町川原 16-50	○				
2		たるみ荘(医務室を含む)	垂水町 1353	○				
3		珠光園(診療所を含む)	飯野町東二 911-1	○				
4		珠光園うらら	飯野町東二 903-1	○				
5		珠光園はる	飯野町東二 903-1	○				
6		今津荘(医務室を含む)	今津町 186-1		○			○
7		宝樹リノ(医務室を含む)	綾歌町栗熊東 782				○	
8	養護老人ホーム	土器川荘(医務室を含む)	川西町南 207-3	○				
9	軽費老人ホーム	ケアハウス ベテル	垂水町 16-47	○				
10		ケアハウス 垂水	垂水町 1353	○				
11		ケアハウス 天竺苑	宗古町 16	○	○			○
12		マイルドハート 丸亀	今津町 219-2		○			○
13	介護老人保健施設	桃源苑	飯山町下法軍寺 865-1	○		○	○	
14	有料老人ホーム	ケアタウン 城下町	中府町 5-9-5	○	○			○
15		グループリビング らく楽丸亀市役所前	通町 91-2	○				○
16		介護付有料老人ホーム ネムの木	川西町南 258-1	○				
17		住宅型有料老人ホーム なでしこ垂水	新田町 233-5		○			
18		ココロココ丸亀	金倉町 1560-1		○			
19	サービス付き高齢者向け住宅	ケアステーション	土器町西 4-251	○				
20		インクルージョンホーム丸亀	中津町 1467-1	○	○			○
21		サービス付き高齢者ホーム ハレルヤ	川西町南 760	○				
22		ナーシングホーム マーレ	中府町 4-12-20	○	○			○
23		癒しの郷 こころね	飯野町東分 1075-1	○				
24		サービス付き高齢者向け住宅 アゼリア今津	新田町 172-1		○			○
25	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム ハレルヤ	川西町南 829	○				
26		セントケア丸亀城坤	今津町 342-5		○			○
27	老人短期入所施設	特別養護老人ホーム シャローム	垂水町 16-50	○				
28		特別養護老人ホーム たるみ荘	垂水町 1353	○				
29		特別養護老人ホーム 珠光園	飯野町東二 911-1	○				
30		特別養護老人ホーム 珠光園うらら	飯野町東二 903-1	○				
31		特別養護老人ホーム 珠光園はる	飯野町東二 903-1	○				
32		特別養護老人ホーム 今津荘	今津町 186-1		○			○
33		特別養護老人ホーム 宝樹リノ	綾歌町栗熊東 782				○	

番号	施設区分	施設名	住 所	想定最大規模降雨時の浸水				高 潮
				土器川	金倉川	大東川	綾 川	
34	認知症対応型共同生活介護	グループホーム 袖村	飯山町西坂元字袖村 928-1	○				
35		グループホーム どき	土器町西 4-244	○				
36		グループホーム なぎさ	中府町 4-12-19	○	○			○
37		グループホーム なごみ	垂水町 1353	○				
38		グループホーム ほのぼの	土器町東 3-621	○				○
39		グループホーム こうじん	松屋町 11-1	○				
40		グループホーム 椿	金倉町字川西 537-2		○			
41		グループホーム あやうた	綾歌町栗熊東 783				○	
42		ネムの木グループホーム丸亀	川西町南甲 220-1	○				
43	老人デイサービスセンター	天宝苑デイサービスセンター	宗古町 16	○	○			○
44		シャロームデイセンター	垂水町川原 16-50	○				
45		たるみ荘デイサービスセンター	垂水町 1353	○				
46		どきデイサービスセンター	土器町西 4-244	○				
47		デイサービス らく楽丸亀市役所前	通町 91-2	○				○
48		デイサービスセンター ネムの木	川西町南 258-1	○				
49		ツクイ丸亀	土器町東 7-432-1	○				○
50		デイサービス 和音	中津町 296-2	○	○			○
51		デイサービスセンター だん	川西町北 1222-3	○				
52		デイサービスどき二号館	土器町西 4-251	○				
53		インクルージョンホーム丸亀通所介護事業所	中津町 1467-1	○	○			○
54		ニチイケアセンター丸亀	中津町 75-1	○	○			○
55		ニチイケアセンター飯山	飯山町上法軍寺 922-1	○		○	○	
56		ゆうなぎデイサービス	飯山町西坂元 1206-12	○				
57		一の風	通町 52-6	○				○
58		通所介護 あい・あーるケアセンター	飯山町西坂元 字板屋 1110-1	○				
59		介護支援サークル アニメイト デイサービス「アニメイト」	今津町字経田 739-6	○	○			○
60		デイサービスセンター丸亀	今津町 219-2		○			○
61		リハビリ本舗 ぴ〜ちデイ	通町 37	○				○
62		デイサービス くりくま	綾歌町栗熊東 782				○	
63		デイサービス たいよう	飯山町東坂元 4120-10	○		○	○	
64		ライフサポーターいしかわ丸亀	土器町東 3-531	○				○
65	障害者グループホーム、ケアホーム	グループホーム sieger(シエル) 柊	川西町北 1945-3	○				
66		グループホーム sieger(シエル) 枸	川西町北 1945-3	○				

番号	施設区分	施設名	住 所	想定最大規模降雨時の浸水				高 潮
				土器川	金倉川	大東川	綾 川	
67	障 害 者 グ ル ー プ ホ ー ム、ケ ア ホ ー ム	ふじみファーストホーム	飯山町真時 550-1	○				
68		グループホーム すみれ	塩屋町 1-5-8		○			
69		グループホーム シーゲル 寿康	川西町北 2006-1	○				
70		グループホーム オリーブ	土器町西 5-656	○				
71		グループホーム オリー ブ第2	西平山町 17-1	○				○
72		グループホーム YELL	津森町 762-1	○	○			○
73		グループホーム うぶすなⅡ	綾歌町栗熊東 81-6				○	
74		グループホーム SMILE	土器町東 4-780 2 階	○				○
75		GH ノーワン A～C 棟	今津町 739-4		○			○
76	救護施設	萬象園(診療所を含む)	川西町北 1685-1	○				
77	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所	クリエート・ラボ	郡家町 274-1	○				
78		ジェミニ	飯山町西坂元 1207-8	○				
79		たんぼぼ	天満町 1-2-31	○	○			○
80		とまと園	塩屋町 5-9-5	○	○			○
81		のうさぎ	土器町西 4-506	○				
82		ゆうちゃん弁当ゆうちゃん 亭	城東町 3-11-27	○				○
83		就労継続支援 A 型働きたい 人を応援する会	土器町北 1-32	○				○
84		土器川タウン (医務室を含む)	川西町南 207-3	○				
85		たいようのいえ	塩屋町 2-19-3		○			○
86		てくてく	綾歌町富熊 1089-4				○	
87		香川県ファミリーハート(株) せんたくらんど	通町 77	○				○
88		ほまれの家丸亀	土器町東 6-196-2	○			○	○
89	障 害 児 通 所 支 援 事 業 所	COMPASS 発達支援センター丸 亀	土器町東 2-75-1	○				○
90		COMPASS 発達支援センター丸 亀 NEXT	土器町東 5-220	○			○	○
91		COMPASS 発達支援センター丸 亀 Link	土器町東 1-578-8	○				○
92		COMPASS 発達支援センター丸 亀 Believe	土器町東 8-260	○				○
93		香川県中讃地区 COMPASS 児童 発達支援センター	土器町東 4-780	○				○
94		丸 亀 発 達 支 援 セ ン タ ー POCKET	土居町 2-15-24	○				○
95		児童デイサービス りぼん	土器町東 1-578-8	○				○
96		放課後等デイサービス ウィズ・ユ ー丸亀	土器町北 2034-2	○				
97		みらスタ・ティーンズ 丸亀北教室	大手町 1-4-20	○				○
98		ありす児童デイサービス	飯山町西坂元 1206-69	○				
99		こどもデイサービス ういる	垂水町 2627-1	○				
100		デイサービス ダンボラ	飯山町西坂元 1206-12	○				

番号	施設区分	施設名	住 所	想定最大規模降雨時の浸水				高 潮
				土器川	金倉川	大東川	綾 川	
101	障 害 児 通 所 支 援 事 業 所	児童デイ キッズランド	土器町東 4-713-5	○				○
102		児童デイサービス ネムの木園	川西町南 258-1	○				
103		児童発達支援・放課後等デイ サービス ひまわりっこ	飯野町東二甲 1388-1	○				
104		なでしこ垂水訪問介護事業 部	新田町 233-5		○			
105		きずかな・こどもの発達支援 センター	土器町西 4-364	○				
106		メイクミラクル	土器町東 8-464	○				○
107	地 域 活 動 支 援 セン ター	身体障害者デイサービスセ ンター丸亀	今津町 219-2		○			○
108	認 定 こ ど も 園	城乾こども園	南条町 34					○
109		垂水こども園	垂水町 1709	○				
110		飯山こども園	飯山町真時 71-1	○				
111		丸亀ひまわりこども園	城東町 2-1-38	○				○
112		城北こども園	北平山町 2-12-20	○				○
113	保 育 所	しおや保育所	前塩屋町 2-1-17	○	○			○
114		ひつじヶ丘保育園	垂水町 16-52	○				
115		ふたば西保育園	通町 124	○				○
116		ふたば乳児保育園	土器町東 7-687	○				
117		城辰保育所	川西町南 696-1	○				
118		土居保育所	土居町 2-13-3	○				○
119		さくらの山保育園	飯野町東二甲 542-2	○				
120		金倉保育所	金倉町 1230-1		○			
121		栗熊保育所	綾歌町栗熊東 271				○	
122		富熊保育所	綾歌町富熊 1226				○	
123		ニチイキッズ六郷保育園	今津町 10-1		○			
124	幼 稚 園	丸亀聖母幼稚園	幸町 2-7-7	○	○			○
125		城東幼稚園	土器町西 4-668	○				
126		城辰幼稚園	川西町南 161	○				
127		城坤幼稚園	今津町 278		○			○
128	地 域 子 育 て 支 援 拠 点 施 設	城辰保育所地域子育て支援 センター	川西町南 746-1	○				
129		飯山地域子育て支援センタ ー	飯山町東坂元 1614-2	○		○	○	
130	児 童 自 立 生 活 援 助 事 業 施 設	丸亀おひさま荘	土器町東 8-463-1	○				○
131		nature	土器町東 7-208	○				○
132	小 規 模 住 居 型 児 童 養 育 事 業 所	ファミリーホーム Cheerful Tree	飯野町東二甲 994-8	○				
133	児 童 館	丸亀市金山児童館	川西町南 679-6	○				
134		東小川児童センター	飯山町東小川 1260	○				

番号	施設区分	施設名	住 所	想定最大規模降雨時の浸水				高 潮
				土器川	金倉川	大東川	綾 川	
135	児童館	二軒茶屋児童館	土器町東 8-501	○				
136		山根児童館	本島町笠島 84-3					○
137	病院	医療法人社団岐山会 篠原記念病院	中府町 5-12-11	○	○			○
138		医療法人仁寿会吉田病院	宗古町 5	○	○			○
139		医療法人社団厚仁会 厚仁病院	通町 133	○				○
140		医療法人社団更新会 丸亀林病院	風袋町 177-1	○				○
141		香川県立丸亀病院	土器町東 9-291	○				○
142		独立行政法人労働者健康安 全機構 香川労災病院	城東町 3-3-1	○				○
143		医療法人社団宝樹みやの会 人工透析センター宮野病院	今津町 19-1		○			
144		医療法人社団中和会 西紋病院	津森町 595		○			○
145	診療所	医療法人社団 丸亀おのクリニック	新町 2-13	○	○			○
146		医療法人社団誠和会 中野外科胃腸科医院	土器町東 3-617	○				○
147		医療法人社団 田村クリニック	幸町 1-5-5	○	○			○
148	学校	城北小学校	瓦町 95	○				○
149		城乾小学校	中府町 5-15-1	○	○			○
150		城坤小学校	今津町 348		○			○
151		城東小学校	土器町西 5-113	○				○
152		城辰小学校	川西町北 151	○				
153		垂水小学校	垂水町 1408	○				
154		富熊小学校	綾歌町富熊 1227				○	
155		飯山南小学校	飯山町上法軍寺 1206	○				
156		本島小中学校	本島町泊 18					○
157		広島小中学校	広島町江の浦 439					○
158		東中学校	大手町 1-5-1	○				
159		西中学校	中府町 3-11-1					○
160		綾歌中学校	綾歌町栗熊東 431				○	
161		藤井中学校	新浜町 1-3-1	○	○			○
162		大手前丸亀中学校	大手町 1-6-1	○				
163	放 課 後 児 童クラブ	城北青い鳥教室	瓦町 95	○				○
164		城乾第 1 及び第 2 青い鳥教室	中府町 5-15-1	○	○			○
165		城坤第 1、第 2 及び第 3 青い 鳥教室	今津町 348		○			○
166		城東第 1、第 2 及び第 3 青い 鳥教室	土器町西 5-113	○				○
167		城辰第 1 及び第 2 青い鳥教室	川西町北 151	○				
168		垂水第 1、第 2 及び第 3 青い 鳥教室	垂水町 1408	○				
169		富熊青い鳥教室	綾歌町富熊 1227				○	
170		飯山南第 1 青い鳥教室	飯山町上法軍寺 1165-1	○			○	
171		飯山南第 2 青い鳥教室	飯山町上法軍寺 1206	○				

(12) 土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設一覧

番号	施設区分	施設名	住 所	土砂災害 特別警戒区域 (レッドゾーン)	土砂災害 警戒区域 (イエローゾーン)
1	特別養護老人ホーム	青の山荘 (医務室を含む)	土器町東 4-77	○	○
2	軽費老人ホーム	いいのエリジウム	飯野町東二 25-21	○	○
3	老人短期入所施設	特別養護老人ホーム 青の山荘	土器町東 4-77	○	○
4	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム さぬき富士	飯野町東二 25-21	○	○
5	老人デイサービスセンター	青の山荘デイサービスセンター	土器町東 4-77	○	○
6	老人福祉センター	丸亀市健康づくり ふれあいセンター	綾歌町栗熊西 68-3		○
7	指定障害福祉サービス事業所	就労支援A型サンライン	綾歌町栗熊西 40-1		○
8	保育所	広島保育所（休園中）	広島町青木 547	○	○
9		青ノ山保育所	土器町東 4-303	○	○
10		本島保育所	本島町泊 26		○
11	幼稚園	本島幼稚園	本島町泊 34		○
12	学校	本島小中学校	本島町泊 18		○
13		小手島小中学校	広島町小手島 2782		○

3 危険物等施設関係

(1) 危険物施設

(完成検査済証交付施設)

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

総計	製造所	貯蔵所									取扱所					
		小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	特定屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
397	5	257	83	38	0	10	82	0	33	11	135	69	0	0	0	66

(2) 高圧ガス関係事業所

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

高圧ガス製造事業所数(第一種)								高圧ガス貯蔵所数(第一種)					高圧ガス販売業者数	
一般高圧ガス	可燃性・毒性	可燃性	毒性	酸素	その他	液化石油ガス	冷凍ガス	可燃性・毒性	可燃性	毒性	酸素	その他	一般消費者用液化石油ガス	一般高圧ガス
	9	4		1	4	5	7		4	0	1		13	0

(3) 火薬類関係事業所

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

火薬類製造所 (煙火)	火薬類販売事業者						火薬庫					
	計	一般	猟用	競技用	煙火	信号用	計	一級	二級	三級	煙火	庫外
	4	1	0	2	1	0	15	1	0	1	0	13

(4) 毒物劇物営業者

(令和 5 年 12 月 31 日現在)

一般販売業	農薬用品目販売業	特定品目販売業	電気めつき事業	金属熱処理事業	運送事業	しろあり防除事業	製造業	輸入業	合計
59 (39)	19 (10)	1 (1)	1	0	2	0	3	0	85 (50)

※上段は、現物販売・伝票販売(現物販売はしない)の両方を足した営業者数

下段の()は、現物販売をしている営業者数

4 気象関係

(1) 雨量、水位、潮位、震度観測所

・ 雨量観測所（番号は県の一連番号）

番号	観測所名	所在地	種別	観測機関	電話番号
47	綾歌雨量観測所	綾歌町栗熊西綾歌市民センター	テレ	中讃土木事務所	46-3178
48	丸亀 〃	大手町丸亀市役所	〃	〃	〃
49	本島 〃	本島泊本島市民センター	〃	〃	〃
	丸亀市浄化センター	昭和町		丸亀市浄化センター	
	土器川出張所	土器町東7丁目		土器川出張所	

・ 水位観測所（番号は県の一連番号）

番号	量水標 名称	河川名	所在地	通報 水位	警戒 水位	観測機関	電話番号
68	津之郷橋	大束川	宇多津町東分	1.4	2.6	中讃土木事務所	46-3178
69	上車橋	〃	丸亀市飯山町川原	1.1	1.9	〃	〃
71	幸橋	金倉川	丸亀市中津町	1.0	1.3	〃	〃
72	五条	〃	善通寺市金蔵寺町	0.8	1.4	〃	〃
73	与北	〃	〃 与北町	0.8	1.5	〃	〃
74	高藪橋	〃	琴平町高藪	0.7	1.3	〃	〃
95	祓川橋	前田川	まんのう町羽間	2.7	3.7	香川河川国道事務所	
96	常包橋	〃	〃 炭所西	2.1	4.2	〃	
	丸亀橋	土器川	丸亀市土器町	2.1	3.6	土器川出張所	

・ 水位観測所(危機管理型水位計)（番号は県の一連番号）

番号	水位 観測所	水 系	河川名	観測開始 水位	氾濫開始 水位	位 置	種 別	観測機関
2	高津橋	土器川	古子川	-2.50	堤防天端	丸亀市 土器町西	テレメ ータ	中讃土木 事務所
20	馬指	大束川	東大束川	-1.40	〃	丸亀市 綾歌町栗熊東	〃	〃

・ 潮位観測所（番号は県の一連番号）

番号	潮位 観測所	港湾名	注意報基準 潮位	警報基準 潮位	位置（種別）	観測機関
3	丸亀港	丸亀港	2.0	2.3	港町（テレメータ）	中讃土木事務所

・ 震度観測点

震度観測点名称	震度観測点所在地	所 属
丸亀市大手町	丸亀市大手町 2-4-11 丸亀市役所敷地内	香川県
丸亀市綾歌町	丸亀市綾歌町栗熊西 1638 丸亀市綾歌市民総合センター敷地内	
丸亀市飯山町	丸亀市飯山町川原 1114-1 丸亀市飯山市民総合センター敷地内	
丸亀市新田町	丸亀市新田町 1-1（丸亀市総合運動公園内）	
		防災科学技術研究所

(2) 土砂災害と前兆現象の種類

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・斜面・がけ	・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目が見える ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がる
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴出す ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る。 ・斜面から水が噴出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じりだす	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・溪流内の火花		・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴 覚		・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
臭 覚		腐った土の臭いがする		

(3) 気象庁震度階級関連解説表（平成 21 年 3 月 31 日）

使用にあたっての留意事項

ア 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

イ 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

ウ 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

エ この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

オ この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

カ この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い建物	耐震性が低い建物
5 弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い建物	耐震性が低い建物
5 強		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ² や液状化 ³ が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ⁴ 。
7		

² 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

³ 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

⁴ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある ⁵ 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 ⁶ による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。 しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

⁵ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

⁶ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

5 消防水防関係

(1) 消防本部現勢

丸亀市消防本部
(令和3年4月1日現在)

ア 面積：111,80 k m²

イ 人口、世帯数の状況⁷(R3.4.1)

(ア) 人口：109,378人

(イ) 世帯数：45,814世帯

署所数	消防署数		2
	分署		1
消防職員	実員	消防正監	
		消防監	1
		消防司令長	5
		消防司令	28
		消防司令補	24
		消防士長	24
		消防副士長	21
		消防士	16
		その他職員	2
		総計	121
	条 例 定 数		122
装備車両等	普通消防ポンプ自動車B 1 以上		9
	水槽付消防ポンプ自動車		2
	はしご付消防ポンプ自動車		
	はしご付消防自動車		1
	屈折はしご付消防ポンプ自動車		
	大型高所放水車		
	泡原液搬送車		1
	化学消防自動車		1
	救急自動車		6
	救助工作車		2
	資機材搬送車		2
	ホース搬送車		1
	指令車		2
	広報車		3
	原調車		2
	排煙・高発泡車		
	水槽車		1
	小型動力ポンプ		
	その他の車両		5
	小 計		38

⁷ 人口、世帯数は丸亀市が発表している常住人口、世帯数です。。

(2) 消防団現勢

丸亀市消防団

(令和3年4月1日現在)

分 団 数	消 防 団 員									普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	化学消防自動車	指揮車	計
	実 員								条 例 定 員						
	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計							
17	1	6	17	31	34	83	460	632	698	18		48			66

(3) 消防団分団区域表

分団名	屯所及び区域
第1分団	屯所：御供所町 2-18-12
	風袋町、瓦町、葭町、米屋町、松屋町、魚屋町、宗古町、西平山町、港町、通町の一部、一番丁、富士見町一～五丁目、土居町一丁目、土居町二丁目、土居町三丁目、城東町一丁目、城東町二丁目、城東町三丁目、御供所町一丁目、御供所町二丁目、北平山町一丁目、北平山町二丁目、大手町一丁目、大手町二丁目
第2分団	屯所：幸町 1-238-22
	通町の一部、富屋町、浜町、本町、福島町、新町、塩飽町、南条町、六番丁、七番丁、八番丁、九番丁、十番丁、城南町、津森町、西本町一丁目、西本町二丁目、幸町一丁目、幸町二丁目、城西町一丁目、城西町二丁目、中府町一～五丁目、大手町三丁目
第3分団	屯所：広島町江の浦 373-3
	広島町、手島町
第4分団	屯所：新浜町 2-803-7
	今津町、中津町の一部、昭和町、蓬莱町、新浜町一丁目、新浜町二丁目、前塩屋町一丁目、前塩屋町二丁目、塩屋町一～五丁目、天満町一丁目、天満町二丁目
第5分団	屯所：金倉町 1662-2
	金倉町、中津町の一部、新田町、田村町の一部
第6分団	屯所：山北町 202-3
	田村町の一部、山北町、柞原町、原田町、原田団地
第7分団	屯所：本島町泊 410
	本島町、牛島
第8分団	屯所：川西町北 145-6
	川西町北、川西町南
第9分団	屯所：土器町東 7-158
	土器町西一～八丁目、土器町東一～九丁目、土器町北一丁目、土器町北二丁目
第10分団	屯所：郡家町 798-4
	郡家町、三条町
第11分団	屯所：飯野町東分 2331-1
	飯野町東二、飯野町東分、飯野町西文
第12分団	屯所：垂水町 1345-6
	垂水町
第13分団	屯所：①綾歌町岡田上 893-3 ②綾歌町岡田下 518-1
	綾歌町岡田上、綾歌町岡田西、綾歌町岡田東、綾歌町岡田下
第14分団	屯所：綾歌町栗熊西 1634-1
	綾歌町栗熊東、綾歌町栗熊西

分団名	屯所及び区域
第 15 分団	屯所：綾歌町富熊 1000-2
	綾歌町富熊
第 16 分団	屯所：①飯山町川原 983-3 ②飯山町東坂元 923-2 ③飯山町東坂元 3470 ④飯山町西坂元 996-1, 997
	飯山町川原、飯山町東坂元、飯山町西坂元、飯山町真時
第 17 分団	屯所：①飯山町下法軍寺 711-1 ②飯山町上法軍寺 1167-5 ③飯山町東小川 1259-2
	飯山町下法軍寺、飯山町上法軍寺、飯山町東小川

(4) 消防水利の現況

(令和3年4月1日現在)

区 分		消火栓		防火水槽				小計	その他	小計	計
			水利基準適合 (内数)	100 m ³ 以上	60～ 100 m ³	40～60 m ³	20～40 m ³		プール		
水利	北署 管轄	2,117	1,898	0	15	88	0	103	14	14	2,234
	南署 管轄	652	379	0	17	106	10	133	7	7	792
計		2,769	2,277	0	32	194	10	236	21	21	3,026
耐震性	北署 管轄				14	2		16	0	0	16
	南署 管轄				12	31		43	0	0	43

(5) 消防通信施設の現況

(除く防災行政無線：令和3年4月1日現在)

無 線 (デジタル)								有 線			
固定局	基地局	移 動 局				受令機	合 計	消防機関にあるもの			
		車載	携帯	可搬	計			119	専用線	一般	合 計
0	3	37	24	7	68	0	71	12	5	52	69

(6) 市の管理する水防倉庫及び備蓄資材一覧 (令和3年4月1日現在)

番 号	名 称	備蓄資材内訳																	
		ビニール土のう	杭材六尺	十番鉄線	縄	トラロープ	ワイヤ	太ロープ	、 ビニールシー	スコップ	ツル	山鎌	鋸	掛矢	ジョウレン	羽口	クリツパ	シノ	とび口
		枚	本	巻	巻	巻	本	本	枚	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁
1	土器水防倉庫	5,200	10	3	100	0	3	1	1	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0
2	飯野 "	1,000	30	4	5	2	1	2	7	10	4	5	2	3	10	5	1	2	2
3	丸亀市水防センター	2,000	101	4	7	3	2	7	15	112	8	7	11	7	30	25	1	1	4
4	金倉水防倉庫	1,000	30	1	3	2	1	0	2	10	6	5	2	3	10	4	1	2	2
5	中津 "	1,500	26	1	0	2	1	1	2	10	3	6	2	3	10	5	1	2	2
6	本島 "	2,000	34	1	1	1	0	2	3	21	5	1	0	0	6	0	0	1	0
7	新在家 "	1,000	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3
8	広島 "	2,000	0	1	0	0	1	0	15	5	4	0	2	4	9	2	0	1	2
計		21,40	23	15	11	10	9	13	46	17	30	24	19	21	85	41	4	9	12

(管理者：市長公室 危機管理課)

(7) 水防倉庫以外の備蓄資材 (令和3年4月1日現在)

ア 消防本部及び分団

備蓄資材名	北署	南署	丸亀分団	綾歌分団	飯山分団	総計
背負式消火水のう	75	34	87			196 個
山鎌	18	6	184			208 丁
鋸	29	11	40			80 丁
ナタ	32	7	7			46 丁
スコップ	92	24	341			457 丁
携帯用水槽	9	8	15			32 個
チェンソー	10	9	31			50 丁

イ 漁協防災倉庫での備蓄状況

備蓄資材名	備 蓄 場 所			
	丸亀市 漁協防災倉庫	本島 漁協防災倉庫	本島(広島) 漁協防災倉庫	本島(小手島) 漁協防災倉庫
オイルフェンス カイラー KF-3B 型	280m	500m	520m	600m
オイルフェンスカッパ D型	1,000m	2,000m ⁸	600m	620m
イカリ 片爪 15kg	10 丁	20 丁 ⁹	6 丁	6 丁
ロープ クレモナ 9m/m	200m	200m	100m	100m
噴射ポンプ トーハツ VEJ 2型 10HP	1 台	2 台 ¹⁰	1 台	1 台
中和剤：ネオス	138 缶			
シーグリーン			87 缶	87 缶
カムレンガモザール (18L缶)		236 缶		
吸着マット	11,900 枚	12,600 枚	11,200 枚	16,300 枚

⁸ 1000m は漁協分

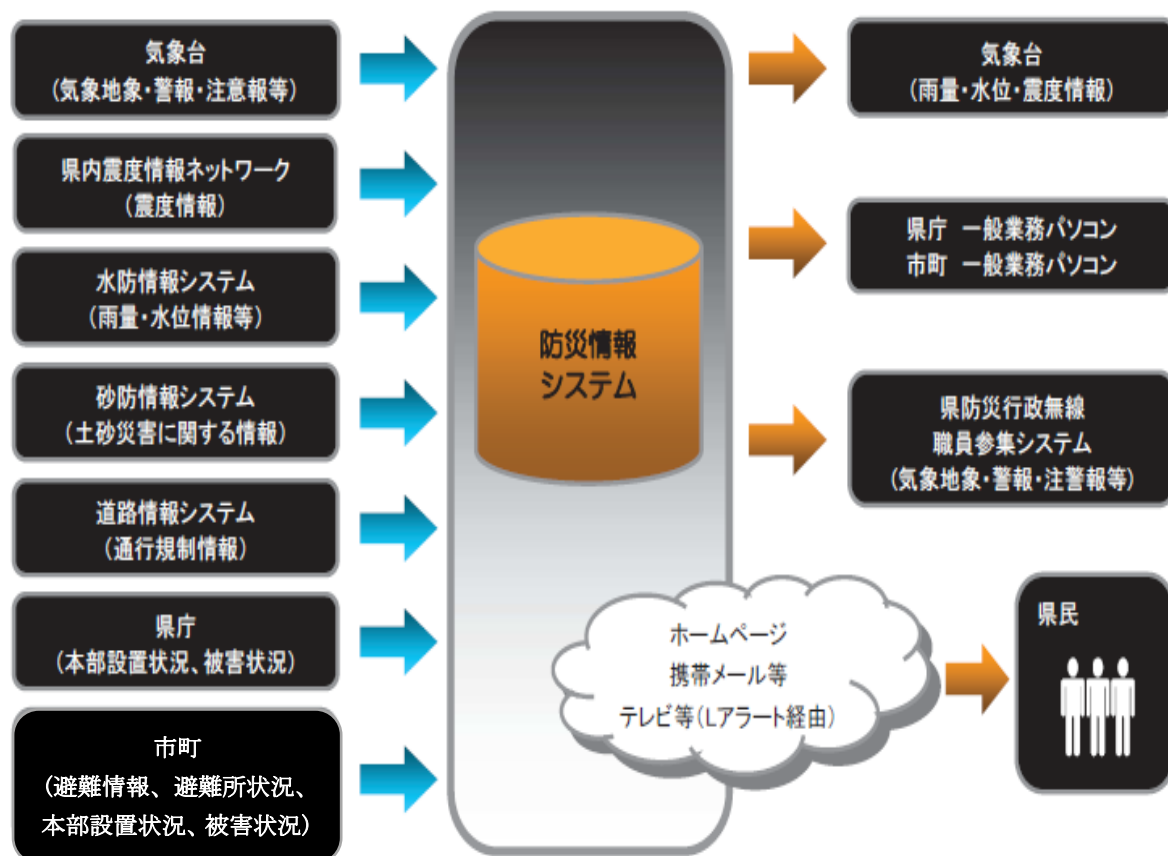
⁹ 10 丁は漁協分

¹⁰ 1 台は漁協分

6 通信施設関係

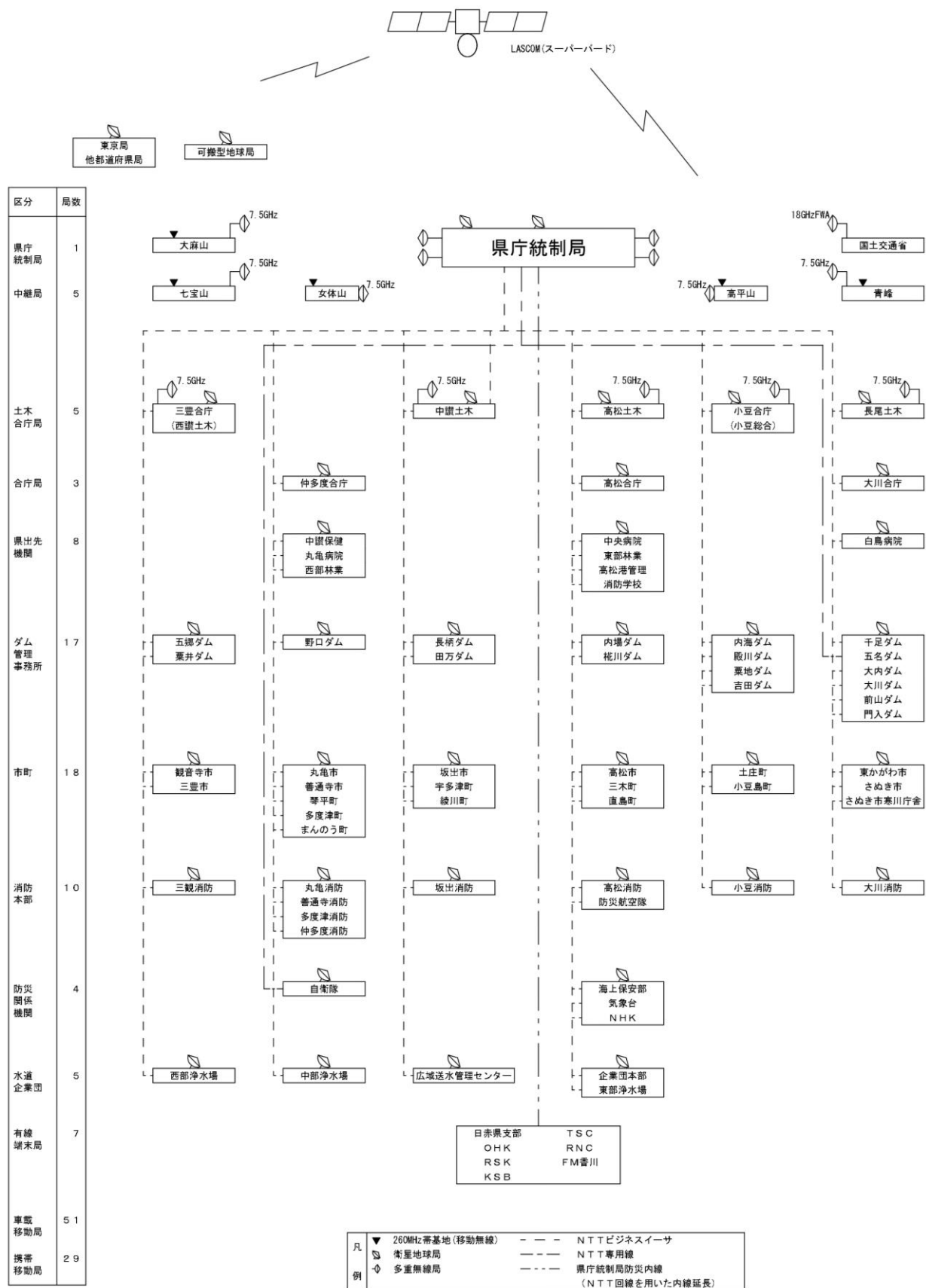
(1) 香川県防災情報システム

香川県防災情報システム概念図

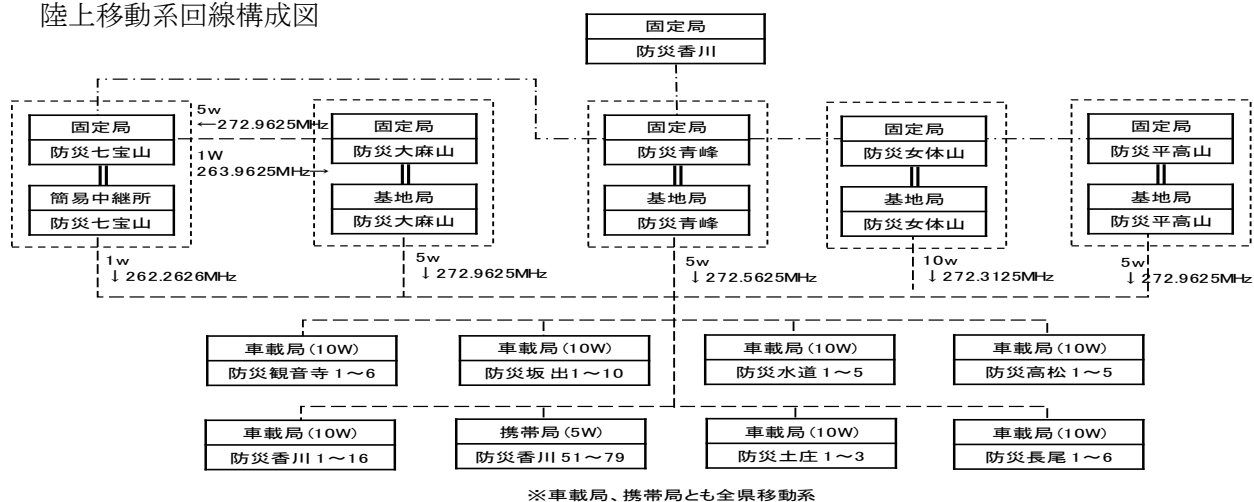


(2) 香川県防災行政無線施設

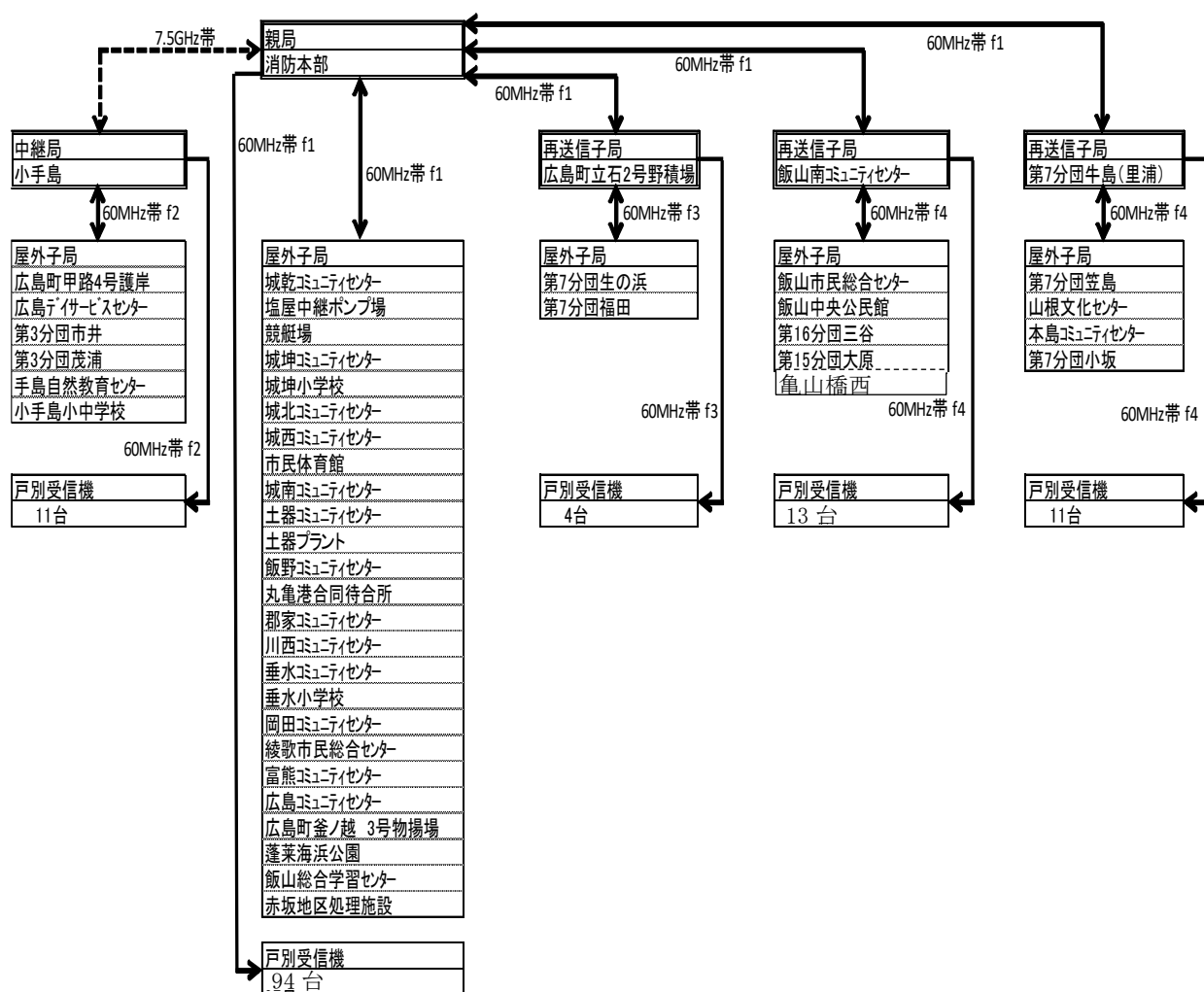
香川県防災行政無線システム回線構成図



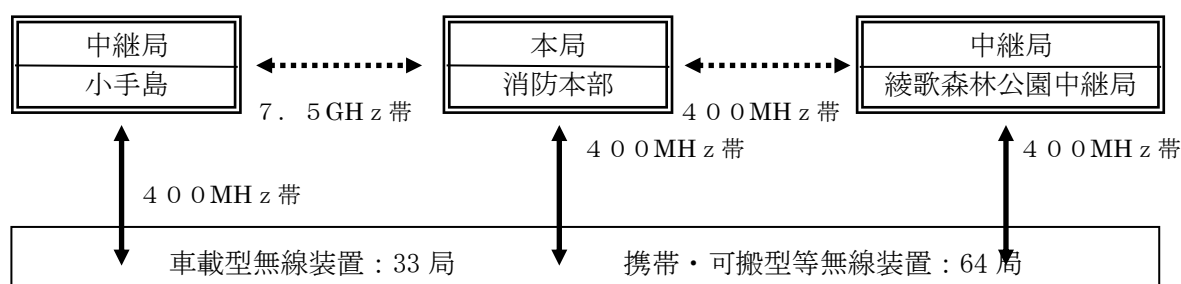
陸上移動系回線構成図



ア 市の防災行政（同報系）回線構成図（R3.3 現在）



イ 防災行政無線（移動系）回線構成図（R3.3 現在）



★ 配置一覧表

R3.3 現在

区 分		呼出符号	出力(W)				合計 (台)
			10W		5W		
			車 載 型	可 搬 型	車 載 型	携 帯 型	
本庁市役所		ぼうさいまるがめし 1～7 8	7		1		7 1
消防本部危機管理課		ぼうさいまるがめし 100～106				7	7
綾歌市民総合センター		ぼうさいまるがめし 10～11 12	2		1		2 1
		ぼうさいまるがめしあやうた 1		1			1
		ぼうさいまるがめし 200～201				2	2
飯山市民総合センター		ぼうさいまるがめし 13～ 14 15	2		1		2 1
		ぼうさいまるがめしほんざん 1		1			1
		ぼうさいまるがめし 300～301				2	2
本島コミュニティセンター		ぼうさいまるがめし 20			1		1
		ぼうさいまるがめしほんじま 1		1			1
広島コミュニティセンター		ぼうさいまるがめし 9			1		1
		ぼうさいまるがめしひろしま 1		1			1
丸亀市消防南消防署		ぼうさいまるがめしみなみ 1		1			1
消防屯所第 1 分団	御供所	ぼうさいまるがめし 50	1				1
	西平山	ぼうさいまるがめし 500				1	1
消防屯所第 2 分団	幸	ぼうさいまるがめし 51	1				1
	中府	ぼうさいまるがめし 501				1	1
消防屯所第 3 分団	江ノ浦	ぼうさいまるがめし 52	1				1
	立石	ぼうさいまるがめし 502				1	1
	釜の越	ぼうさいまるがめし 503				1	1
	甲路	ぼうさいまるがめし 504				1	1
	青木	ぼうさいまるがめし 505				1	1
	市井	ぼうさいまるがめし 506				1	1
	茂浦	ぼうさいまるがめし 507				1	1
	小手島	ぼうさいまるがめし 508				1	1
手島	ぼうさいまるがめし 509				1	1	
消防屯所第 4 分団	塩屋	ぼうさいまるがめし 53	1				1
消防屯所第 5 分団	金倉	ぼうさいまるがめし 54	1				1
消防屯所第 6 分団	山北	ぼうさいまるがめし 55	1				1
	山北	ぼうさいまるがめし 510				1	1
	田村	ぼうさいまるがめし 511				1	1
	原田	ぼうさいまるがめし 512				1	1
消防屯所第 7 分団	泊	ぼうさいまるがめし 56	1				1
	笠島	ぼうさいまるがめし 513				1	1
	宮ノ浜	ぼうさいまるがめし 514				1	1
	小阪	ぼうさいまるがめし 515				1	1
	生ノ浜	ぼうさいまるがめし 516				1	1
	福田	ぼうさいまるがめし 517				1	1
	牛島(里浦)	ぼうさいまるがめし 518				1	1
消防屯所第 8 分団	西ノ庄	ぼうさいまるがめし 57	1				1
	西ノ庄	ぼうさいまるがめし 519				1	1
	山ノ側	ぼうさいまるがめし 520				1	1

消防屯所第 8 分団	中北	ぼうさいまるがめし	521				1	1
消防屯所第 9 分団	高津	ぼうさいまるがめし	58	1				1
	川古	ぼうさいまるがめし	522				1	1
	西村	ぼうさいまるがめし	523				1	1
	山辺	ぼうさいまるがめし	524				1	1
消防屯所第 10 分団	地頭	ぼうさいまるがめし	59	1				1
	黒島	ぼうさいまるがめし	525				1	1
	宮	ぼうさいまるがめし	526				1	1
	辻	ぼうさいまるがめし	527				1	1
消防屯所第 11 分団	池ノ下	ぼうさいまるがめし	60	1				1
	吉岡	ぼうさいまるがめし	528				1	1
	広定	ぼうさいまるがめし	529				1	1
	板屋	ぼうさいまるがめし	530				1	1
消防屯所第 12 分団	馬場	ぼうさいまるがめし	61	1				1
	田井	ぼうさいまるがめし	531				1	1
	金竹	ぼうさいまるがめし	532				1	1
	中ノ代	ぼうさいまるがめし	533				1	1
消防屯所第 13 分団	赤坂	ぼうさいまるがめし	62	1				1
	岡田中央	ぼうさいまるがめし	534				1	1
	西村	ぼうさいまるがめし	535				1	1
	一本木	ぼうさいまるがめし	536				1	1
	津森	ぼうさいまるがめし	537				1	1
消防屯所第 14 分団	鳥田	ぼうさいまるがめし	63	1				1
	馬指	ぼうさいまるがめし	538				1	1
	木山	ぼうさいまるがめし	539				1	1
消防屯所第 15 分団	東沖	ぼうさいまるがめし	64	1				1
	中央	ぼうさいまるがめし	540				1	1
	大原	ぼうさいまるがめし	541				1	1
	奥川内	ぼうさいまるがめし	542				1	1
消防屯所第 16 分団	川原	ぼうさいまるがめし	65	1				1
	三谷	ぼうさいまるがめし	543				1	1
	久米氏	ぼうさいまるがめし	544				1	1
	西坂元	ぼうさいまるがめし	545				1	1
消防屯所第 17 分団	島田	ぼうさいまるがめし	66	1				1
	東小川	ぼうさいまるがめし	546				1	1
	上法軍寺	ぼうさいまるがめし	547				1	1
合 計(台)				28	5	5	59	97

★ 機種別状況 (R3.3 現在)

出 力	型 式	数 量	備 考
10W	車載型	28	
	可搬型	5	
5W	車載型	5	
	携帯型	59	
総 計		97	

★ 防災無線取付車両（本庁市役所） R3.3 現在

No	取 付 車 両				呼 出 符 号
1	軽 箱	21 号車	香川 480 さ	7793	ぼうさいまるがめし 1
2	軽 箱	64 号車	香川 480 こ	4922	ぼうさいまるがめし 2
3	軽 箱	71 号車	香川 480 こ	2035	ぼうさいまるがめし 3
4	普通バン	65 号車	香川 400 た	8580	ぼうさいまるがめし 4
5	軽 箱	72 号車	香川 480 す	602	ぼうさいまるがめし 5
6	普通バン	60 号車	香川 400 た	7919	ぼうさいまるがめし 6
7	軽 箱	70 号車	香川 480 す	601	ぼうさいまるがめし 7
8	軽 箱	道路パト	香川 41 う	3473	ぼうさいまるがめし 8
9	普通バン	68 号車	香川 400 せ	5127	ぼうさいまるがめし 9

エ 戸別受信機の設置場所

(ア) 全体状況（設置数 130＋予備数 24）

(R5.3 現在)

設置 番号	地 区	設置箇所	施設種類	タイ プ	グ ル ー プ 土 砂 災 害	高 潮	津 波	備 考
0		災対本部（モニター用）	災対本部	B				
1	城 乾	城乾小学校	避難所	B		○	○	
45		城乾こども園	避難所	B				
93		厚仁病院	要配慮者施設	D				救護病院
113		丸亀おのクリニック	要配慮者施設	D		○	○	
119		グループホームなぎさ	要配慮者施設	D		○	○	
126		知的 GH さくらんぼ・やまもも	要配慮者施設	D		○	○	
155		商店街 （通町・本町・浜町）	商店街	D		○		拡声器に接続
2	城 坤	城坤小学校	避難所	B		○	○	
25		丸亀市総合運動公園	避難所	B				
28		しおや保育所	避難所	B		○	○	
31		金倉保育所	避難所	B				
32		旧塩屋北保育所	避難所	B		○	○	
47		城坤幼稚園	避難所	B				
104		今津荘	要支援者施設	D				
115		香川クリニック	要支援者施設	D		○	○	
146		なでしこ垂水	要支援者施設	D				
148		グループホーム椿	要支援者施設	D				
151		セントケア丸亀城坤	要支援者施設	D		○		
3	城 北	城北小学校	避難所	B		○	○	
17		東中学校	避難所	B				
29		城北こども園	避難所	B		○	○	
30		土居保育所	避難所	B		○	○	
46		旧城北幼稚園		B		○	○	
88		香川労災病院	要配慮者施設	D		○		救護病院
89		香川県丸亀病院	要配慮者施設	D		○		救護病院
96		丸亀林病院	要配慮者施設	D		○	○	救護病院
98		吉田病院	要配慮者施設	D		○		救護病院
149		グループホームこうじん	要配慮者施設	D				
4	城 西	城西小学校	避難所	B				
18		西中学校	避難所	B				
90		丸亀医療センター	要配慮者施設	D				救護病院
94		篠原記念病院	要配慮者施設	D		○		救護病院
95		中山病院	要配慮者施設	D				救護病院
120		グループホーム城下町	要配慮者施設	D		○		

設置 番号	地 区	設置箇所	施設種類	タイプ	土砂災害 グループ	高 潮	津 波	備 考
155		商店街 (とみや町・本町・浜町)	商店街	D		○		拡声器に接続 (城乾地区の商店街分と同一機器)
5	城南	城南小学校	避難所	B				
33		城南保育所	避難所	B				
34		はらだこども園	避難所	B				
92		岸川脳神経外科病院	要配慮者施設	D				
111		福寿荘	要配慮者施設	D				
147		亀山学園	要配慮者施設	D				
6	土器	城東小学校	避難所	B				
35		青ノ山保育所	避難所	B	5			
48		城東幼稚園	避難所	B				
56		二軒茶屋総合センター	避難所	B		○	○	
61		クリントピア丸亀	避難所	B		○		
99		はなみずき土器町	要配慮者施設	D		○	○	
105		青の山荘	要配慮者施設	D	5			
121		グループホームどき	要配慮者施設	D				
122		グループホームほのぼの	要配慮者施設	D		○		
7	川西	城辰小学校	避難所	B				
38		城辰保育所	避難所	B				
49		城辰幼稚園	避難所	B				
55		金山文化センター	避難所	B				
62		土器川体育センター	避難所	B				
125		ネムの木	要配慮者施設	D				
127		萬象園	要配慮者施設	D				
9	郡家	郡家小学校	避難所	B				
19		南中学校	避難所	B				
50		郡家こども園	避難所	B				
91		岩本病院	要配慮者施設	D				救護病院
153		きらめき郡家	要配慮者施設	D				
10	飯野	飯野小学校	避難所	B				
36		飯野こども園	避難所	B				
150		珠光園及び珠光園うらら	要配慮者施設	D				
11	水垂	垂水小学校	避難所	B				
37		垂水こども園	避難所	B				
107		シャローム	要配慮者施設	D				
12	栗熊	栗熊小学校	避難所	B				
22		綾歌中学校	避難所	B				
41		栗熊保育所	避難所	B				
59		綾歌保健福祉センター	避難所	B				
67		綾歌総合文化会館	避難所	B				
124		華	要配慮者施設	D				
132		綾歌市民総合センター		B				
128		丸亀さんさん荘	要配慮者施設	D				
13	富熊	富熊小学校	避難所	B				
42		富熊保育所	避難所	B				
68		富熊コミュニティ分館	避難所	B				
87		富士見坂団地	自治会館	D				拡声器に接続
14	岡田	岡田小学校	避難所	B				
40		岡田保育所	避難所	B				
52		あやうたこども園	避難所	B				
109		瀬戸荘	要配慮者施設	D				
152		綾歌の太陽	要配慮者施設	D				

設置 番号	地 区	設置箇所	施設種類	タイ プ	土 砂 グ ル ー プ 災 害	高 潮	津 波	備 考
15	飯山南	飯山南小学校	避難所	B				
43		飯山南保育所	避難所	B				
57		東小川児童センター	避難所	D				拡声器に接続
60		飯山総合保健福祉センター	避難所	B				
103		紅山荘	要配慮者施設	D				
110		桃源苑	要配慮者施設	D				
16	飯山北	飯山北小学校	避難所	B				
23		飯山中学校	避難所	B				
26		飯山総合運動公園	避難所	B				
44		飯山北第一保育所	避難所	B				
54		飯山こども園	避難所	B				
69		飯山総合学習センター	避難所	B				
117		グループホーム桃の木	要配慮者施設	D				
129		香川県ふじみ園	要配慮者施設	D				
144		飯山市民総合センター		B				
154		三谷団地	自治会館	D				拡声器に接続
8	本島	本島小中学校	避難所	B	3	○		
20		旧本島中学校	避難所	B	3			
		本島保育所		B	3			幼稚園と同じ場所の 為、設置省略
51		本島幼稚園	避難所	B	3			
58		山根児童館	避難所	B				
63		本島西地区集会場	避難所	B	3			
64		牛島集会所	避難所	B	3			
70		本島診療所	診療所	B				
80		泊	消防屯所	B	3			
81		泊（宮ノ浜）	消防器具置場	B		○	○	
82		小阪	消防器具置場	B	3	○	○	
83		福田	消防器具置場	B		○		
84		牛島（里浦）	消防器具置場	B				
85		生の浜	消防器具置場	B		○	○	
86		笠島	消防器具置場	B	3	○	○	
21	広島	広島コミュニティセンター	避難所	B	2	○	○	
24		小手島小中学校	避難所	B	2			
65		手島自然教育センター	避難所	B	1			
66		手島集会場	避難所	B	1	○	○	
71		江の浦	消防屯所	B	2	○	○	
72		立石	消防器具置場	B		○	○	
73		釜の越	消防器具置場	B	2	○	○	
74		甲路	消防器具置場	B	2	○	○	
75		青木	消防器具置場	B	2			
76		市井	消防器具置場	B	2	○	○	
77		茂浦	消防器具置場	B	2			
78		小手島	消防器具置場	B	1	○	○	
79		手島町	消防器具置場	B	1			
131		広島デイサービスセンター	要配慮者施設	D	2	○	○	
142		広島診療所	診療所	B	2			

B タイプとは、放送録音履歴が確認できるもの

D タイプとは、B タイプの機能に加え、外部制御用端子を持つもので、館内放送が可能になるもの

(イ) 予備の状況

23 台 消防本部 5 階無線室保管中 (R3.3 現在)

オ 屋外子局の配置 (総数：46 局)

(ア) 方面隊、分団別のグループ構成

(R3.3 現在)

消防団区分		設置番号	個別 ID	屋外子局名	戸別受信機 設置場所番号					
本 部										
第 1 方面隊	第 1 分団	0	1000	消防本部						
		3	1003	競艇場						
		6	1006	城北コミュニティセンター						
	第 2 分団	1	1001	城乾コミュニティセンター						
		13	1013	丸亀港合同待合所						
	第 4 分団	2	1002	塩屋ポンプ場						
		42	1036	蓬萊海浜公園 ※1						
	第 5 分団	4	1004	城坤コミュニティセンター						
		5	1005	城坤小学校						
		8	1008	市民体育館						
第 2 方面隊	第 6 分団	7	1007	城西コミュニティセンター						
		9	1009	城南コミュニティセンター						
	第 9 分団	10	1010	土器コミュニティセンター						
		11	1011	土器プラント						
	第 1 1 分団	12	1012	飯野コミュニティセンター						
第 3 方面隊	第 8 分団	15	1015	川西コミュニティセンター						
	第 1 0 分団	14	1014	郡家コミュニティセンター						
	第 1 2 分団	16	1016	垂水コミュニティセンター						
		17	1017	垂水小学校						
第 4 方面隊	第 3 分団広島	26	1026	3 分団立石	71 77	72	73	74	75	76
		27	1027	広島コミュニティセンター						
		28	1028	3 分団釜ノ越						
		29	1501	3 分団甲路						
		30	1502	広島サービスセンター						
		31	1503	3 分団市井						
		32	1504	3 分団茂浦						
	第 3 分団手島	33	1505	手島自然教育センター	78					
	第 3 分団小手島	34	1506	小手島小中学校	79					
	第 7 分団本島	35	1029	7 分団笠島	80	81	82	83	85	86
		36	1030	山根文化センター						
		37	1031	本島コミュニティセンター						
		38	1032	7 分団小坂						
		39	1033	7 分団生の浜						
		40	1034	7 分団福田						
	第 7 分団牛島	41	1035	7 分団牛島	84					
第 5 方面隊	第 1 3 分団	22	1022	岡田コミュニティセンター						
		44	1038	赤坂地区処理施設 ※1						
	第 1 4 分団	23	1023	綾歌市民総合センター						
	第 1 5 分団	24	1024	富熊コミュニティセンター						
		25	1025	1 5 分団大原						
第 6 方面隊	第 1 6 分団	19	1019	飯山市民総合センター						
		20	1020	飯山中央公民館						
		21	1021	1 6 分団三谷						
		43	1037	飯山総合学習センター ※1						
		45	1039	亀山橋西 ※2						
	第 1 7 分団	18	1018	飯山南コミュニティセンター						

消防団区分	設置番号	個別 ID	屋外子局名	戸別受信機 設置場所番号					
小手島中継配下	29	1501	3 分団甲路	78					
	30	1502	広島ディサービスセンター						
	31	1503	3 分団市井						
	32	1504	3 分団茂浦						
	33	1505	手島自然教育センター						
	34	1506	小手島小中学校	79					

※1 平成 24 年度より 3 局追加 (H23 年度工事)

※2 令和 2 年度より 1 局追加 (R1 年度工事)

(イ) 地区別によるグループ構成

(R3.3 現在)

地区名 (グループ I D)	設置 番号	屋外子局名	戸別受信機 設置場所番号					
城北 (4001)	3	競艇場	3	17	29	30	46	
	6	城北コミュニティセンター	88	89	96	98	149	
城西 (4002)	0	消防本部	4	18		90	94	95
			120	155				
城乾 (4003)	1	城乾コミュニティセンター	1	45	93	113	119	126
	13	丸亀港合同待合所	155					
	42	蓬萊海浜公園						
城坤 (4004)	2	塩屋ポンプ場	2	25	28	31	32	47
	4	城坤コミュニティセンター	104	115	146	148	151	
	5	城坤小学校						
	8	市民体育館						
城南 (4005)	7	城西コミュニティセンター	5	33	34	92	111	147
	9	城南コミュニティセンター						
土器 (4006)	10	土器コミュニティセンター	6	35	48	61	99	105
	11	土器プラント	121	122	56			
飯野 (4007)	12	飯野コミュニティセンター	10	36	106	150		
川西 (4008)	15	川西コミュニティセンター	7	38	49	55	62	125
			127					
郡家 (4009)	14	郡家コミュニティセンター	9	19	50	91	153	
垂水 (4010)	16	垂水コミュニティセンター	11	37	107			
	17	垂水小学校						
本島 (4011)	35	7 分団笠島	8	20	51	58	63	64
	36	山根文化センター	70	80	81	82	83	84
	37	本島コミュニティセンター	85	86				
	38	7 分団小坂						
	39	7 分団生の浜						
	40	7 分団福田						
	41	7 分団牛島						
広島 (4012)	26	3 分団立石	21	24	65	66	71	72
	27	広島コミュニティセンター	73	74	75	76	77	78
	28	3 分団釜ノ越	79	131	142			
	29	3 分団甲路						
	30	広島ディサービスセンター						
	31	3 分団市井						
	32	3 分団茂浦						
	33	手島自然教育センター						
	34	小手島小中学校						

地区名 (グループID)	設置 番号	屋外子局名	戸別受信機 設置場所番号					
岡田 (4013)	22	岡田コミュニティセンター	14	40	52	109	152	
	44	赤坂地区処理施設						
栗熊 (4014)	23	綾歌市民総合センター	12	22	41	59	67	124
			132	128				
富熊 (4015)	24	富熊コミュニティセンター	13	42	68	87		
	25	第15分団大原						
飯山南 (4016)	18	飯山南コミュニティセンター	15	43		57	60	103
			110					
飯山北 (4017)	19	飯山市民総合センター	16	23	26	44	54	69
	20	飯山中央公民館	117	129	144	154		
	21	16分団三谷						
	43	飯山総合学習センター						
	45	亀山橋西						
小手島 中継配下 (4018)	29	3分団甲路						
	30	広島ディサービスセンター						
	31	3分団市井						
	32	3分団茂浦						
	33	手島自然教育センター						
	34	小手島小中学校						

カ 災害区分によるグループ構成 (R3.3 現在)

(ア) 高潮一括

屋外＋戸別 → グループID：5001

屋外のみ → グループID：5101

戸別のみ → グループID：5201

屋外子局			戸別受信機設置場所
設置番号	個別ID	局名	
0	1000	消防本部	○陸地部 (24箇所) 城乾小学校、城坤小学校、城北小学校、 しおや保育所、城北こども園、土居保育所、 旧塩屋北保育所、旧城北幼稚園、二軒茶屋総合 センター、クリントピア丸亀、香川労災病院、 香川県丸亀病院、篠原記念病院、丸亀林病院、 吉田病院、はなみずき土器町、丸亀おのクリニ ック、香川クリニック、グループホームなぎ さ、グループホーム城下町、グループホームほ のぼの、知的GHさくらんぼ・やまもも、セント ケア丸亀城坤、商店街 (通町・とみや町・本 町・浜町)
1	1001	城乾コミュニティセンター	
2	1002	塩屋ポンプ場	
3	1003	競艇場	
6	1006	城北コミュニティセンター	
13	1013	丸亀港合同待合所	
42	1036	蓬萊海浜公園	
26	1026	3分団立石	
27	1027	広島コミュニティセンター	
28	1028	3分団釜ノ越	
29	1501	3分団甲路	
30	1502	広島ディサービスセンター	
31	1503	3分団市井	
32	1504	3分団茂浦	
33	1505	手島自然教育センター	○島しょ部 (本島校区：6 箇所) 本島小中学校、泊 (宮ノ浜)、小阪、福田、生の 浜、笠島
34	1506	小手島小中学校	
35	1029	7分団笠島	○島しょ部 (広島校区：9 箇所) 広島コミュニティセンター、手島集会場、 江の浦 (屯所)、立石、釜の越、甲路、市井、 小手島、広島ディサービスセンター
36	1030	山根文化センター	
37	1031	本島コミュニティセンター	
38	1032	7分団小坂	
39	1033	7分団生の浜	
40	1034	7分団福田	
41	1035	7分団牛島	

(イ) 津波一括

屋外＋戸別 → グループID：5002

屋外のみ → グループ ID : 5102
戸別のみ → グループ ID : 5202

屋外子局			戸別受信機設置場所
設置番号	個別ID	局名	
0	1000	消防本部	市内（15 箇所） 城乾小学校、城坤小学校、城北小学校、し おや保育所、城北こども園、土居保育所、 旧塩屋北保育所、旧城北幼稚園、二軒茶屋 総合センター、丸亀林病院、はなみずき土 器町、丸亀おのクリニック、香川クリニッ ク、グループホームなぎさ、知的GHさくら んぼ・やまもも
1	1001	城乾コミュニティセンター	
2	1002	塩屋ポンプ場	
3	1003	競艇場	
6	1006	城北コミュニティセンター	
13	1013	丸亀港合同待合所	
42	1036	蓬萊海浜公園	
26	1026	3 分団立石	
27	1027	広島コミュニティセンター	
28	1028	3 分団釜ノ越	
29	1501	3 分団甲路	
30	1502	広島デイサービスセンター	
31	1503	3 分団市井	
32	1504	3 分団茂浦	
33	1505	手島自然教育センター	
34	1506	小手島小中学校	本島（4 箇所） 泊（宮ノ浜）、小阪、生の浜、笠島
35	1029	7 分団笠島	
36	1030	山根文化センター	広島（8 箇所） 広島コミュニティセンター、江の浦（屯 所）、立石、釜の越、甲路、市井、小手島、 広島デイサービスセンター
37	1031	本島コミュニティセンター	
38	1032	7 分団小坂	
39	1033	7 分団生の浜	
40	1034	7 分団福田	
41	1035	7 分団牛島	

(ウ) 土砂災害

- ・ 土砂災害 1 : 手島グループ

屋外+戸別 → グループ ID : 5003
屋外のみ → グループ ID : 5103
戸別のみ → グループ ID : 5203

屋外子局			戸別受信機設置場所
設置番号	個別ID	局名	
33	1505	手島自然教育センター	手島自然教育センター、手島集会場、 小手島、手島町 （4箇所）
34	1506	小手島小中学校	

- ・ 土砂災害 2 : 広島グループ

屋外+戸別 → グループ ID : 5004
屋外のみ → グループ ID : 5104
戸別のみ → グループ ID : 5204

屋外子局			戸別受信機設置場所
設置番号	個別ID	局名	
26	1026	3 分団立石	広島コミュニティセンター、小手島小中学校、 江の浦（屯所）、釜の越、甲路、青木、市井、 茂浦、広島デイサービスセンター、広島診療 所 (10箇所)
27	1027	広島コミュニティセンター	
28	1028	3 分団釜ノ越	
29	1501	3 分団甲路	
30	1502	広島デイサービスセンター	
31	1503	3 分団市井	
32	1504	3 分団茂浦	

- ・ 土砂災害 3 : 本島グループ

屋外+戸別 → グループ ID : 5005

屋外のみ → グループ ID : 5105
戸別のみ → グループ ID : 5205

屋外子局			戸別受信機設置場所
設置番号	個別ID	局名	
35	1029	7 分団笠島	本島小中学校、旧本島中学校、本島幼稚園、 本島西地区集会場、牛島集会所、泊（屯所）、 小阪、笠島 (8箇所)
36	1030	山根文化センター	
37	1031	本島コミュニティセンター	
38	1032	7 分団小坂	
39	1033	7 分団生の浜	
40	1034	7 分団福田	
41	1035	7 分団牛島	

- ・ 土砂災害 5 : 青の山、飯野山グループ
屋外＋戸別 → グループ ID : 5006
屋外のみ → グループ ID : 5106
戸別のみ → グループ ID : 5206

屋外子局			戸別受信機設置場所
設置番号	個別ID	局名	
43	1037	飯山総合学習センター	青ノ山保育所、青の山荘、珠光園（3箇所）
45	1039	亀山橋西	

- ・ 土砂災害 6 : 三谷・大原グループ
屋外＋戸別 → グループ ID : 5007
屋外のみ → グループ ID : 5107
戸別のみ → グループ ID : 5207

屋外子局			戸別受信機設置場所
設置番号	個別ID	局名	
21	1021	1 6 分団三谷	三谷団地（1箇所）
25	1025	1 5 分団大原	

- ・ 土砂災害 7 : 岡田グループ
屋外＋戸別 → グループ ID : 5008
屋外のみ → グループ ID : 5108
戸別のみ → グループ ID : 5208

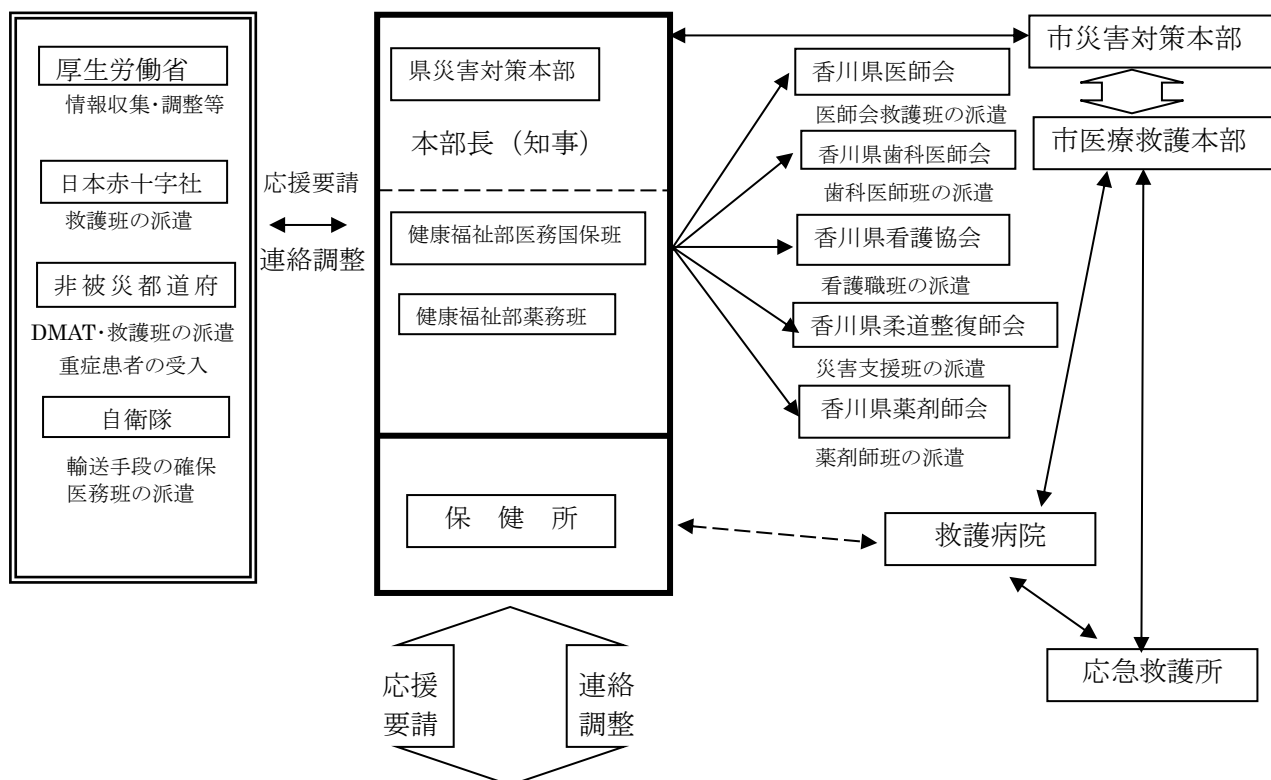
屋外子局			戸別受信機設置場所
設置番号	個別ID	局名	
22	1022	岡田コミュニティセンター	なし
44	1038	赤坂地区処理施設	

- ・ 土砂災害 8 : 綾歌グループ
屋外＋戸別 → グループ ID : 5009
屋外のみ → グループ ID : 5109
戸別のみ → グループ ID : 5209

屋外子局			戸別受信機設置場所
設置番号	個別ID	局名	
23	1023	綾歌市民総合センター	なし

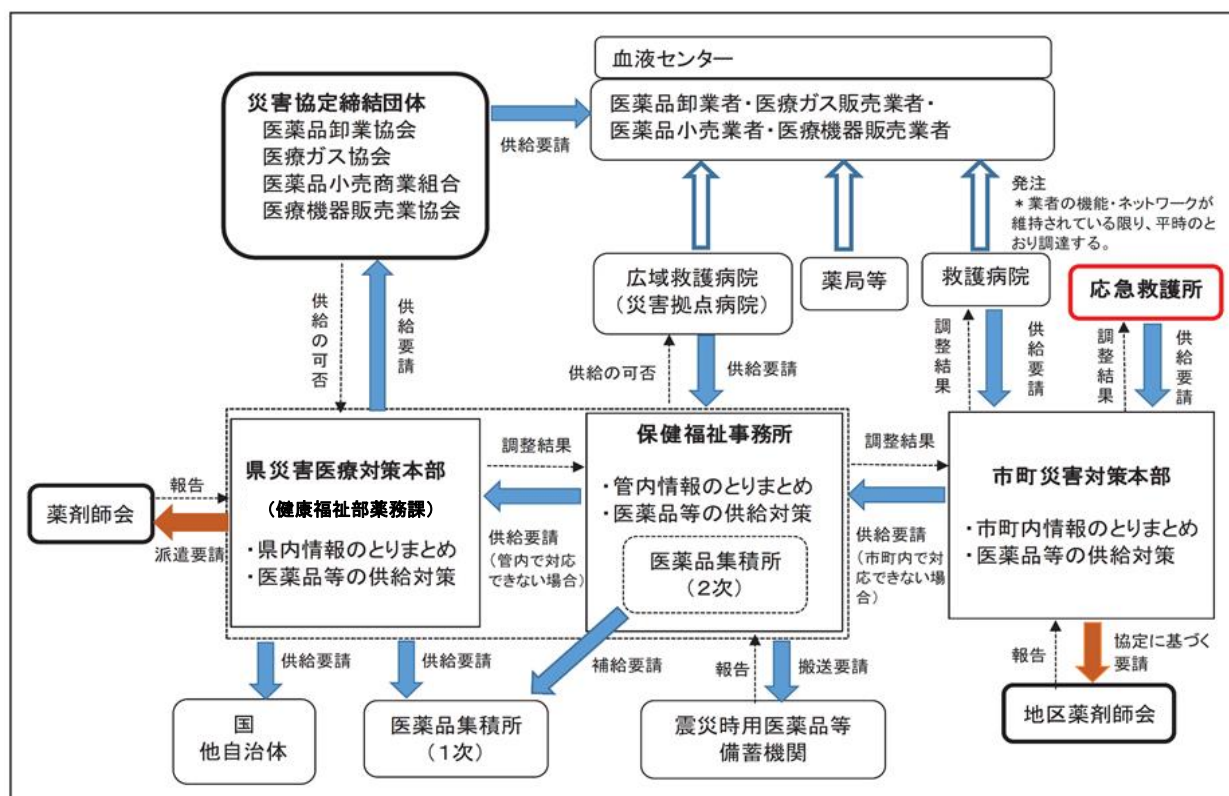
7 医療救護関係

(1) 大災害時の医療救護体制



日本赤十字社 香川県支部	DMAT 指定病院	災害拠点病院	広域救護病院
(救護班)	(DMAT チーム)	(広域医療救護班)	(広域医療救護班)

(2) 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図



(3) 救護病院一覧表

番号	医療機関名	所 在 地	電話番号
1	香川労災病院	城東町三丁目 3-1	23-3111
2	香川県立丸亀病院	土器町東九丁目 291	22-2131
3	まるがめ医療センター	津森町 219	23-5555
4	岩本病院	郡家町 2486-5	28-6311
5	厚仁病院	通町 133	23-2525
6	中山病院	城西町二丁目 1-3	23-0231
7	丸亀林病院	風袋町 177-1	22-8181
8	人工透析センター宮野病院	今津町 19-1	22-3171
9	吉田病院	宗古町 5	22-8101

8 保健・衛生関係

(1) 精神科医療機関

【医療機関】 18施設

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
香川大学医学部 付属病院	761-0701	木田郡三木町池戸 1750-1	087-898-5111
香川県立丸亀病院	763-8518	丸亀市土器町東 9-291	0877-22-2131
高松市民病院	760-0005	高松市宮脇町 2-36-1	087-834-2181
三豊市立永康病院	769-1101	三豊市詫間町詫間 1381	0875-83-3001
三豊市立西香川病院	767-0003	三豊市高瀬町比地中宇井ノ口 2986-3	0875-72-5121
大西病院	761-8056	高松市上天神町 336	087-866-1792
馬場病院	761-8031	高松市郷東町 580	087-881-4375
三船病院	763-0073	丸亀市柞原町 366	0877-23-2341
西紋病院	763-0052	丸亀市津森町 595	0877-22-5205
回生病院	762-0007	坂出市室町 3-5-28	0877-46-1011
五色台病院	762-0023	坂出市加茂町 963	0877-48-2700
赤沢病院	762-0024	坂出市府中町 325	0877-48-3200
清水病院	768-0040	観音寺市柞田町甲 1425-1	0875-25-3749
小豆島病院	761-4301	小豆郡小豆島町池田 2519-4	0879-75-0570
いわき病院	761-1402	高松市香南町由佐 113-1	087-879-3533
三光病院	761-0123	高松市牟礼町原 883-1	087-845-3301
しおかぜ病院	764-0021	仲多度郡多度津町堀江 4-3-19	0877-33-2545
橋本病院	768-0103	三豊市山本町財田西 902-1	0875-63-3311

【診療所】 25施設

診療所名	郵便番号	所在地	電話番号
海野医院	769-2601	東かがわ市三本松 260-3	0879-25-3438
アイクリニック	760-0050	高松市亀井町 8-1 千金丹ビル 6F	087-812-0550
泉クリニック	761-0113	高松市屋島西町 2490-1	087-841-8808
磯嶋クリニック	760-0054	高松市常磐町 2-3-6	087-862-5177
えのもとクリニック	760-0050	高松市亀井町 9-3	087-861-7100
五色台クリニック	760-0023	高松市寿町 1-1-6	087-822-2311
鷺岡クリニック	760-0056	高松市中新町 11-12-2F	087-833-2631
さくらメンタルクリニック	761-0104	高松市高松町 2412-10 カーサ・シェイロジウム 101 号	087-844-0231
全人クリニック	761-8058	高松市勅使町 62-4	087-867-1717
ほそかわクリニック	760-0017	高松市番町 1-2-19 安西ビル 2F	087-811-3252
みのクリニック	760-0052	高松市瓦町 2-7-16 ルレ第 3 ビル 4F	087-863-1155
メディカルカウンセリングルーム なかりクリニック	760-0050	高松市亀井町 3-8 Aポイントビル 4F	087-812-5556
屋島伊東クリニック	761-0104	高松市高松町 2552-2	087-844-3933
やまぐちクリニック	760-0018	高松市天神前 5-6 高松メディカルビル 5F	087-832-5611
やまもと医院	760-0018	高松市天神前 5-22	087-837-0707
よしまつクリニック	760-0021	高松市西の丸町 2-17 宮脇書店高松駅前ビル 2F	087-811-7333
竜雲メンタルクリニック	761-8075	高松市多肥下町二反地 466	087-840-0735
かまだメンタルクリニック	763-0023	丸亀市本町 3-105-1 丸亀フロントビル 4F	0877-58-0123
坂出メンタルクリニック	762-0032	坂出市駒止町 1-3-5 ライフスクエア坂出 3F	0877-45-7672
つばさクリニック	762-0001	坂出市川津町字東山 2459-1	0877-45-8886
中島クリニック	765-0003	善通寺市善通寺町 7-5-8	0877-63-5211
森クリニック	767-0031	三豊市三野町大見甲 3461	0875-72-1567
森岡メンタルクリニック	761-0612	木田郡三木町氷上 403-5	087-891-9877
ゆいメンタルクリニック	761-8071	高松市伏石町 37-1	087-897-7277
図子メンタルクリニック	769-2101	さぬき市志度 2383-1	087-870-2355

(2) 一般廃棄物処理施設

ごみ処理施設

名 称	設置主体	利用市町	処理能力 (t/日)	敷地面積 (m ²)	所 在 地	備考
クリントピア丸亀	中讃広域行政 事務組合	丸亀市 多度津町	260 (2 炉)	20, 199	丸亀市土器町北 一丁目 72-2	

し尿処理施設

名 称	設置主体	構成市町	処理能力 (kl/日)	敷地面積 (m ²)	所 在 地	備考
瀬戸グリーンセンタ ー	中讃広域行政 事務組合	丸亀市 善通寺市 琴平町 多度津町 まんのう町	174	15, 960	仲多度郡多度津町 堀江 5-11	H10. 4 ～汚泥 堆肥化

再生利用施設

名 称	設置主体	利用市町	処理能力 (t/h)	敷地面積 (m ²)	所 在 地	備考
クリントピア丸亀	中讃広域行政 事務組合	丸亀市 多度津町	9	20, 199	丸亀市土器町北 一丁目 72-2	リサイクルプラ ザ
クリーンセンター 丸亀	丸亀市	丸亀市	ペット 500kg 缶類 600kg ビン類 800kg	10996. 26	丸亀市川西町南乙 66-1	

埋立処分施設

名 称	設置主体	所在地	全体容量(m ³)	
飯山町不燃物埋立地	丸亀市	丸亀市飯山町東坂元	76, 000	
エコランド林ヶ谷	中讃広域行政 事務組合	仲多度郡まんのう町大字 十郷字追上林ヶ谷	365, 000	

(3) 一般廃棄物収集車両

ア ゴミ収集車及び汚泥吸引車の保有状況

車種	積載トン数	台数	所管課	保管場所	備考
軽貨物	0. 5t 未満	1	市民生活部クリーン課	クリーンセンター丸亀	トラック
小型貨物	0. 75t	1	教育部総務課	第二学校給食センター	タンク
	2t 未満	5	市民生活部クリーン課	クリーンセンター丸亀	トラック
普通貨物	2t 未満	2	市民生活部クリーン課	クリーンセンター丸亀	トラック
	3. 5t 未満	3	〃	〃	トラック
	〃	4	〃	〃	タンク
	6. 5t 以上	1	〃	〃	タンク
普通特種	2t 未満	5	市民生活部クリーン課	クリーンセンター丸亀	塵芥車
	〃	4	〃	業務委託先貸与	〃
	〃	1	教育部総務課	第二学校給食センター	〃
	3. 5t 未満	20	市民生活部クリーン課	クリーンセンター丸亀	〃
	2t	1	ボートレース事業局	丸亀ボートレース競走場	〃
	2t	1	教育部総務課	中央学校給食センター	〃
特殊用途	2t 未満	4	市民生活部クリーン課	クリーンセンター丸亀	フォークリフト 3 ホイローダ 1
	2t	1	都市整備部建設課	プラント	ショベルローダ 1
計		54 台			

イ し尿収集車の保有状況

車種	積載トン数	台数	所管課	保管場所	備考
普通特種	2t 未満	5	市民生活部クリーン課	クリーンセンター丸亀	
	〃	4	〃	業務委託先貸与	
	3.5t 未満	3	〃	クリーンセンター丸亀	
	6.5t 以上	3	〃	〃	
計		15 台			

(4) 緊急時トイレ兼用マンホール設置状況

種 類	数量	設 置 場 所	管 理 者	設 置 年 度
災害時対応型親子蓋	6	丸亀市総合運動公園 (自由広場)	市民生活部 スポーツ推進課	平成 8 年度
災害時対応型	20	丸亀市総合運動公園 (市民球場)	市民生活部 スポーツ推進課	平成 26 年度
災害時対応型	5	東汐入川けんこう広場 (健康広場)	都市整備部 都市計画課	平成 29 年度

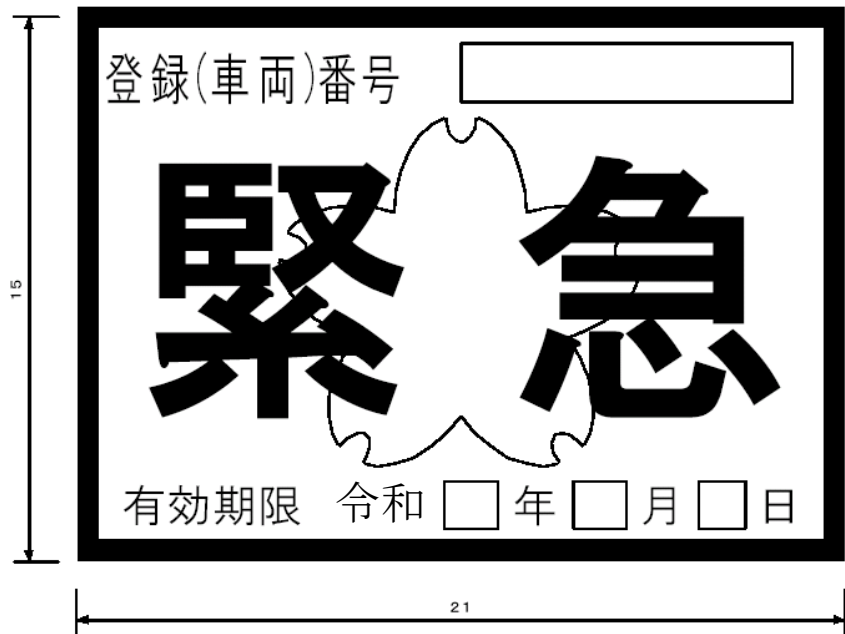
(5) 火葬場一覧 (公営)

所管 (課名)	火 葬 場				
	名 称	所 在 地	電 話	炉数	休止 ・ 動物
市民課	桜谷聖苑	丸亀市綾歌町岡田上 686-2	0877-86-1200	7	
生活環境課	本島火葬場	丸亀市本島町笠島 1020-1	-	1	
	広島火葬場	丸亀市広島町青木 1531-4	-	1	休止

9 交通・輸送関係

(1) 緊急通行車両の標章及び確認証明書

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さは、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知事印 公安委員会印
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考 用紙は、日本産業企画A4とする。

(2) 緊急輸送路

大規模な地震が起きた場合に避難活動や救急救助活動をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等の応急対策活動を広域的に実施するために指定した輸送路。

緊急輸送路は、災害時に応急対策活動のため一般の交通を規制することがある。

県指定

第1次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）

路 線 名	区 間
四国横断自動車道(高松自動車道)	東かがわ市坂元～観音寺市豊浜町
国道 11 号	東かがわ市坂元～高松市～観音寺市豊浜町
県道川津丸亀線	宇多津町～丸亀市昭和町
県道丸亀詫間豊浜線	丸亀市昭和町～天満町一丁目
市道昭和町田村線	丸亀市天満町一丁目～田村町
国道 32 号	高松市田村町～琴平町～三豊市財田町
国道 319 号	丸亀市～まんのう町買田
国道 438 号	坂出市富士見町～まんのう町勝浦

※防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第1次輸送確保路線と同等扱いとする。

(高松港(朝日地区の①及び朝日C地区)、坂出港、三本松港、津田港、坂手港、土庄港、丸亀港、詫間港、観音寺港)

第2次輸送確保路線（市町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）

路 線 名	区 間
国道 377 号	高松市香川町安原下～丸亀市綾歌町栗熊東
県道丸亀詫間豊浜線	丸亀市昭和町～三豊市詫間町
県道善通寺府中線	丸亀市飯山町
県道高松善通寺線	坂出市常盤町～丸亀市原田町
県道丸亀停車場線	丸亀市浜町～大手町
県道丸亀港線	丸亀市風袋町～港町
市道城東町南北2号線	丸亀市城東町
市道大手町南北1号線	丸亀市大手町
市道土器線	丸亀市土器町
市道土居町南北6号線	丸亀市土居町

※防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第2次輸送確保路線と同等扱いとする。(宮浦港)

第3次輸送確保路線（第1次、第2次輸送幹線路線を補完する道路）

路 線 名	区 間
県道高松琴平線	琴平町榎井～丸亀市綾歌町岡田上
県道丸亀三好線	丸亀市柞原町～善通寺市与北町

市指定

道 路

区 分	路線名	区 間
陸地部	国道 11 号	土器町西四丁目 ～ 飯野町東分
	国道 32 号	栗熊東 ～ 岡田下
	国道 438 号	岡田下 ～ 川原
	県道丸亀詫間豊浜線	今津町 ～ 土器町西四丁目
	県道高松善通寺線	中府町一丁目 ～ 土居町三丁目
	県道丸亀三好線	柞原町 ～ 郡家町

区 分	路線名	区 間
陸地部	県道丸亀停車場線	中府町一丁目 ～ 柞原町
	県道長尾丸亀線	土器町西四丁目 ～ 川西町南
	県道飯野宇多津線	飯野町東分 ～ 飯野町西分
	さぬき浜街道	新浜町一丁目 ～ 福島町
	県道善通寺綾歌線	富熊 ～ 栗熊東
	県道富熊宇多津線	富熊 ～ 川原
	県道岡田丸亀線	飯野町東二 ～ 飯野町西分
	県道善通寺府中線	飯野町東二 ～ 川原
	市道福島南条町線	中府町五丁目 ～ 福島町
	市道東汐入川緑地西線	大手町一丁目 ～ 瓦町
	市道東汐入川緑地東線	土居町三丁目 ～ 瓦町
	市道前塩屋町津森線	今津町 ～ 今津町
	市道大手町通町線	大手町二丁目 ～ 大手町二丁目
	市道田村町柞原線	柞原町 ～ 田村町
	市道郡家南北 3 号線	郡家町 ～ 郡家町
	市道郡家川西線	郡家町 ～ 郡家町
	市道垂水 102 号線	川西町南 ～ 垂水町
	市道丸亀臨港線	新浜町一丁目 ～ 蓬萊町
	市道西沖次見線	富熊
	市道西沖大原線	富熊
	市道富士見坂 1 号線	富熊
	市道五反地沖線	上法軍寺
	市道北ノ上青石線	川原
	市道北岸下川原線	川原
	市道楠見線	川原
広島地区	県道広島循環線	広島町江の浦 ～ 広島町江の浦
	県道広島循環線	広島町青木 ～ 広島町青木
	市道小手島幹線	広島町小手島 ～ 広島町小手島
	市道手島幹線	手島町 ～ 手島町
本島地区	県道本島循環線	本島町泊 ～ 本島町泊
	市道松ヶ浦 1 号線	本島町泊 ～ 本島町泊
	市道牛島幹線	牛島 ～ 牛島

港 湾

港 湾 名	種 別	管 理 者
丸 亀 港	地 方 港 湾	香 川 県
本 島 港	地 方 港 湾	丸 亀 市
里 浦 港	地 方 港 湾	丸 亀 市
江 の 浦 港	地 方 港 湾	丸 亀 市
青 木 港	地 方 港 湾	丸 亀 市
手 島 港	地 方 港 湾	丸 亀 市

漁 港

漁 港 名	種 別	管 理 者
小 手 島 漁 港	第 I 種	丸 亀 市

(3) 自動車の保有状況

(一般廃棄物収集、し尿収集、給水、消防車両を除く)

車種	台数	所 管 課	保 管 場 所	備 考
普通乗用	1	総務部庶務課	大手町第二駐車場	議長車
	2	〃 庶務課 共用車	〃	
	2	ボートレース事業局	丸亀ボートレース競走場	
小型乗用	6	総務部庶務課共用車	大手町第二駐車場	うち 3 台ステーションワゴン
	1	総務部庶務課	〃	市長車
	1	教育部幼保運営課	本島保育所	
	1	飯山市民総合センター	センター	
	3	ボートレース事業局	丸亀ボートレース競走場	うち 2 台ステーションワゴン
軽乗用	6	総務部庶務課 共用車	大手町第二駐車場	
	3	健康福祉部健康課	丸亀保健福祉センター	
	1	市長公室危機管理課	大手町第二駐車場	交通安全パトロール車
	1	教育部総務課	富熊小学校	
	1	教育部学校教育課 (少年育成センター)	生涯学習センター	
	2	綾歌市民総合センター	綾歌市民総合センター	
	3	ボートレース事業局	丸亀ボートレース競走場	
マイク	1	総務部庶務課	市役所本庁	29 人乗り
	1	都市整備部都市計画課	本島市民センター	コミュニティバス 26 人乗り
	1	飯山市民総合センター	飯山市民総合センター	29 人乗り
	1	教育部総務課	飯山中学校	野球部専用 29 人乗り
普通貨物	1	市民生活部スポーツ推進課	市民体育館	
	1	教育部総務課	東中学校	
	10	教育部総務課	中央学校給食センター 第二学校給食センター 飯山学校給食センター	給食配送車 2t 中央 5 台、第二 4 台 飯山 1 台
	1	ボートレース事業局	丸亀ボートレース競走場	
小計	51 台			

車種	台数	所 管 課	保 管 場 所	備 考
小型貨物	6	総務部庶務課 共用車	大手町第二駐車場	うち2台無線、2台放送設備付
	1	健康福祉部健康課	丸亀保健福祉センター	
	1	市民生活部生活環境課	本島市民センター	本島1台
	2	〃 クリーン課	クリーンセンター丸亀	
	1	〃 市民課	桜谷聖苑	
	3	〃 スポーツ推進課	市民体育館2台、市民球場1台	
	1	〃 生涯学習課(図書館)	中央図書館	
	2	都市整備部建設課	プラント	ダンプ2台 うち1台クレーン付
	4	教育部総務課	生涯学習センター1台 綾歌中1台、南中2台	南中2台のうち1台は放送設備付
	1	〃	丸亀中央公民館	
	4	教育部総務課 (学校給食センター)	中央給食センター1台 第二学校給食センター3台	第二学校給食センターのうち1台はダンプ
	1	〃 学校教育課	生涯学習センター(まなびらんど)	
	1	〃 学校教育課 (少年育成センター)	生涯学習センター	
	2	飯山市民総合センター	センター	
	1	文化財保存活用課	文化財保存活用課	
軽貨物	33	総務部庶務課 共用車	大手町第二駐車場	うち5台無線、2台放送設備付
	2	健康福祉部健康課	丸亀保健福祉センター	
	2	教育部幼保運営課	城辰保育所・垂水こども園	
	6	市民生活部生活環境課	広島市民センター3台 本島市民センター1台 生涯学習センター2台	うち放送設備付2台、 電気自動車1台
	1	〃 クリーン課	クリーンセンター丸亀	
	1	都市整備部建設課	港務所	
	2	健康福祉部保険課	本島・広島診療所各1台	
	4	総務部人権課	山根・二軒茶屋・金山・富士見	各1台
	1	市民生活部市民課	桜谷聖苑	
	1	市民生活部生涯学習課 (図書館)	中央図書館1台	
	3	綾歌市民総合センター	センター	
	3	飯山市民総合センター	センター	
	26	教育部総務課	城乾小、城坤小、城北小・城西小、城南小、城東小、城辰小、本島小中、郡家小、飯野小、垂水小、栗熊小、岡田小、飯山南小、飯山北小、東中、西中、南中、綾歌中、飯山中	綾歌中：放送設備あり 城北小、本島小中、西中は2台 他は1台
			第二学校給食センター、本島学校給食センター、中央学校給食センター	各1台
	8	市民生活部スポーツ推進課	市民体育館5台 飯山総合運動公園体育館1台 土器川体育センター1台 市民球場1台	
	3	文化財保存活用課	文化財保存活用課2台 資料館1台	
	1	ボートレース事業局	丸亀モーターボート競走場	
その他	4	市民生活部市民課	桜谷聖苑	霊柩車
	1	市民生活部生涯学習課 (図書館)	中央図書館	移動図書館車
	1	都市整備部下水道課	浄化センター	ダンプ
	1	ボートレース事業局	丸亀モーターボート競走場	塵芥車
合計	132台			

(4) 広報車・無線搭載車の状況

広 報 車	無 線 搭 載 車
香川４００た８５８０（総務部庶務課共用車）	香川８８０あ１０９２（都市整備部建設課）
香川４００た７９１９（　　〃　　）	香川　４０る５２７０（教育部総務課資料館）
香川４８０そ１５６７（　　〃　　）	香川４８０く４７９５（広島市民センター）
香川４８０さ７７９３（　　〃　　）	香川４００た７９１９（総務部庶務課共用車）
香川４００た７８７５（少年育成センター）	香川４８０そ１５６５（　　〃　　）
香川５８０て３６８５（　　〃　　）	香川４８０そ１５６６（　　〃　　）
香川　４５た２５７３（教育部総務課(学校給食センター)）	香川４８０さ７７９３（　　〃　　）
香川４００す６６７２（本島市民センター）	香川４８０た８５８０（　　〃　　）
香川　５８た１５３２（郡家こども園　　）	香川４８０そ１５６７（　　〃　　）
香川　４１さ９８０８（綾歌市民総合センター）	香川４００た７９２０（　　〃　　）
香川５８０そ４３３７（　　〃　　）	香川　５８た１５３２（郡家こども園　　）
香川４８０こ２０３５（　　〃　　）	香川　４１き４１１５（綾歌市民総合センター）
香川４００す８９１１（飯山市民総合センター）	香川　４１さ９８０８（　　〃　　）
香川　４１か４３１３（　　〃　　）	香川４８０こ２０３５（　　〃　　）
	香川４００す８９１１（飯山市民総合センター）
	香川　４１か４３１３（　　〃　　）
	香川４００せ５１２７（　　〃　　）

(5) 緊急用車両一覧表

(総務部庶務課 共用車 8 台)

車 番	車 種	備 考
香川４００ た ７ ９ １ ９	小型貨物（バン）	放送設備・無線付 青パト
香川４００ た ８ ５ ８ ０	〃	〃
香川４００ た ７ ９ ２ ０	〃	
香川４８０ さ ７ ７ ９ ３	軽 貨物（箱バン）	放送設備・無線付
香川４８０ そ １ ５ ６ ６	〃	放送設備
香川４８０ そ １ ５ ６ ７	〃	無線付
香川４８０ そ １ ５ ６ ８	〃	〃
香川４８０ そ １ ５ ６ ５	軽 貨物（トラック）	
計 ８ 台	放送設備付 4 台（小型貨物 2 台、軽貨物 2 台） 無線付 5 台（小型貨物 2 台、軽貨物 3 台）	

(綾歌市民総合センター 共用車 3 台)

香川 ４ ８ ０ こ ２ ０ ３ ５	軽 貨物	放送設備・無線付
香川 ４ １ さ ９ ８ ０ ８	軽 貨物	〃
香川 ４ １ き ４ １ １ ５	軽 貨物	〃
計 ３ 台		

(飯山市民総合センター 共用車 3 台)

香川４００ す ８ ９ １ １	小型貨物（バン）	放送設備・無線付
香川４００ せ ５ １ ２ ７	小型貨物（バン）	放送設備・無線付
香川 ４ １ か ４ ３ １ ３	軽 貨物（トラック）	放送設備・無線付
計 ３ 台		

10 災害救助車両

(1) 災害救助車両

被災地の災害対策本部の要請等に基づき災害救助に従事する車両については、次のどちらかの方法に従って通行することにより、通行料金が無料となる。(東日本高速道路株式会社)

ア 「災害派遣等従事車両証明書」の交付を受けている車両

イ 被災地の災害救助に従事する車両である旨を料金所の係員に説明。その際、名刺、目的、車両番号をメモで提出。(自治体からの証明書があればなおよい。)

(2) 災害派遣等従事車両証明書の発行手続き

ア 災害派遣等従事車両証明書の発行手続きは、県、市、町で実施できる。

イ 申請者は、県、市、町に災害派遣等従事車両証明書の申請書(様式1)、車検証等を提出し、証明書の発行を受ける。

また、必要に応じて活動内容の分かる書類を提出する。

ウ 条件

(ア) 期間は災害の都度定められる。(例: 東日本大震災 平成23年3月24日~9月10日まで)

(イ) 対象車両

a 被災者の避難所又は被災した県市町村の災害対策本部(物資集積所を含む)への救援物資等を輸送する車両

b 復旧・復興にあたるための物資、人員等を輸送するための車両

c 自治体が災害救援のための使用する車両

d その他、被災地救援等に必要な車両

エ 県、市、町から申請者に災害派遣等従事車両証明書(様式2)を発行する。

オ 利用方法

(ア) 高速道路等の入口では一般レーンの入口を使用し通行券を受け取る。

(イ) 出口では、一般レーンの料金所を使用し、通行券に証明書を添えて提出する。

令和 2 年 4 月 7 日				
香川県危機管理課長 殿				
申出者氏名 ○○株式会社 印				
災害派遣等従事車両証明申請書				
車 両 登 録 番 号		香川あ 1 0 0 あ 1 2 3 4 (自動車検査証の写しを添付)		
車 両 の 用 途		■人員搬送 (搬送人員 3 名) ①活動場所：宮城県多賀城市役所 ②活動内容：支援業務 □資材搬送 ①搬送先 (資材受入先) : ③ 送資材の品名及び量 :		
使用者	住 所	○○株式会社 (連絡先： 0 1 2 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0)		
	氏 名	○○株式会社 (運転手： ○○)		
通 行 日 時		令和 2 年 4 月 8 日 時 ～ 令和 2 年 5 月 9 日 時		
通 行 経 路		出 発 地	経 由	目 的 地
		高松市		宮城県
申 請 枚 数		10 枚		
活 動 内 容		救援物資の搬送		
受 付 年 月 日		処 理 欄		
		担 当 者		受領者
		交 付 番 号		
		交 付 年 月 日		
		有 効 期 限		

災害派遣等従事車両証明書（様式2）

災 害 派 遣 等 従 事 車 両 証 明 書	
発行番号	
通行 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
区 間	～
乗車責任者の氏名	
車両登録番号	
備 考	
この車両は、災害派遣従事車両であることを証明する。 令和 年 月 日	

災 害 派 遣 等 従 事 車 両 証 明 書	
発行番号	
通行年月日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
区 間	～
乗車責任者の氏名	
車両登録番号	
備 考	
この車両は、災害派遣従事車両であることを証明する。 令和 年 月 日	

様式 2 (記載例)

災 害 派 遣 等 従 事 車 両 証 明 書	
発 行 番 号	1-1
通 行 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
区 間	〇〇IC ～ △△IC
乗 車 責 任 者 の 氏 名	●●会社(株) 〇〇 △△
車 両 登 録 番 号	香川 100 あ 1234
備 考	
この車両は、災害派遣従事車両であることを証明する。 令和 年 月 日 香川県丸亀市〇〇部△△課長	

災 害 派 遣 等 従 事 車 両 証 明 書	
発 行 番 号	1-2
通 行 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
区 間	〇〇IC ～ △△IC
乗 車 責 任 者 の 氏 名	●●会社(株) 〇〇 △△
車 両 登 録 番 号	香川 100 あ 1234
備 考	
この車両は、災害派遣従事車両であることを証明する。 令和 年 月 日 香川県丸亀市〇〇部△△課長	

11 避難施設等一覧表

(1) 全般

改正前の災害対策基本法では、避難場所又は避難所の指定等に関して、特段の規定がなく、津波や水害等の際、住民が災害想定区域内にある避難所に避難した結果、かえって危険が生じた事例があった。このことから、避難を緊急な行動と仮の生活をおくる行動の２段階に区分することとなった。そして、緊急な行動において、災害ごとに危険から緊急に逃げるための指定緊急避難場所を指定した。なお、既に河川が氾濫している場合など、指定緊急避難場所へ移動することによりかえって危険が生ずる場合があることから、避難情報の発令基準を見直し、従来の「避難のための立退き」に加え、新たに、自宅の上階部分などの一定の安全が確保された「屋内での待避等の安全確保措置」を位置づけることとした。また、指定避難所についても想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること等の基準に適合する公共施設その他の施設を指定することとなった。

ア コミュニティ単位で地区を表示しているが、避難にあたっては、災害の実情に応じ、住所地から近く、かつ安全な避難が可能な指定緊急避難場所を利用することとする。

なお、災害の種類によって、それぞれ適正があるので注意が必要である。

イ 避難が必要な場合、あるいはそのおそれがある場合は、市災害対策本部、あるいは水防本部から避難に関する情報が発表される。

避難に関する情報には、避難対象地域及び指定緊急避難場所が含まれている。

ウ 指定避難所としては、全ての施設を対象とする。

指定緊急避難場所の指定基準は、以下のとおりである。

○ 洪水(河川氾濫、内水氾濫)

土器川、金倉川、綾川、大東川の洪水浸水想定区域外に立地していること。

○ 土砂災害(崖崩れ、土石流、地滑り)

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の区域外に立地していること。

○ 高潮

高潮浸水想定区域外に立地していること。

○ 地震

新耐震基準で建築されたもの、または旧耐震基準の建築物で耐震補強工事を行ったものであること。

○ 津波

南海トラフ巨大地震(最大クラス)の津波浸水想定区域外に立地していること。

○ 大規模火災

区画の大半が準防火地域外にあること。

※ ただし、洪水(河川氾濫、内水氾濫)、高潮、津波において、浸水想定区域内に立地していても、構造条件を満たしている(鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造等)こと及び想定水位以上の高さに避難できるスペースが確保されている場合は指定緊急避難場所として指定する(「△」で表示)。(内閣府「津波避難ビル等に係るガイドライン」)

また、土砂災害(崖崩れ、土石流・地滑り)において、土砂災害警戒区域内に立地していても、鉄筋コンクリート造等の強固な構造を持つ施設については、指定緊急避難場所として指定する(「△」で表示)。

なお、指定緊急避難場所の区分において、使用不可「×」であっても、災害の種類、程度等によって、使用する場合もある。

(2) 指定避難所及び指定緊急避難場所(令和6年4月1日現在)

No.	地区	指定避難所	施設名	住 所	電 話	収 容 人 数	洪 水		土 砂	高 潮	地 震	津 波	火 災
							計 画 規 模 降 雨	想 定 最 大 規 模 降 雨					
1	城 乾	○	城乾コミュニティセンター	南条町 34-28	21-0012	134	○	△	○	△	○	○	×
2		○	城乾小学校	中府町 5-15-1	22-8158	687	○	△	○	△	○	△	○
3		○	城乾こども園	南条町 34-46	21-0162	240	○	○	○	△	○	○	×
4	城 坤	○	城坤コミュニティセンター	今津町 283	23-8129	111	○	×	○	×	○	○	○
5		○	城坤小学校	今津町 348	24-4705	963	○	△	○	△	○	△	○
6		○	城坤幼稚園	今津町 278	22-3901	157	○	△	○	△	○	○	○
7		○	金倉保育所	金倉町 1230-1	22-5477	101	○	△	○	○	○	○	○
8		○	旧塩屋北保育所 (丸亀市シルバー人材 センター) 2階一部	塩屋町 5-6-1	23-6215	30	×	×	○	×	○	×	○
9		○	丸亀市民体育館	金倉町 924-1	24-6251	791	○	△	○	○	○	○	○
10		○	しおや保育所	前塩屋町 2-1-17	22-4848	331	△	△	○	×	○	△	○
11		○	県立丸亀城西高等 学校 第2体育館	津森町 267	23-5138	327	○	△	○	○	○	○	○
12		○	県立丸亀競技場 第1～第6会議室	金倉町 830	21-5800	143	○	×	○	○	○	○	○
13		指定緊急 避難場所 のみ	丸亀市浄化センター	昭和町 21-1	23-2298	屋内 49 屋外 1477	○	○	○	×	○	○	○
14	城 北	○	城北コミュニティセンター	御供所町 1-5-20	25-2141	100	×	×	○	×	○	×	×
15		○	城北小学校	瓦町 95	24-4700	727	△	△	○	△	○	△	×
16		○	東中学校	大手町 1-5-1	22-4154	1,068	△	△	○	△	○	○	×
17		○	城北こども園	北平山町 2-12-20	22-3449	111	△	△	○	×	○	△	×
18		○	旧土居保育所	土居町 2-13-3	58-3710	110	×	×	○	×	○	△	○
19		指定緊急 避難場所 のみ	東汐入川けんこう 公園	富士見町 1-998-1	—	屋外 670	×	×	○	×	○	×	○
20	城 西	○	城西コミュニティセンター	山北町 722-1	25-2266	105	○	○	○	○	○	○	○
21		○	城西小学校	六番丁 12	22-9267	894	○	○	○	○	○	○	○
22		○	西中学校	中府町 3-11-1	22-2251	1,005	○	○	○	△	○	○	○
23		○	県立丸亀高等学校 第2体育館	六番丁 1	23-5248	320	○	○	○	○	○	○	○
24		○	県立丸亀高等学校 武道館	城南町 63-5	23-4098	370	○	○	○	○	○	○	○
25	城 南	○	城南コミュニティセンター	山北町 200-1	24-0981	96	○	○	○	○	○	○	○
26		○	城南小学校	田村町 973	24-6177	625	○	○	○	○	○	○	○
27		○	はらだこども園	原田町 2046	22-2735	110	○	○	○	○	○	○	○
28		○	城南保育所	山北町 261	58-0551	194	○	○	○	○	○	○	○
29	土 器	○	土器コミュニティセンター	土器町東 7-160	24-2045	141	○	○	○	○	○	○	○
30		○	城東小学校	土器町西 5-113	24-4703	787	△	△	○	△	○	○	○
31		○	城東幼稚園	土器町西 4-668	22-3582	208	△	△	○	○	○	○	○
32		○	青ノ山保育所	土器町東 4-303	22-3450	163	○	○	×	○	○	○	○
33		○	二軒茶屋総合センター	土器町東 8-501	24-0243	51	△	△	○	△	○	△	○
34		○	クリントピア丸亀	土器町北 1-72-2	56-1144	77	○	○	○	△	○	○	○

No.	地区	指定 避難所	施設名	住 所	電 話	収 容 人 数	洪 水		土 砂	高 潮	地 震	津 波	火 災
							計画 規模 降雨	想定 最大 規模 降雨					
35	川 西	○	川西コミュニティセンター	川西町南 428-1	28-5519	83	△	△	○	○	○	○	○
36		○	城辰小学校	川西町北 151	28-7401	621	△	△	○	○	○	○	○
37		○	城辰幼稚園	川西町南 161	28-7302	133	△	△	○	○	○	○	○
38		○	城辰保育所	川西町南 696-1	28-8389	665	△	△	○	○	○	○	○
39		○	金山文化センター	川西町南 679-10	28-7137	49	×	×	○	○	×	○	○
40		○	土器川体育センター	川西町南甲 307	28-0766	347	△	×	○	○	○	○	○
41	郡 家	○	郡家コミュニティセンター	郡家町 814-1	28-6807	159	○	○	○	○	○	○	○
42		○	郡家小学校	郡家町 790-1	28-8401	787	○	○	○	○	○	○	○
43		○	南中学校	郡家町 3690	25-0700	1,121	○	○	○	○	○	○	○
44		○	郡家こども園	郡家町 787	28-7116	487	○	○	○	○	○	○	○
45		○	四国職業能力開発 大学校 体育館	郡家町 3202	24-6290	200	○	○	○	○	×	○	○
46	飯 野	○	飯野コミュニティセンター	飯野町東分 2334-2	23-6397	88	○	○	○	○	○	○	○
47		○	飯野小学校	飯野町西分 113	22-6019	575	○	○	○	○	○	○	○
48		○	飯野こども園	飯野町東分 2576	22-6049	309	○	○	○	○	○	○	○
49		○	香川県立香川丸亀 支援学校 体育館	飯野町東分 592-1	24-1215	147	○	○	○	○	○	○	○
50	垂 水	○	垂水コミュニティセンター	垂水町 1345-1	28-5520	87	○	×	○	○	○	○	○
51		○	垂水小学校	垂水町 1408	28-7551	492	○	△	○	○	○	○	○
52		○	垂水こども園	垂水町 1709	28-7351	161	○	○	○	○	○	○	○
53	本 島	○	本島コミュニティセンター	本島町泊 410-1	27-3222	128	○	○	△	△	○	○	○
54		○	本島小中学校	本島町泊 18	27-3417	247	○	○	△	△	○	○	○
55		○	旧本島中学校 体育館	本島町泊 410-1	—	131	○	○	×	×	○	○	○
56		○	本島幼稚園	本島町泊 34	27-3416	120	○	○	×	○	○	○	○
57		○	山根文化センター	本島町笠島 100-2	27-3938	29	○	○	×	×	×	○	○
58		○	山根児童館	本島町笠島 84-3	27-3146	17	○	○	○	×	○	○	○
59		○	西地区集会場	本島町尻浜 83	27-3418	13	○	○	×	○	○	○	○
60		○	牛島集会場	牛島 385	27-3471	7	○	○	×	○	×	○	○
61	広 島	○	広島コミュニティセンター	広島町江の浦 373-3	29-2030	145	○	○	△	△	○	△	○
62		○	広島小中学校	広島町江の浦 439	— (休校中)	271	○	○	○	△	○	△	○
63		○	へき地集会室	広島町青木 549	29-2332	205	○	○	×	○	○	○	○
64		○	手島自然教育センター	手島町 1273	29-2720	192	○	○	△	△	○	○	○
65		○	手島集会場	手島町 224	29-2305	15	○	○	×	×	×	○	○
66		○	小手島小中学校	広島町小手島 2782	29-2751	187	○	○	△	○	○	○	○

No.	地区	指定 避難所	施設名	住 所	電 話	収 容 人 数	洪 水		土 砂	高 潮	地 震	津 波	火 災
							計画 規模 降雨	想定 最大 規模 降雨					
67	岡田	○	岡田コミュニティセンター	綾歌町岡田下 516-1	86-3001	101	○	○	○	○	○	○	○
68	岡田	○	岡田小学校	綾歌町岡田下 217	86-3004	941	○	○	○	○	○	○	○
69		○	あやうたこども園	綾歌町岡田東 1150	86-3011	262	○	○	○	○	○	○	○
70		○	岡田保育所	綾歌町岡田下 87-1	86-3018	142	○	○	○	○	○	○	○
71	栗熊	○	栗熊コミュニティセンター	綾歌町栗熊西 1638-1	86-6605	220	○	○	○	○	○	○	○
72		○	栗熊小学校	綾歌町栗熊東 323	86-2002	657	○	○	○	○	○	○	○
73		○	綾歌中学校	綾歌町栗熊東 431	86-2006	1,357	○	△	○	○	○	○	○
74		○	栗熊保育所	綾歌町栗熊東 271	57-1132	152	○	×	○	○	○	○	○
75		○	綾歌総合文化会館	綾歌町栗熊西 1680	86-6800	309	○	○	○	○	×	○	○
76		○	綾歌保健福祉センター	綾歌町栗熊西 782	86-6600	161	○	○	○	○	○	○	○
77	富熊	○	富熊コミュニティセンター	綾歌町富熊 1192-1	86-5224	71	○	×	○	○	○	○	○
78		○	富熊コミュニティセンター分館	綾歌町富熊 1409-31	86-5087	93	○	○	○	○	○	○	○
79		○	富熊小学校	綾歌町富熊 1227	86-2010	840	○	△	○	○	○	○	○
80		○	富熊保育所	綾歌町富熊 1226	86-2209	196	○	×	○	○	○	○	○
81	飯山南	○	飯山南コミュニティセンター	飯山町上法軍 寺 1010-1	98-2200	90	○	△	○	○	○	○	○
82		○	飯山南小学校	飯山町上法軍 寺 1206	98-2024	782	○	△	○	○	○	○	○
83		○	飯山南保育所	飯山町上法軍 寺 1036	98-2624	188	○	○	○	○	○	○	○
84		○	飯山総合保健福祉センター	飯山町下法軍 寺 581-1	98-1571	317	△	△	○	○	○	○	○
85		○	東小川児童センター	飯山町東小川 1260	56-8778	140	×	×	○	○	○	○	○
86		○	県立飯山高等学校新体育館	飯山町下法軍 寺 664-1	98-2525	444	△	×	○	○	○	○	○
87	飯山北	○	飯山北コミュニティセンター (R7.6.14～7.31の間、使用不可)	飯山町川原 1112-6	98-6595	106	○	○	○	○	×	○	○
88		○	飯山北小学校	飯山町川原 1874	98-2020	1,260	○	○	○	○	○	○	○
89		○	飯山中学校	飯山町川原 1110	98-2027	916	○	○	○	○	○	○	○
90		○	飯山こども園	飯山町真時 71-1	98-4023	362	○	△	○	○	○	○	○
91		○	飯山北第一保育所	飯山町川原 1009	98-2620	189	○	○	○	○	○	○	○
92		○	飯山総合学習センター	飯山町西坂元 547-1	98-3319	148	△	△	○	○	○	○	○
93		○	飯山総合運動公園体育館	飯山町東坂元 2713-1	98-6800	579	○	○	○	○	○	○	○

(※) R7.8.1以降

(※)

(3) 津波避難ビル

No.	施設名	住 所	収容人数
1	SK ビルディング	天満町 1 丁目 12-18	50
2	オークラホテル丸亀	富士見町 3 丁目 3-50	110
3	藤井学園ユリーカホール	新浜町 1 丁目 3-1	1,000
4	旧丸亀魚市場	港町 307-16	80
5	JR 丸亀駅	新町 6 番地 3-50	600
6	創価学会丸亀文化会館	塩屋町 5 丁目 1-1	100
7	丸亀スターボウル	土器町東 6 丁目 457-1	200
8	市営富士見団地	富士見町 2 丁目 4 番 1～2、7 番 1～2	710
9	市営平山ハイツ	北平山町 2 丁目 10-18	30
10	猪熊弦一郎現代美術館	浜町 80 番地 1	500
11	市営外浜団地 (7～11 棟)	塩屋町 5 丁目 12 番	77
12	市営外浜団地 (3～6 棟)	塩屋町 5 丁目 12 番	78
13	ボートレースまるがめ	富士見町 4 丁目 1-1	3,771

(4) 福祉避難所

No.	施設名	住 所
1	香川県ふじみ園	飯山町東坂元 3667
2	うぶすな園	綾歌町栗熊西 782-5
3	宝樹リノ	綾歌町栗熊東 782
4	珠光園	飯野町東二 911-1
5	たるみ荘	垂水町 1353
6	青の山荘	土器町東四丁目 77
7	シャローム	垂水町川原 16-50
8	今津荘	今津町 186-1
9	紅山荘	飯山町上法軍寺 2600
10	華	綾歌町栗熊西 224-2
11	珠光園うらら	飯野町東二 903-1
12	珠光園はる	飯野町東二 903-1
13	福寿荘	柞原町 187-1
14	あおのやま	土器町東四丁目 78-3
15	すこやか苑	郡家町 2472
16	瀬戸荘	綾歌町岡田下 365
17	桃源苑	飯山町下法軍寺 865-1
18	たるみの杜	垂水町 1353
19	グループホームなごみ	垂水町 1353
20	丸亀さんさん荘	綾歌町栗熊東 2213-2
21	萬象園	川西町北字龍王 1685-1
22	多機能型事業所野の花	飯山町東坂元 1987-1
23	野の花生活介護	飯山町東坂元 1987-1
24	とまと園	塩屋町 5-9-5
25	グループホーム YELL	津森町 762-1
26	ネムの木	川西町南 258-1

(5) 予備的避難所

予備的避難所とは、周辺地域において避難が必要となった場合に自動的に使用できる施設ではなく、事前に施設の管理者等の了解が必要な施設であることから、市としては、ハザードマップ等には公開していません。(市としては、避難者数の一時的な増加に緊急に対応するための一時的な避難所と考えています。)

避難施設	収容可能エリア	概 要
創価学会丸亀文化会館施設 Tel 0877-33 - 1024 塩屋町 5-1-1	丸亀文化会館内 大城の間 200 名 青春の間 72 名 合計 272 名	創価学会四国方面事務局との申し合わせ事項確認書に基づく使用となり、使用にあたっては事前の調整が必要

避難施設	収容可能エリア	概 要
医療法人社団三愛会 三船病院 Tel 0877-23-2341 柞原町 366	協定書に基づく三船 会館及び駐車場の一 部	協定書に基づく使用
四国計測工業株式会社 Tel 0877-33-2221 仲多度郡多度津町南鴨 200-1	2 階食堂 400 m ²	四国計測工業株式会社との協定書に 基づく使用となり、使用にあたっては 事前の調整が必要
地域交流・子育て支援ひろばあ やめちゃん Tel 0877-28-2783 三条町 782 番地 1	60 名 (約 204 m ²)	社会福祉法人彩芽会との協定書に基 づく使用となり、使用にあたっては事 前の調整が必要
四国化成工業株式会社丸亀工場 Tel 0877-23-4111 港町 147 番地 1	厚生棟 2 階 会議室・ 食堂 50 名 (約 213 m ²)	四国化成工業株式会社との協定書に 基づく使用となり、使用にあたっては 事前の調整が必要
炭焼肉の近どう丸亀店 Tel 0877-35-8989 今津町 560	80 名 (約 264.42 m ²)	株式会社遊食房屋との協定書に基 づく使用となり、使用にあたっては事前 の調整が必要

12 災害対策用ヘリポート (令和 5 年 4 月 1 日現在)

● 香川県防災ヘリコプターの臨時離着陸場 / 飛行場外離着陸場

★ 香川県救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)の飛行場外離着陸場

場外名	場 所	所在地	管理者	管理者 連絡先	座 標 (地 積)	防 災 ヘ リ	ド ク タ ー ヘ リ
中津運動公 園	中津運動公園	中津町 11 番 地 1	(公財)丸亀市ス ポーツ協会	0877-24- 6251	N 34° 17' 11" E 133° 46' 07" (90m×90m)	●	★
蓮池公園	蓮池公園	中府町 1 丁目 1 番地	(公財)丸亀市ス ポーツ協会	0877-24- 6251	N 34° 16' 33" E 133° 47' 51" (65m×110m)	● ※6	★
丸亀市	丸亀市総合運 動公園陸上競 技場	新田町 1 番地 1	(公財)丸亀市ス ポーツ協会	0877-24- 6251	N 34° 15' 54" E 133° 47' 19" (76m×80m)	● ※3	未 指 定
川西町	土器川公園	川西町南地先	(公財)丸亀市ス ポーツ協会	0877-24- 6251	N 34° 15' 05" E 133° 50' 13" (2000m×100m)	● ※3	未 指 定
本島市民セ ンター	本島市民セン ター	本島町泊 410 番地 1	丸亀市 (生活環境課)	0877-24- 8809	N 34° 23' 05" E 133° 46' 51" (88m×42m)	● ※6	未 指 定
広島市民セ ンター	広島市民セン ター	広島町江の浦 373 番地 3	丸亀市 (生活環境課)	0877-24- 8809	N 34° 21' 53" E 133° 42' 55" (90m×45m)	● ※6	★
小手島	丸亀市立小手 島小・中学校 運動場	広島町小手島 2782 番地	丸亀市 (教育部総務課)	0877-24- 8820	N 34° 22' 27" E 133° 39' 06" (45m×50m)	● ※6	★
手島	手島フェリー 発着場東側第 4 号野積場	手島町字中村 1845 番地 14	丸亀市 (建設課)	0877-24- 8943	N 34° 23' 54" E 133° 40' 20" (75m×55m)	●	★
本島小阪	本島港小阪地 区野積場	本島町小阪 1402 番地	丸亀市 (建設課)	0877-24- 8943	N 34° 22' 39" E 133° 46' 32" (24m×24m)	● ※9	★

場外名	場 所	所在地	管理者	管理者 連絡先	座 標 (地 積)	防 災 ヘ リ	ド ク タ ー ヘ リ
飯山河川敷	土器川右岸河 川敷公園	飯山町東小川	(公財)丸亀市ス ポーツ協会	0877-24- 6251	N 34° 14' 40" E 133° 50' 25" (200m×200m)	● ※3	★
飯野河川敷 ヘリポート	土器川右岸河 川敷(飯野河 川敷ヘリポ-ト)	飯野町大字東 二字茶田地先	国土交通省四国地方 整備局香川河川国道 事務所土器川出張所	0877-22- 8318	N 34° 16' 01" E 133° 49' 49" (20m×23m)	●	★
垂水防災ヘ リポート	土器川左岸河 川敷(垂水防 災ヘリポ-ト)	垂水町字行時 地先	国土交通省四国地方 整備局香川河川国道 事務所土器川出張所	0877-22- 8318	N 34° 14' 06" E 133° 50' 04" (20m×23m)	●	★
広島青木	広島町青木	広島町青木	丸亀市 (建設課)	0877-24- 8943	N 34° 22' 10" E 133° 41' 23" (34m×34m)	未 指 定	★

※3 全国航空消防防災協議会届出の多数機離着陸可能な場外離着陸場

※6 防災対応

※9 救急搬送用

13 災害用物資の備蓄状況

市調達の備蓄物資

(令和7年4月1日現在)

種 類	品 目	単 位	数 量
食料・飲料水	アルファ米	食	20,100
	粉ミルク	キログラム	10.77
	液体ミルク	本	96
	(哺乳ビン)	本	240
	保存水	リットル	19,920
生活必需品	毛布	枚	5,689
	アルミマット	枚	2,100
	紙おむつ(大人用)	枚	316
	紙おむつ(子供用)	枚	1,136
	生理用品	枚	8,400
	トイレットペーパー	個	1,110
避難所用資機材	組立トイレ	基	31
	簡易トイレ	箱	1,038
	携帯トイレ	回分	32,000
	汚物圧縮保管袋	枚	220
	パーソナルテント	張	38
	防水シート	枚	450
	ランタン	個	58

種 類	品 目	単 位	数 量
避難所用資機材	タオル	枚	450
	200水タンク	個	85
	簡易ベッド	台	908
	パーテーション	張	1,020
	蓄電式非常用発電機	個	6
感染症対策用品	非接触型体温計	個	91
	マスク	枚	33,000
	アルコール消毒液	リットル	250
	消毒用薬剤	包	3,000

※主な保管場所：市民総合センター（飯山・綾歌）
 市民球場
 市立小中学校
 コミュニティセンター等

14 耐震性貯水槽

種類	数量	設置場所	管理者	設置年度
生活用水用	1（200 m ³ ）	丸亀市総合運動公園 （市民球場）	協働推進部 スポーツ推進課	平成 26 年度

15 その他

(1) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

【災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度】(平成 12 年 3 月 31 日香川県告示第 283 号) (R5. 7. 14 改定)】

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災 害 発 生 の 日 か ら 7 日 以 内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費。	災 害 発 生 の 日 か ら 20 日 以 内 着 工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000 円以内とする。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災 害 発 生 の 日 か ら 速 か に 借 上 げ、 提 供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内	災 害 発 生 の 日 か ら 7 日 以 内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災 害 発 生 の 日 か ら 7 日 以 内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額				期 間	備 考		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から10日以内	1 備蓄物質の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区 分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上1人増すごとに加算
		全壊・全焼・流出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊・半焼・床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
			冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内				災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費				災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、又は準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある者 2 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる損傷により被害を受けた者	1 住家の被害拡大を防止するための緊急の修理 1世帯当たり 50,000 円 2 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分1世帯当り次に掲げる額以内とする。 ア イに掲げる世帯以外の世帯 706,000 円以内 イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円				1 災害発生の日から1ヵ月以内 2 災害発生の日から3ヵ月以内			

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
学用品の 給与	住宅の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（※2）、中学校生徒（※3）及び高等学校等生徒（※4）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当り次の金額以内 小学校児童 4,800 円 中学校生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内 (文房具及び通学用) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当り 大人（12 歳以上） 219,100 円以内 小人（12 歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の 搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の 処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当り 3,500 円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当り 5,500 円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の 除去	居室、炊事場、玄関に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	1 人 1 日当り 医師、歯科医師 22,300 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,700 円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,800 円以内 救急救命士 15,600 円以内 土木技術者、建築技術者 16,600 円以内 大工 24,100 円以内 左官 24,200 円以内 とび職 23,500 円以内	救助の実施が認められる期間以内	1 時間外勤務手当は、日当の額を基礎とし、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。 2 旅費は、日当の額を基礎とし、職員等の旅費に関する条例（昭和 27 年香川県条例第 32 号）の規定により定められた額の範囲内において、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。

※1 この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。
※2 義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。
※3 義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。
※4 高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

(2) 被災者生活再建支援制度の概要

ア 対象となる自然災害

対象災害は、自然災害によるもので、下記に該当する災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 - ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村
 - ③ 100以上の世帯の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）
 - ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

イ 対象世帯

上記1の対象となる自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

ウ 支給金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住家の被害程度		全壊 (イ①に該当)	半壊→解体 (イ②に該当)	長期避難 (イ③に該当)	大規模半壊 (イ④に該当)
支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
	単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

エ 支援金の支給申請

- ① 申請窓口：市町
- ② 申請時の添付書類
 - (ア) 基礎支援金
 - ・罹災証明書
 - ・住民票等
 - (イ) 加算支援金
 - ・契約書（住宅の購入、賃借等）等
- ③ 申請期間
 - (ア) 基礎支援金
災害発生日から13月以内
 - (イ) 加算支援金
災害発生日から37月以内

オ 支援金支給の流れ

